

東大阪市第2次総合計画

## 前期基本計画第1次実施計画

(平成15年度～17年度)

東 大 阪 市

## は じ め に

本市では、昨年に「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を基本理念とし、その将来都市像を「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」とする第2次総合計画基本構想を定めました。

基本構想は、平成15年度からスタートさせ、平成32年(2020年)を目標年次とする18年間の構想となっております。この基本構想を受け、構想期間の前期8年間の計画期間として、平成22年(2010年)を目標年次とした前期基本計画を策定し、本市のまちづくりの基本方針を明らかにしたところであります。

このたび、この前期基本計画に基づき、平成15年度から同17年度までの3カ年を計画期間とする、具体的な施策の内容や実施方針などを示した、第1次実施計画を策定いたしました。

策定にあたっては、第2次総合計画における当初の実施計画となるため、前総合計画等に基づく計画などとの継続性や整合性を配慮するとともに、「市民が主体となったまちづくり」、「市民文化を育むまちづくり」、「健康と市民福祉のまちづくり」、「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」を施策の柱とする新総合計画の目標の実現を目指して、各般の施策の推進を総合的、積極的に取り組んだところあります。

計画の推進にあたっては、地方分権の推進、都市間競争の時代とされる中、21世紀のまちづくりを見据えた市民福祉のさらなる向上を図り、少子高齢化の進行、高度情報化社会や国際化の進展など、社会情勢の急激な変化に対してもローリングシステムなどにより的確に対応させてまいります。

今後とも、わが国の経済状況は不透明感が強く、景況の停滞に長期化、深刻化が懸念され、本市の財政状況は、さらに厳しさを増してくるものと予測されますが、引き続き、行財政改革を積極的に推進し、財源の確保などに努めるとともに、市民の目線に立った事業の精査や無駄のない行政執行に全力で取り組み、計画の達成を図ってまいります。

市民の皆さまをはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成15年2月

東大阪市長 松見正宣

# 目 次

## 第1編 総論

計画策定の基本的な考え方	6
計画の構成	7
計画事業費	8
財政収支展望（普通会計）	9

## 第2編 元気都市推進プラン

夢と活力あふれる元気都市・東大阪	10
地域まちづくりの推進	11
モノづくり支援の推進	12
文化的資源を活用したまちづくりの推進	13
行財政改革方針、行財政行動計画の策定と推進	14

## 第3編 部門別計画

### 第1部 市民が主体となったまちづくり

第1章 市民自治のまちづくり	15
第1節 市民によるまちづくりの推進	15
第2節 市民参加の推進	16
第3節 こころふれあうコミュニティづくり	17
第2章 人権尊重と平和のまちづくり	19
第1節 人権尊重のまちづくりの推進	19
第2節 男女共同参画社会の実現	20
第3節 平和都市づくりの推進	21
第3章 都市行政の総合的な推進	22
第1節 地方分権に伴う取り組みの強化	22
第2節 情報公開の推進	22
第3節 広報・広聴活動の充実	23
第4節 効率的な行政運営の推進	24
第5節 健全な財政運営の推進	25
第6節 広域行政の推進	27

## 第2部 市民文化を育むまちづくり

第1章 市民文化の創造 -----	2 8
第1節 文化都市の創造 -----	2 8
第2節 文化・芸術の振興 -----	2 9
第3節 歴史・文化遺産の保全と活用 -----	3 1
第2章 交流文化の創造 -----	3 3
第1節 市民交流の充実 -----	3 3
第2節 国際交流の充実 -----	3 4
第3節 コンベンション機能の充実 -----	3 5
第4節 都市観光の推進 -----	3 6
第3章 生涯学習環境の充実 -----	3 7
第1節 生涯学習機会の拡充 -----	3 7
第2節 生涯学習情報の充実 -----	3 8
第3節 生涯学習施設の充実 -----	3 9
第4章 学校教育の充実 -----	4 0
第1節 幼稚園教育の充実 -----	4 0
第2節 義務教育の充実 -----	4 2
第3節 高等学校教育の充実 -----	4 5
第4節 高等教育の振興 -----	4 6
第5節 学校園教育活動への支援の充実 -----	4 7
第5章 青少年が健やかに育つまちづくり -----	4 8
第1節 青少年の社会参加の促進 -----	4 8
第2節 次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進 -----	4 9
第6章 スポーツ・レクリエーションの推進 -----	5 0
第1節 スポーツ都市の創造 -----	5 0
第2節 スポーツ・レクリエーション活動の充実 -----	5 1

## 第3部 健康と市民福祉のまちづくり

第1章 健康で元気な市民づくり -----	5 2
第1節 健康づくりの推進 -----	5 2
第2節 地域医療体制の充実 -----	5 3
第3節 地域保健対策の充実 -----	5 5
第4節 生活衛生の充実 -----	5 7
第5節 墓地・斎場の整備 -----	5 9
第2章 地域福祉のまちづくり -----	6 0
第1節 地域福祉の推進 -----	6 0
第2節 福祉のまちづくりの推進 -----	6 1

第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実	6 3
第1節 子育て支援の推進	6 3
第2節 保育の充実	6 4
第3節 ひとり親家庭福祉の充実	6 6
第4章 長寿社会を支える福祉の充実	6 7
第1節 総合的な高齢者保健・福祉施策の推進	6 7
第2節 高齢者の生きがいづくりの充実	6 7
第3節 高齢者介護制度の充実	6 8
第5章 障害者（児）福祉の充実	7 0
第1節 総合的な障害者（児）福祉施策の推進	7 0
第2節 社会参加の促進	7 1
第3節 保健・医療の充実	7 2
第4節 福祉サービスの充実	7 3
第6章 生活自立の援助	7 4
第1節 低所得者への支援の充実	7 4
第2節 国民年金の充実	7 5
第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり	
第1章 中小企業活性化の推進	7 6
第1節 中小企業支援の充実	7 6
第2節 情報提供の充実	7 8
第3節 中小企業金融の充実	7 9
第2章 都市型産業の振興	8 0
第1節 商業・業務機能の充実	8 0
第2節 工業の振興	8 1
第3節 農業の振興	8 2
第4節 未来を担う産業の育成	8 3
第3章 産業活性化のための環境の整備	8 4
第1節 企業活動を支える環境の充実	8 4
第2節 労働環境の充実	8 4
第4章 消費生活の充実	8 6
第1節 消費者保護施策の充実	8 6
第2節 消費者意識の高揚	8 6
第3節 消費者活動の促進	8 7
第4節 生活関連物資の安定供給	8 8
第5部 安全で住みよいまちづくり	
第1章 魅力ある都市環境の形成	8 9
第1節 良好な市街地の形成	8 9

第2節	うるおい環境の創造	-----	90
第3節	良好な住まいづくりの推進	-----	93
第2章	総合的な都市交通環境の充実	-----	95
第1節	都市交通環境の整備	-----	95
第2節	公共交通の充実	-----	97
第3節	道路網の整備	-----	100
第3章	災害に強いまちづくり	-----	102
第1節	防災都市づくりの推進	-----	102
第2節	防災体制の充実	-----	103
第3節	自主防災の促進	-----	106
第4章	暮らしを支える環境づくり	-----	107
第1節	良好な環境の保全と創造	-----	107
第2節	水・エネルギーの安定供給	-----	110
第3節	下水道の整備と保全	-----	111
第4節	情報通信基盤の整備	-----	113
第4編 地域別計画			
A地域	-----	-----	115
B地域	-----	-----	116
C地域	-----	-----	117
D地域	-----	-----	118
E地域	-----	-----	119
F地域	-----	-----	120
G地域	-----	-----	121

# 第 1 編 総 論

## 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画策定の目的

この計画は、東大阪市第2次総合計画基本構想及び前期基本計画において定められた「夢と活力あふれる元気都市」の創造をめざし、市行政を総合的かつ効果的に推進するために、その具体的施策と実施の方向を明らかにするものである。

また、策定にあたっては、計画期間等から次の性格を有するものと認識し策定した。

#### 2 1世紀初頭のまちづくり計画であること

21世紀の東大阪市を市民の夢と希望に応えられるまちとするよう、ますます進展する少子高齢化や高度情報化といった社会の流れに適切に対応するとともに、都市の基幹施設としての下水道、公園などについて一層の整備に努めるものとする。

#### 地方分権時代下におけるまちづくり計画であること

平成12年4月の地方分権一括法の施行によって、地方自治体の自主性・自立性は高まり自らの力によって、まちづくりを一層進めることが可能となったが、一方では、都市間競争の時代ともいわれ、市民に対する責任の重さを一段と増加させている。

このため、今後のまちづくりにおいては、この認識を一層強めるとともに、本市自らの行財政力をさらに高め、創意と工夫を凝らしながら、特色あるまちづくりに努めるものとする。

#### 厳しい経済情勢下におけるまちづくり計画であること

わが国の経済は、依然として不況下にあり、本市の財政運営は厳しく、今後も予断を許さない状況に置かれている。

このため、計画事業においては、各事業の必要性や効果を再点検し、事業内容を精査するとともに、あわせて、行財政改革の着実な推進により、財源の確保を図り各般の事業の推進に努めるものとする。

### 東大阪市第2次総合計画 施策の柱

- 1) 市民が主体となったまちづくり
- 2) 市民文化を育むまちづくり
- 3) 健康と市民福祉のまちづくり
- 4) 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
- 5) 安全で住みよいまちづくり

### 2. 計画の期間

計画の期間は、平成15年度から17年度までの3カ年とする。

なお、計画策定後の社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じローリングシステムにより、適宜、改定を行う。

### 3. 計画の対象事業

- (1) 計画の対象事業は、総合計画・基本構想及び新基本計画の推進を図るため、市が主体となって実施する主要な施策を中心とし、比較的規模の小さい施策及び維持管理的なものは除いている。
- (2) 国・府などが実施する事業及び広域的な処理がより適切であると考えられる事業については、その実現を図るよう、「主要な事業計画」のなかで明らかにしている。

#### 計画の構成

この計画は、「総論」、「元気都市推進プラン」、「部門別計画」及び「地域別計画」の4編で構成するものとする。

#### 1 総論

計画の目的、期間、部門別事業費など、計画の基本的事項を明らかにするものとする。

#### 2 元気都市推進プラン

まちづくりの基本理念である「人間尊重のまちづくり」、「市民参加のまちづくり」、「豊かさを創造するまちづくり」の下、基本計画では、行政の各施策を重点的、横断的に推進し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組む施策展開の目標を示すものとして、「ラグビーのまち」、「モノづくりのまち」、「うるおいと風格のあるまち」、「開かれたまち - 活力ある行財政運営」を掲げており、その実現を図るため、実施計画においては、計画期間（平成15年度～17年度）に実施する既存事業を元気都市推進プランとしてその実現に努めてまいります。

#### 3 部門別計画

前期基本計画に定められている「主要な施策」に基づき、「方針」、「施策の体系」及び「主要な事業計画」により構成するものとする。

「方針」は、長期的展望にたつて、計画を推進するための基本的方向、方針を示したものである。

「施策の体系」は、計画を推進するために必要な施策を原則として3段階に体系化したものである。

「主要な事業計画」は「施策の体系」にそつて、主な施策の内容を明らかにしたものである。

なお、建設事業費については、3カ年の事業費などを一覧表として掲げている。また、建設事業等の「現況」は平成13年度末を原則として記載している。

#### 4 地域別計画

市域を7地域（A～G）に区分し、部門別計画の「主要な事業計画」のうち、地域に表示できるものについて、明らかにするものとする。

計画事業費

1 部門別事業費

(単位 百万円)

区 分	事業費 (平成15~ 17年度)	左の財源内訳			
		国府支出金	市 債	そ の 他	一般財源
1 市民が主体となったまちづくり	9,490	0	9,000	210	280
2 市民文化を育むまちづくり	11,659	594	4,265	4,076	2,724
学 校 教 育	6,423	442	3,698	0	2,283
生 涯 学 習	5,236	152	567	4,076	441
3 健康と市民福祉のまちづくり	4,593	359	1,973	88	2,173
市 民 福 祉	2,585	327	618	88	1,552
保 健 ・ 医 療	2,008	32	1,355	0	621
4 活力ある産業社会を切り拓くま ちづくり	361	29	67	0	265
中 小 企 業	133	29	0	0	104
農 業	228	0	67	0	161
5 安全で住みよいまちづくり	78,889	18,884	47,304	697	12,004
緑化・公園・景観	6,917	1,625	3,438	5	1,849
市 街 地 整 備	2,832	1,636	344	0	852
住 宅	3,152	936	1,525	0	691
上 水 道	1,449	0	1,158	0	291
下 水 道	37,426	7,516	28,304	496	1,110
交 通	15,669	4,378	7,335	0	3,956
道 路	6,730	1,824	3,166	144	1,596
防 災	2,805	969	1,231	0	605
環 境	1,909	0	803	52	1,054
計	104,992	19,866	62,609	5,071	17,446

2 会計別事業費

(単位 百万円)

区 分	事業費 (平成15~ 17年度)	左の財源内訳			
		国府支出金	市 債	そ の 他	一般財源
普通会計	64,612	12,350	32,063	4,575	15,624
公共下水道事業 特別会計	37,426	7,516	28,304	496	1,110
病院事業会計	1,505	0	1,084	0	421
水道事業会計	1,449	0	1,158	0	291
計	104,992	19,866	62,609	5,071	17,446

注)「普通会計」とは、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計の事務経費を合算し、純計したものである。

財政収支展望(普通会計)

本市を取り巻く財政環境は、非常に厳しい状況にあるが、21世紀初頭の本市の基盤づくりを進めるため、財源の確保に努めながら、第1次実施計画の着実な推進と今日的な行政課題への的確な対応を図っていく必要がある。

このため、行財政改革の基本方針に基づき、人件費をはじめ経常的な経費の削減を図り、事務事業の見直しや事業の厳しい選択を行い、中長期的な展望に立った財政運営に努めることを基本としながら、現行の、税財政制度を前提に、一定の条件のもとで、平成15年度から17年度までの財政収支展望を推計した。

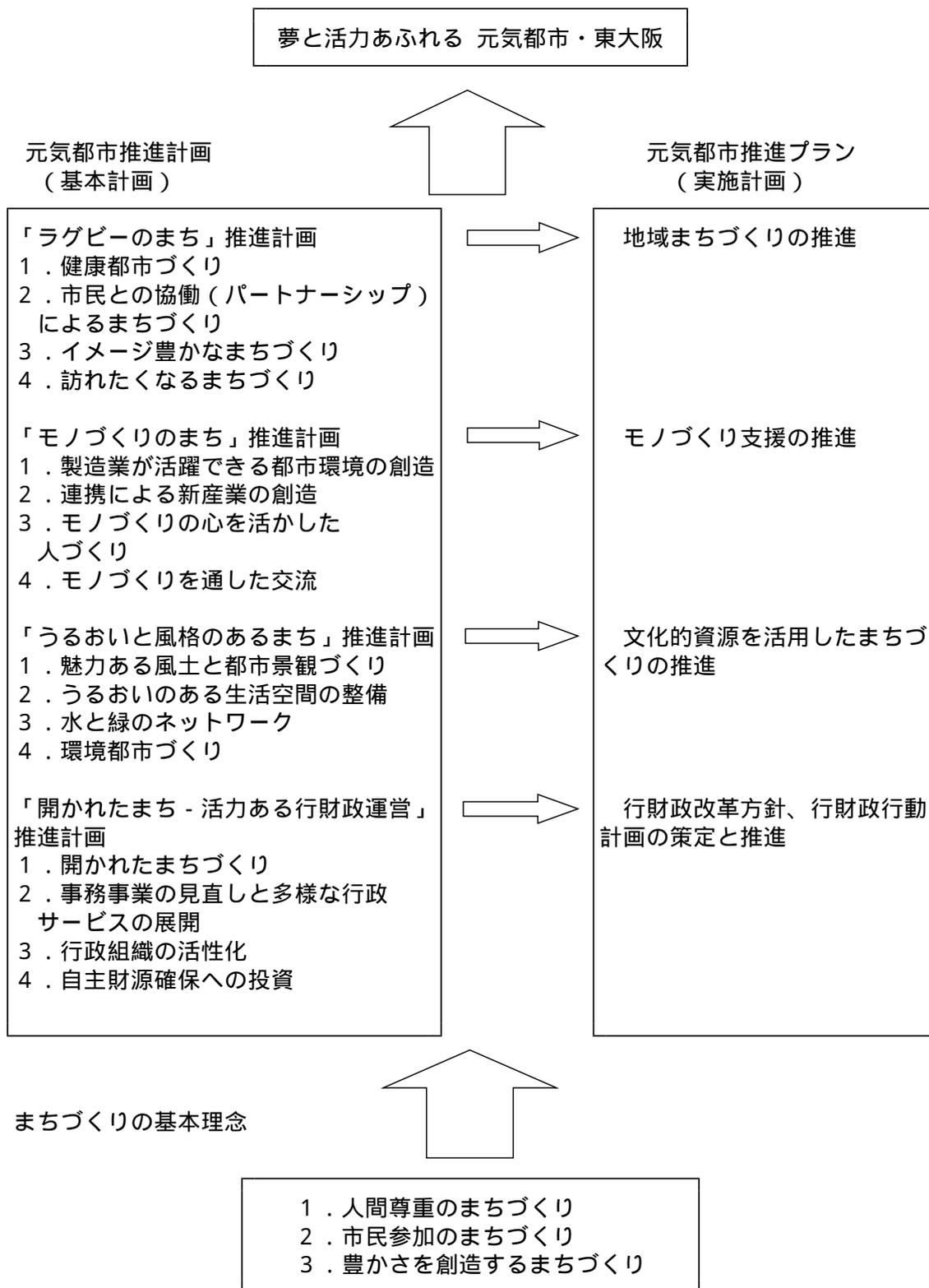
普通会計財政収支展望

(単位 百万円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	3力年計 平成15～17年度
歳入	市 税	76,345	75,118	75,210	226,673
	地 方 交 付 税	25,781	25,681	25,381	76,843
	地 方 消 費 税 交 付 金	5,145	5,145	5,145	15,435
	地 方 特 例 交 付 金	2,245	2,245	2,245	6,735
	減 税 補 て ん 債	1,062	1,062	1,062	3,186
	地 方 譲 与 税 等	2,437	2,437	2,437	7,311
	( 小 計 )	(113,015)	(111,688)	(111,480)	(336,183)
	そ の 他 の 収 入	45,611	46,266	46,373	138,250
	歳 入 合 計	158,626	157,954	157,853	474,433
歳出	人 件 費	43,855	41,331	39,463	124,649
	う ち 退 職 手 当	5,782	4,459	3,235	13,476
	扶 助 費	41,160	42,295	42,679	126,134
	公 債 費	16,128	14,545	15,651	46,324
	( 小 計 )	(101,143)	(98,171)	(97,793)	(297,107)
	そ の 他 の 経 費	33,489	33,118	33,057	99,664
	繰 出 金	23,583	24,192	24,162	71,937
	実施計画 充当一般財源	5,100	5,293	5,231	15,624
歳 出 合 計	163,315	160,774	160,243	484,332	
財源不足額 -		4,689	2,820	2,390	9,899
補填財源	財 産 収 入	1,785	768	2,087	4,640
財源	財政調整基金・減債基金	2,904	2,052	303	5,259

## 第2編 元気都市推進プラン

将来都市像



## 地域まちづくりの推進

市民、企業、行政の協働により、生涯にわたってスポーツを楽しむ健康な都市づくり、イメージ豊かなまちづくり、ラグビーを通して全国の人々が訪れたいくなるまちづくりを推進するため、市民の代表や地域住民の積極的な参画による公民協働の場を確保し、地域に視点を置いたまちづくりを進める。

### 〔事業の概要〕

公民協働によるまちづくり活動の拠点施設としてリージョンセンター市民プラザを積極的に活用し、地域の文化的資源や個性を活かしたまちづくり活動を広範な市民参加の下に推進する。

地域におけるまちづくり活動を促進し、各地域の市民活動の連携を図るため、全市的協議組織の設置や活動支援など、公民協働によるまちづくりに向けた支援制度についての検討を行う。

また、これらの地域における取り組みに当たっては、NPOや各種ボランティア団体と協働し、連携を図るため、条例や組織について検討を行う。

### 〔関連事業〕

- (1) (仮称)まちづくりプロジェクト推進協議会の開催
- (2) NPO団体等の育成・支援と相談機能の充実
- (3) まちづくり活動支援の充実
- (4) 地域政策研究事業等の充実(外部研究員制度の創設と地域研究助成制度の拡充)

## モノづくり支援の推進

製造業の立地優位性を高める都市基盤整備を進めるとともに、本市製造業の強みである基盤的技術の集積を生かして、製造業の営業支援を中心に、高付加価値製品へのシフトチェンジや地域の産業構造を踏まえた新たな地域産業の創造、新規開業を支援する。

また、産学連携や企業間ネットワークの形成を促進し、新たな時代の変化に対応したモノづくり支援を展開する。

さらには、地域に根付いたモノづくりの心を次代に引き継ぐため、若年層を対象とした事業などを行う。

### 〔事業の概要〕

技術交流プラザや「東大阪ブランド」C I 運動展開事業などを強化し、製造業の技術力向上と販路開拓支援に努めるとともに、企業立地促進の基礎となるデータベースの整備を図る。

また、東部大阪地域におけるものづくり支援拠点施設として整備が行われている「クリエイション・コア東大阪」が持つ、インキュベート機能や常設展示スペース等の活用を図るとともに、経営相談のワンストップサービスの実現や産学連携の促進を図る。

### 〔関連事業〕

- ( 1 ) 技術交流プラザの英語版ホームページ等の作成
- ( 2 ) 「東大阪ブランド」C I 運動の展開
- ( 3 ) モノづくり立地促進事業
- ( 4 ) ものづくり支援拠点施設の活用  
( 常設展示場出展支援、創業促進インキュベーション支援、産業振興センター運営 )
- ( 5 ) 海外販路開拓サポート事業
- ( 6 ) 産業技術支援センター機器等整備
- ( 7 ) I S O 認証取得支援
- ( 8 ) 産学官連携モノづくり体験事業補助

## 文化的資源を活用したまちづくりの推進

次代に継承すべき郷土の歴史や文化などの資源を活用し、地域の個性や魅力を活かしたうるおいのある生活空間づくりに努めるとともに、環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民の参加と協働による文化的資源を活用したまちづくり推進に取り組む。

### 〔事業の概要〕

司馬遼太郎記念館の開設にあわせた小阪・八戸ノ里地域（F地域）での記念館周辺整備事業に引き続き、各地域の個性と魅力を活かしたまちづくりを地域の市民活動との連携を図るなかで進める。

### 〔関連事業〕

- ( 1 ) 鴻池新田会所整備事業
- ( 2 ) 旧河澄家整備活用事業
- ( 3 ) 長瀬川沿道整備事業
- ( 4 ) グリーンガーデンひらおかの活用
- ( 5 ) 花園中央公園整備事業

## 行財政改革方針、行財政行動計画の策定と推進

行財政改革は、自治体として責任ある行財政運営を維持するために行うものであり、行政の公開性と透明性を高め、開かれたまちづくりを進める。

市民・企業・行政の連携のもと簡素な組織・体制づくり、職員の政策形成能力の向上などにより、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる行政運営を目指す。

あわせて本市の持続的かつ健全な成長を確保するため、都市生活基盤の整備や地域の活性化を積極的に進め、財政構造の健全化に努める。

### 〔関連事業〕

#### (1) 開かれたまちづくり

市政情報の迅速な提供と多様な広報広聴活動の充実を図るため、インターネットの活用やホームページを充実するとともに、パブリックコメント制度の導入について検討する。

#### (2) 事務事業の見直しと多様なサービス

積極的な民間活力の活用や連携を図る。

行政サービスの品質向上を図るため、行政評価システムの導入や行政のIT化など新たな行財政システムを確立する。

#### (3) 行政組織の活性化

環境保全行政の総合的な推進や保健医療福祉の効率的な連携を図るための組織整備を行うとともに、人材を育成、活用するための人事政策の基本方針を策定する。

#### (4) 自主財源の確保

都市生活基盤の整備や地域経済の発展支援等により税源の涵養を図るとともに、納税意識の啓発に努め、徴収率の向上を図る。

## 第3編 部門別計画

# 第1部 市民が主体となったまちづくり

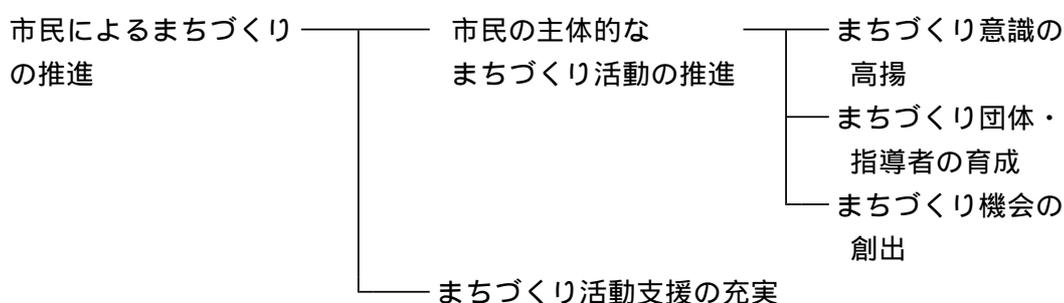
## 第1章 市民自治のまちづくり

### 第1節 市民によるまちづくりの推進

#### 〔方針〕

地域の特性を活かしながら、きめ細かなまちづくりを推進するため、市民参加による自主的な取り組みを促進するとともに、まちづくり活動の支援の充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 市民の主体的なまちづくり活動の推進

###### (1) まちづくり意識の高揚

(仮称)まちづくりプロジェクト推進協議会を設置するとともに、地域アイデンティティの醸成に努め、まちづくりについて考える啓発活動に取り組むなど、市民がまちづくりの主体であるという意識の高揚を図る。

###### (2) まちづくり団体・指導者の育成

リージョンセンター企画運営委員会や自治会などを中心に、まちづくり団体・指導者の育成に努める。

###### (3) まちづくり機会の創出

まちづくり活動に関する基礎的な知識の普及や情報の提供を図り、地域の計画の具体案や推進指針などの策定を通じて、市民と行政との協働によるまちづくりの機会の創出に努める。

##### 2 まちづくり活動支援の充実

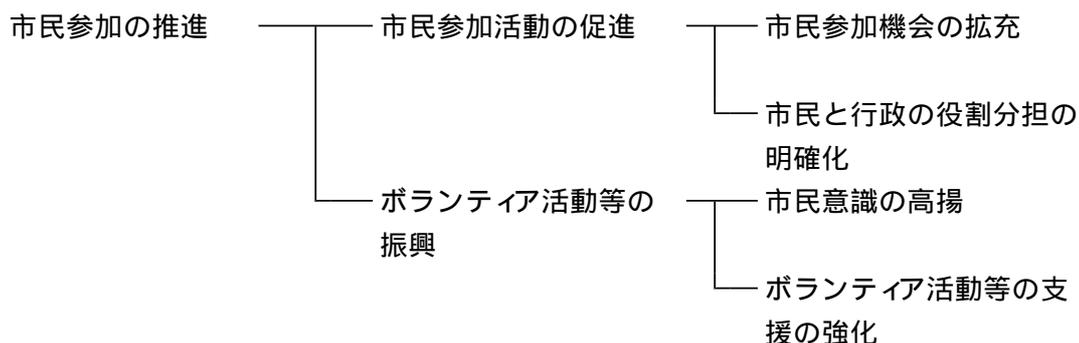
リージョンセンターにおける公民協働事業の充実に努めるとともに、まちづくり支援の条例や専任組織などの制度化を視野に入れ、市民の自主的な地域のまちづくり活動を支援する。

## 第2節 市民参加の推進

### 〔方針〕

まちづくりへの市民参加やボランティア活動の拡大を促進するため、市民の声を市政に反映し、市民参加によるまちづくりの仕組みの構築を図るとともに、ボランティア活動などに対する支援体制の充実に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 市民参加活動の促進

##### (1) 市民参加機会の拡充

多くの市民が参加できる機会の拡充に努め、計画段階からの市民参加の仕組みづくりと実践に努める。

##### (2) 市民と行政の役割分担の明確化

市民会議等への市民の自主的・自発的参加の促進や、市民参画組織の充実・発展などにより、市民と行政の役割分担の明確化を図る。

#### 2 ボランティア活動等の支援の強化

##### (1) 市民意識の高揚

ボランティアに関する啓発や基礎的知識の普及に努める。

##### (2) ボランティア活動等の支援の強化

ボランティア活動などに携わる団体や個人の育成を図るとともに、活動の拠点となる場や情報の提供に努める。

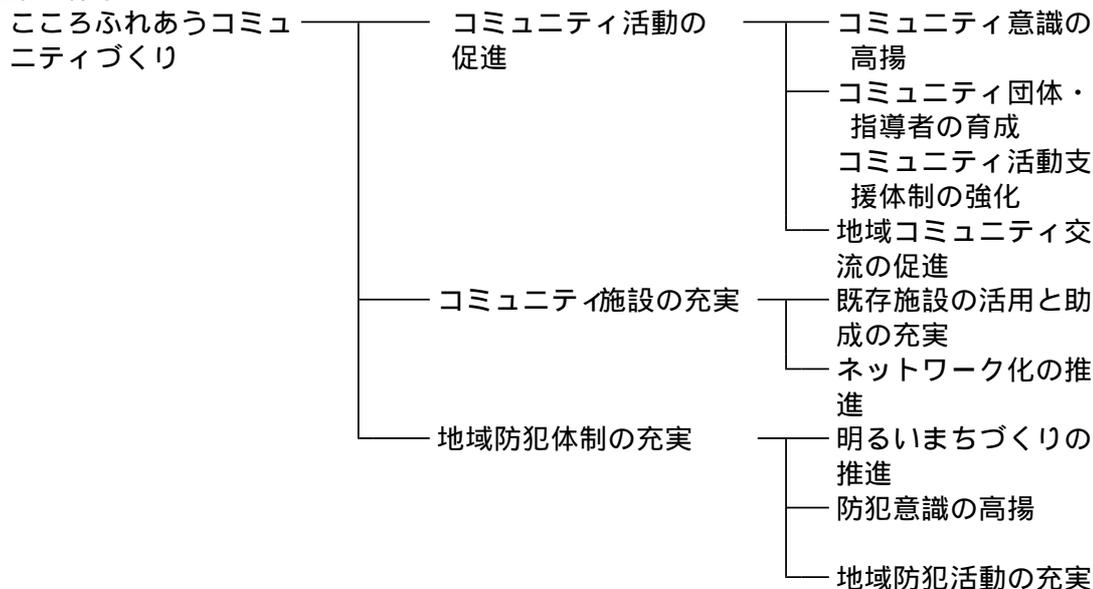
また、ボランティア団体の法人化の促進に努めるとともに、活動支援などの環境整備を図る。

### 第3節 ころふれあうコミュニティづくり

#### 〔方針〕

住みよい地域社会をつくるため、コミュニティ活動を促進し、施設の充実や、相互扶助による地域の防犯体制の充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 コミュニティ活動の促進

###### (1) コミュニティ意識の高揚

メディアなどを活用し、コミュニティ活動の必要性についての啓発活動の推進に努める。

###### (2) コミュニティ団体・指導者の育成

コミュニティ団体に対し講師の斡旋や情報を提供するとともに、コミュニティ指導者の育成に努める。

###### (3) コミュニティ活動支援体制の強化

全市的・地域的コミュニティに対し財政的、制度的な支援の充実を図る。

###### (4) 地域コミュニティ交流の促進

コミュニティ施設を活用しながら、各地域間の情報交換や人的交流の促進を図る。

##### 2 コミュニティ施設の充実

###### (1) 既存施設の活用と助成の充実

身近なコミュニティ活動の場として学校や民間も含めた既存施設の活用を進めるとともに、集会所の設置助成などの充実を図る。

(2) ネットワーク化の推進

リージョンセンターと他のコミュニティ施設との連携を強化し、ネットワーク化を推進する。

3 地域防犯体制の充実

(1) 明るいまちづくりの推進

防犯灯の設置促進や照度アップ等への助成など、明るいまちづくりの推進に努める。

(2) 防犯意識の高揚

市民の防犯意識の高揚を図るとともに、広域的な啓発活動の推進に努める。

(3) 地域防犯活動の充実

自主的に防犯活動を行う団体の育成や支援を行い、地域ぐるみの防犯活動の充実に努める。

建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
リージョンセンター 整備事業	7リージョンセンター 整備完了	中鴻池リージョンセ ンター割賦金	360,209
自治会集会所 整備助成事業	新築、増改築等 計23件	建設助成	130,000
合計			490,209

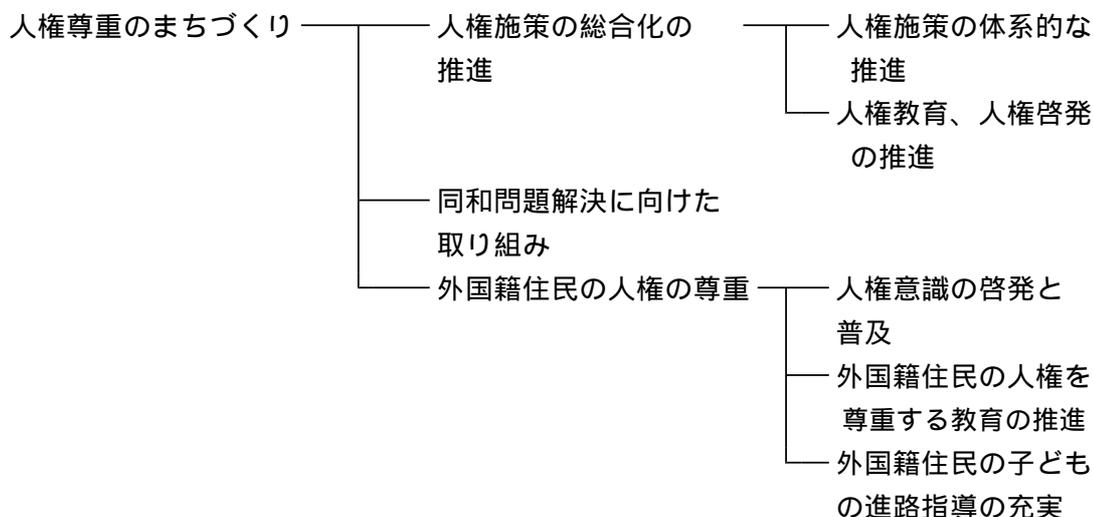
## 第2章 人権尊重と平和のまちづくり

### 第1節 人権尊重のまちづくりの推進

#### 〔方針〕

「人権尊重のまちづくり」を目指して、人権施策の体系化に向けた取り組みを展開するとともに、市民の理解と協力のもとに人権教育、人権啓発の充実に努める。さらに、外国籍住民の人権擁護に関する施策の充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 人権施策の総合化の推進

###### (1) 人権施策の体系的な推進

人権条例の制定に向け取り組むとともに、同和問題の解決、外国籍住民・障害者・子ども・高齢者の人権尊重、男女共同参画の推進などを総合的に検討し、人権施策の体系的な推進を図る。

###### (2) 人権教育・人権啓発の推進

あらゆる機会や場において人権に関する資料や情報の提供を進め、啓発活動の充実に取り組むとともに、関係機関や市民団体との連携を深め、広範な市民の参加による人権啓発活動を推進する。

##### 2 同和問題解決に向けた取り組み

特別対策による同和事業は、法律の定めるところにより平成13年度末をもって終了し、今後、一般施策で対応していくこととなるが、行政の主体性のもと、同和問題を人権問題という本質から捉え、人権尊重の視点を基本に据えて解決に向け取り組む。

### 3 外国籍住民の人権の尊重

#### (1) 人権意識の啓発と普及

外国籍住民に対する差別や偏見の解消に向けた施策の充実を図るとともに、講習会や啓発冊子の充実など人権意識の啓発と普及に努める。

#### (2) 外国籍住民の人権を尊重する教育の推進

国際理解教育及び多文化共生教育を推進することにより、すべての人が違いを認め合って共生していく社会を築くよう努める。

#### (3) 外国籍住民の子どもの進路指導の充実

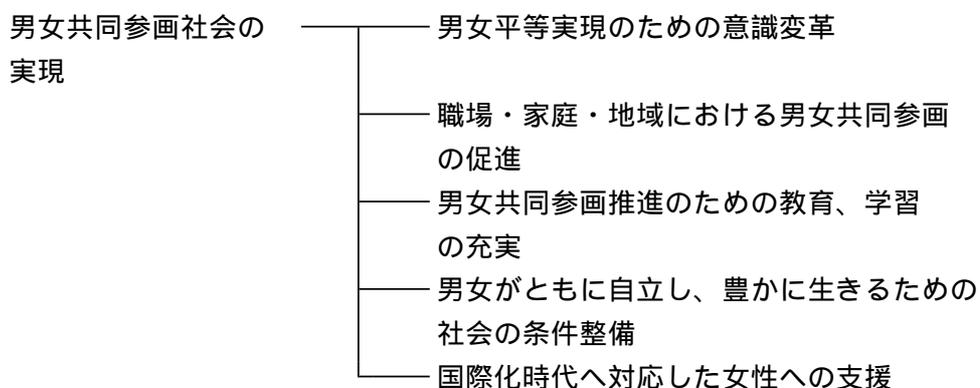
外国籍住民の子どもが、民族的自覚や誇りを持ち、進学や就職上の差別を受けることなく自らの将来の進路を選択できるよう、進路指導体制の充実を図る。

## 第2節 男女共同参画社会の実現

### 〔方針〕

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントなどへの対応を進める。また、NGOとの連携を図りながら国際交流事業を支援し、外国籍住民女性への支援の充実を図る。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 男女平等実現のための意識変革

男女平等実現に向けた市民の意識変革の啓発活動を推進するとともに、女性問題、男性問題に関する情報の収集・提供、学習、相談、交流事業の充実に努める。

#### 2 職場・家庭・地域における男女共同参画の促進

政策、意思決定の場への女性の参画を促進する。また、女性がその能力を社会で発揮できるよう働く場や生活の場の条件整備を図るとともに、男性の家庭・地域社会への参画を促進する。

3 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

学校教育などにおいて男女平等教育を推進するとともに、性別にとらわれない多様な生き方ができるよう生涯学習の機会の充実に努める。

4 男女がともに自立し豊かに生きるための社会の条件整備

相談機能や自立支援事業の充実に努めるとともに、子育てや高齢者介護を支援する社会システムの整備に努め、ドメスティックバイオレンスの防止に努める。また、男女共同参画社会実現のための男女共同参画センターの活用を図る。

5 国際化時代へ対応した女性への支援

海外の女性関係情報の収集・提供機能の強化とともに、あらゆる場での国際交流事業を支援し、NGO、NPOとも連携を図る。また、外国籍住民女性への支援と交流機会を拡充する。

### 第3節 平和都市づくりの推進

〔方針〕

非核平和意識の普及に努め、市民の自主的な平和活動を促進するとともに、子どもたちが、平和と命の尊さを学び、国際社会を生きる資質を培う平和学習を充実する。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 平和の擁護と非核平和意識の普及

行政と市民が一体となって非核平和意識の啓発や普及に努めるとともに、平和や人権に係る関係資料の展示施設の整備を進める。

2 平和学習の推進

学校教育や生涯学習の場での平和学習の充実に努めるとともに、市民の平和学習・活動に対して、情報の提供など支援の充実に努める。

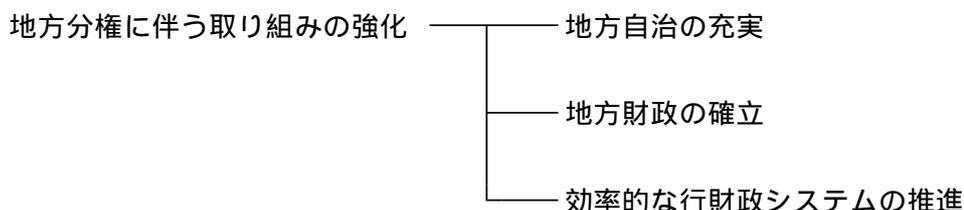
## 第3章 都市行政の総合的な推進

### 第1節 地方分権に伴う取り組みの強化

#### 〔方針〕

地方分権の推進に伴い、自主財源を確保して財政基盤の確立に努めるとともに、自治体として体質改善を図り、効率的な行財政システムを推進する。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 地方自治の充実

地方分権の推進に伴い、地方自治体としての自主性・自律性の強化や行政執行における公正の確保と効率化を図るとともに、市民と協働して地方自治を推進していく体制や環境の整備を図る。

平成17年度当初の中核市への移行を目指し、国・府等との協議を進める。

##### 2 地方財政の確立

国に対して地方への財源配分の見直しを要望するとともに、地域経済の活性化などによる税基盤の拡充を図り、納税意識の啓発と賦課徴収事務の効率化を促進して市税収入の確保に努める。

##### 3 効率的な行財政システムの推進

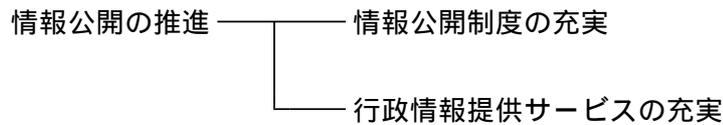
行政評価システムの導入など、効率的な行財政システムの構築に努める。

### 第2節 情報公開の推進

#### 〔方針〕

個人のプライバシーの保護に配慮し、情報公開制度の充実に努めるとともに、市民ニーズに対応した情報提供の充実に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 情報公開制度の充実

情報公開制度を充実し、適正な運営に努めるとともに、個人のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の一層の推進を図る。

2 行政情報提供サービスの充実

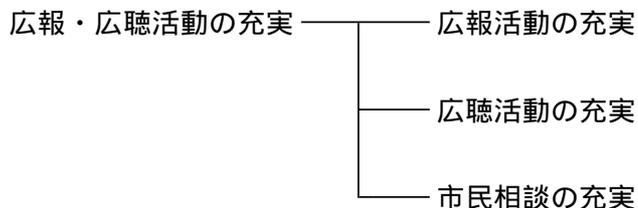
情報のネットワーク化により情報資源の有効活用を図るとともにインターネットやケーブルテレビなどを活用して、情報提供の充実に努める。

第3節 広報・広聴活動の充実

〔方針〕

行政が持つ情報を積極的に提供し、広報活動の充実に努めるとともに、広く市民の提言や要望などを的確に把握する広聴活動の充実に努める。また、市民相談の充実に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 広報活動の充実

市政だより・ホームページ等による広報の充実に努めるとともに、報道機関などへの情報提供、インターネットやケーブルテレビなど、多様なメディアの活用を図る。

2 広聴活動の充実

市民アンケート調査や市政に関する懇談会などの開催を行うとともに、パブリックコメントの導入も視野に入れるなど、市民が意見などを発言できる機会の充実に努める。

3 市民相談の充実

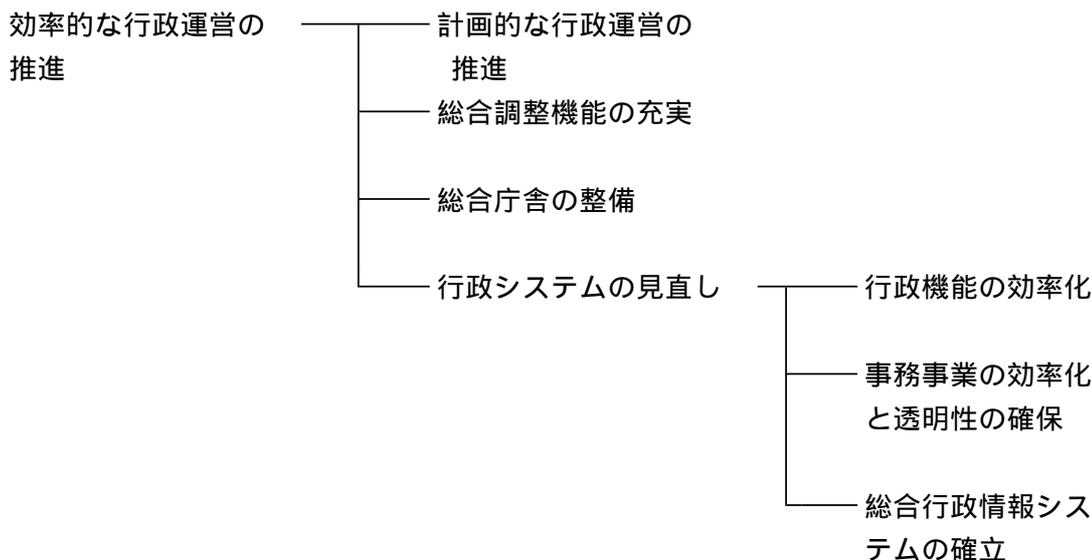
法律相談をはじめとした市民相談の整理統合に努め、体制の整備、機能の充実に努める。

## 第4節 効率的な行政運営の推進

### 〔方針〕

効率的な行政運営を推進するため、常に行政システムを見直し、行政機能や事務事業の効率化や総合行政情報システムの確立を図る。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 計画的な行政運営の推進

実施計画や個別計画に基づき、計画的、体系的な行政運営を推進する。

#### 2 総合調整機能の充実

重要事項や複数部局の調整事項などを総合的な見地から判断するため、総合調整機能の充実を図る。

#### 3 行政システムの見直し

##### (1) 行政機能の効率化

柔軟な行政執行体制を確保するため、簡素で効率的な組織機構に再編する。

また、地方分権時代における課題に対応し、政策自治体化に向けた職員の意識改革とやりがいをもって仕事に取り組むことのできる人材育成などを目指した人事政策を策定し、推進する。

##### (2) 事務事業の効率化と透明性の確保

行政評価システムの導入などにより、施策目的の達成状況や費用対効果を踏まえた事業選択を行うとともに、行政手続の適正な運用を図り、事務事業の公正性、透明性の向上及び効率化を推進する。

### (3) 総合行政情報システムの確立

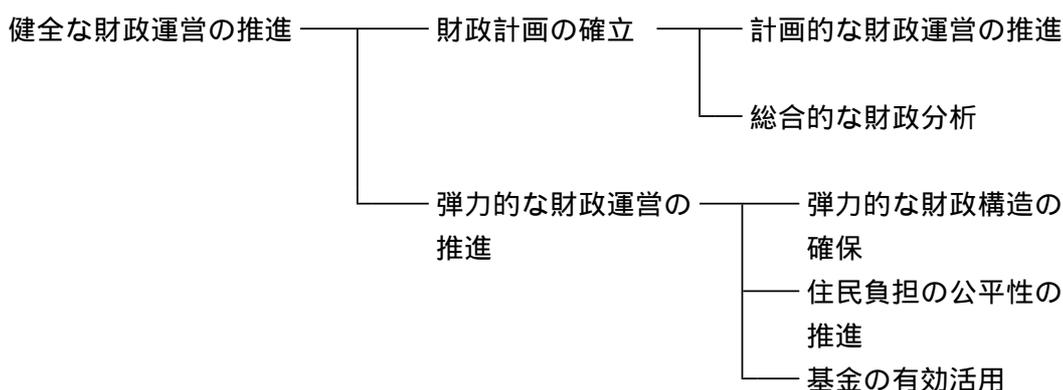
住民記録システムなどの住民情報システムの運用に取り組むとともに、行政事務の効率化を推進する財務会計システム、文書管理システムなどの内部運営情報システムの構築に努める。地域情報化と密接に関係する地域情報システムについても開発を図る。また、情報のネットワーク化を進めるとともに、情報化の推進を担う人材を育成する。

## 第5節 健全な財政運営の推進

### 〔方針〕

総合的な財政分析に基づく計画的な財政運営を推進するとともに、経費全般の見直しを行い、財政構造の弾力性の確保に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 財政計画の確立

##### (1) 計画的な財政運営の推進

収支均衡に配慮しつつ、中・長期的な視点で計画的な財政運営を推進する。土地開発公社で先行取得し、長期保有物件となった土地について、将来的な金利等の増加による後年度の市の負担軽減を図るため、計画的に引き取る。

##### (2) 総合的な財政分析

的確な財政規模の予測のもと、適正な事業量の把握と財源配分を行うための各種施策・事業の重要度、効果の判断など総合的な財政分析に努める。

## 2 弾力的な財政運営の推進

### (1) 弾力的な財政構造の確保

内外の経済情勢の変化にも対応しながら、経費全般について徹底した見直しを行い、弾力的な財政構造の確保に努める。

### (2) 住民負担の公平化の推進

増加する行政需要に対して、市税収入を確保するために、徴収の徹底を図るとともに、行政の費用負担区分を明確にし、受益者負担の原則により住民負担の公平化に努める。また、一般会計からの特別会計や企業会計に対する繰り出し金等についても、負担区分を明確にした繰り出し基準などにに基づき適正な執行を図る。

### (3) 基金の有効活用

基金の規模や管理などを十分検討し、それぞれの設置趣旨に即して、有効活用を図る。

## 建設事業等

(単位 千円)

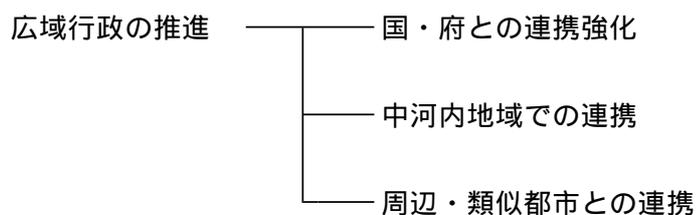
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
土地開発公社保有地 健全化事業	—————	先行取得用地引取	9,000,000
合計			9,000,000

## 第6節 広域行政の推進

### 〔方針〕

国・府との連携を強化し、中河内地域での連携を深めるとともに、多様な組み合わせによる広域的な連携、協力体制の整備を推進する。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 国・府との連携強化

広域的な課題の調整のため、国・府との連携を図る。

#### 2 中河内地域での連携

中河内地域での連携を図り、歴史的・文化的資源の積極的なまちづくりへの活用を進めるとともに、地域内の市民活動について促進を図る。

#### 3 周辺・類似都市との連携

生駒山系の整備、活用を図るほか、各種文化・スポーツ行事の共同開催や、都市間サミット、防災活動など広域的で共通する課題に対応できるよう周辺・類似都市との連携を促進する。

## 第2部 市民文化を育むまちづくり

---

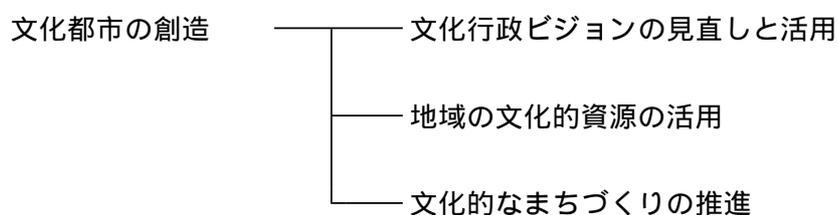
### 第1章 市民文化の創造

#### 第1節 文化都市の創造

##### 〔方針〕

市民が主体となった文化都市を創造するため、市民の文化に対するニーズの把握に努めるとともに、市内の歴史的、文化的な資源の活用を努め、市民と一体となったまちづくりを推進する。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

#### 1 文化行政ビジョンの見直しと活用

市民の文化に対する新たなニーズに的確に対応するため、文化行政ビジョンの見直しを行い、施策や事業の文化化を進める。

#### 2 地域の文化的資源の活用

個性ある地域文化を創造するため、本市独自の歴史的・文化的な資源の活用を努める。

## 第2節 文化・芸術の振興

### 〔方針〕

河内の歴史・文化を活かした個性ある市民文化活動の振興や自主的な文化・芸術活動を行う団体や指導者の育成に努めるとともに、文化・芸術活動の拠点となる施設の充実や既存施設の活用及び関連施設のネットワーク化を推進する。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 市民文化活動の振興

##### (1) 文化活動の奨励・普及

市民の文化、芸術に対する関心を高めるため、文化活動の奨励・普及に努める。

##### (2) 文化活動機会の拡充

文化講座の充実や文化・芸術活動に関する情報の提供に努めるとともに、市民文化祭、芸術祭の充実を図る。

##### (3) 市民文化事業の充実

すぐれた文化・芸術活動を身近に鑑賞できる機会を拡充するとともに、河内の伝統文化の紹介や、日頃接することの少ない作品の展示や公演などの実現を目指す。

#### 2 文化団体・指導者の育成

自主的に文化・芸術活動を行う団体の活動内容を把握し、情報の提供や指導者の育成など活動の支援に努める。

### 3 文化環境施設の整備・充実

#### (1) 文化環境拠点施設の機能強化

市民会館については、図書館と併せて新しい複合文化施設としての適応可能性調査を行う。

また、市民美術センターの自主運営事業の充実に努める。

#### (2) 既存施設の活用

公民館や公民分館など既存施設の活用を促進するとともに、学校施設の開放を進める。

#### (3) 施設のネットワーク化の推進

本市の文化拠点施設を中心に、市域内の図書館、大学などの文化拠点との連携や他都市の文化施設との連携を深めるなど、そのネットワーク化を推進する。

建設事業等

(単位 千円)

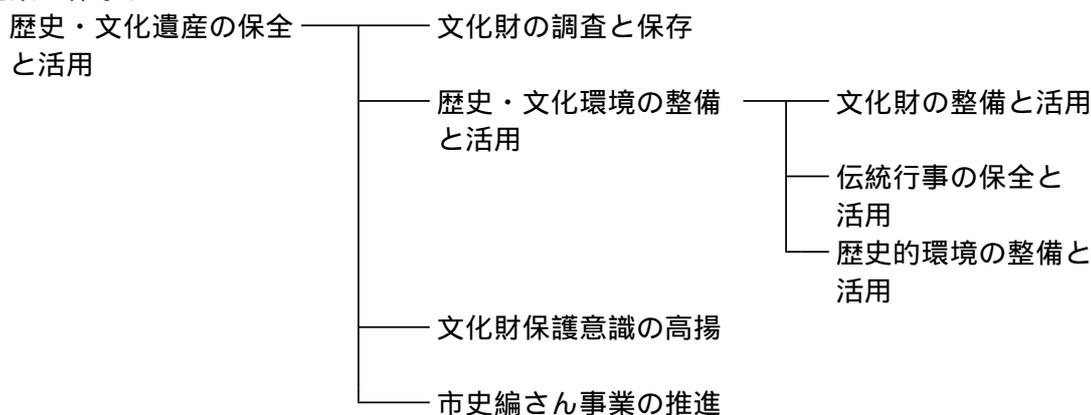
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
複合文化施設調査事業	—————	市民会館・永和図書館調査	2,000
公民分館建設事業	公民館29館	池島校区新設	289,458
合計			291,458

### 第3節 歴史・文化遺産の保全と活用

#### 〔方針〕

歴史的遺産について、文化財調査や研究を進めるとともに、その保存と活用に努め、文化拠点、歴史環境の整備に取り組む。また、郷土の文化遺産に対して、啓発活動、管理助成制度の確立、文化財ボランティアの育成などを行ない、文化財保護に対する市民意識の高揚を図る。市史の編さんを促進し、古文書など歴史資料の保存と活用を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 文化財の調査と保存

各種文化財の調査・研究を進めるとともに、指定文化財保存事業など各種助成事業を充実し、市民の共通の財産として保存に努める。

##### 2 歴史・文化環境の整備と活用

###### (1) 文化財の整備と活用

旧河澄家、鴻池新田会所など整備の充実や市内の貴重な文化財の保存・活用を図るとともに、埋蔵文化財センターの活用に努める。

###### (2) 伝統行事の保全と活用

河内の暮らしを伝える伝統行事や民俗文化、伝承などを保全し、その活用を図る。

###### (3) 歴史的環境の整備と活用

文化財を活用した拠点づくりに努める。

##### 3 文化財保護意識の高揚

郷土史講座、講演会、展示会、啓発冊子の発行などの啓発活動に努めるとともに、文化財所有者への支援などを通じて指定文化財保護意欲の向上を促進する。

また、文化財ボランティアを支援し、市民自らが文化財に親しみ、保護する意識の向上に努める。

#### 4 市史編さん事業の推進

全時代を対象とした市史の編さんに努めるとともに、古文書など歴史資料を後世に伝えるため、調査・整理を進め、その保存と活用に努める。

建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
指定文化財保存事業	—————	保存事業費補助	18,000
郷土博物館整備事業	—————	水洗化等	15,000
埋蔵文化財発掘調査	—————	調査	348,110
鴻池新田会所整備事業	—————	周濠整備	90,000
旧河澄家整備活用事業	—————	改修、設備整備等	107,000
合 計			578,110

## 第2章 交流文化の創造

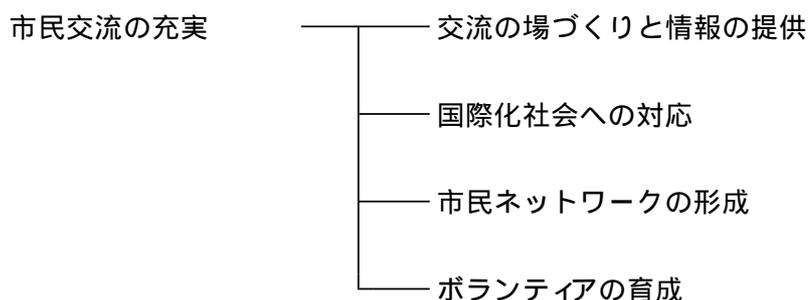
### 第1節 市民交流の充実

#### 〔方針〕

幅広い市民交流の拡充を図り、拠点整備や情報提供に努める。

また、交流活動への参加支援を行い、ボランティアの育成に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 交流の場づくりと情報の提供

市民の交流活動への参加を支援し、既存施設の活用などによる施設の整備や情報提供の充実を図るとともに、自然ふるさと村でのふれあい市民講座の開催などを通じ、市民交流を深める。

##### 2 国際化社会への対応

国際性豊かな市民が育成されるよう、様々な機会やメディアを活用した啓発活動に努める。

##### 3 市民ネットワークの形成

市民の幅広い交流活動の拡充を図るため、個人や団体など市民のネットワークづくりを促進する。

##### 4 ボランティアの育成

ボランティアが、技術、能力、新しいノウハウを身につけることのできる機会の拡充に努める。

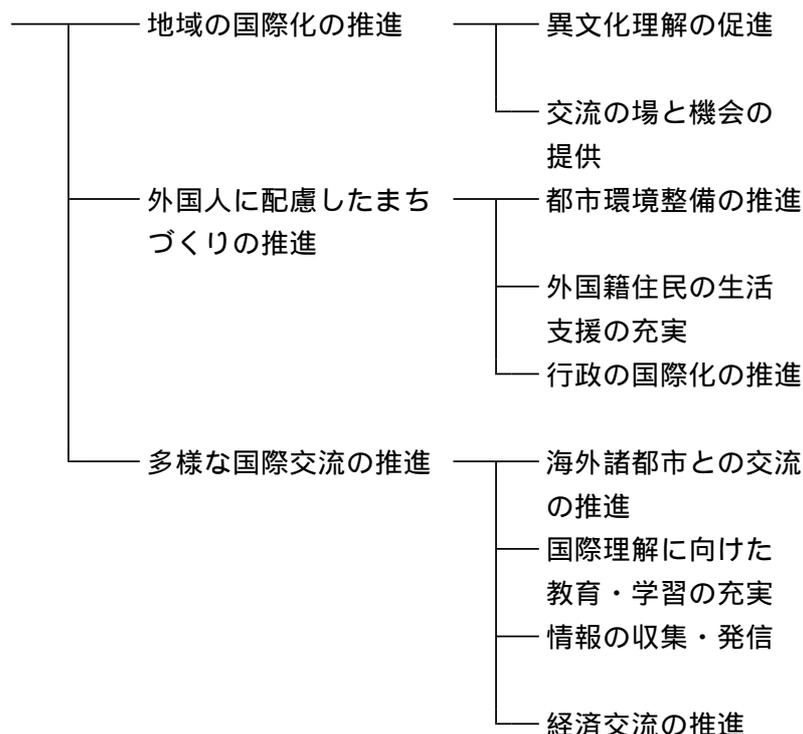
## 第2節 国際交流の充実

### 〔方針〕

外国籍住民との交流の場の充実や外国語による情報提供に努める。  
また、姉妹都市交流などを通じ、国際交流の推進を図る。

### 〔施策の体系〕

#### 国際交流の充実



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 地域の国際化の推進

##### (1) 異文化理解の促進

市民の異文化に対する理解を促進するとともに、外国籍住民の日本文化に対する理解の促進を図る。

##### (2) 交流の場と機会の提供

国籍や民族等の違いを踏まえ広く市民が交流を深め、情報の収集・発信ができる拠点づくりをすすめるとともに交流機会の充実を図る。

#### 2 外国人に配慮したまちづくりの推進

##### (1) 都市環境整備の推進

屋外案内板、案内地図等の外国語表記や、公共機関窓口などの外国語表記を促進する。

##### (2) 外国籍住民の生活支援の充実

複数言語による生活情報冊子の発行などを通じての生活情報提供の充実や、相談機関の設置、日本語教室の開催などに努める。

(3) 行政の国際化の推進

市役所などの公共機関を訪れる外国人に対し適切に対応できるよう、窓口対応用対訳集などの作成や相談員の配置に努める。

3 多様な国際交流の推進

(1) 海外諸都市との交流の推進

姉妹都市交流の一層の充実に努めるとともに、文化、スポーツなどの分野での海外諸都市との交流事業の実施に努める。

(2) 国際理解に向けた教育・学習の充実

学校教育における国際理解教育の充実に努めるとともに、生涯学習の場において必要な情報の提供など市民の国際理解学習の促進を図る。

(3) 情報の収集・発信

本市の歴史・文化や産業などの各種情報を広く世界に発信するとともに、帰国留学生と恒常的に情報交換を行うなど、国際交流関連情報の収集・発信を行う。

(4) 経済交流の推進

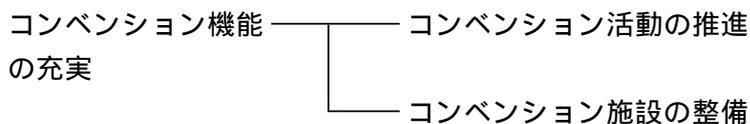
外国における見本市への出展の支援や海外経済情報の収集と提供に取り組むなど、企業支援に努めるとともに、技術者の海外派遣や外国の技術研修生の受け入れなど、経済交流の充実に努める。

第3節 コンベンション機能の充実

〔方針〕

市内に置いて、コンベンション活動の推進を図るとともにコンベンション施設の確保に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 コンベンション活動の推進

市内での見本市などのニーズを発掘し、コンベンション活動の推進を図る。

2 コンベンション施設の整備

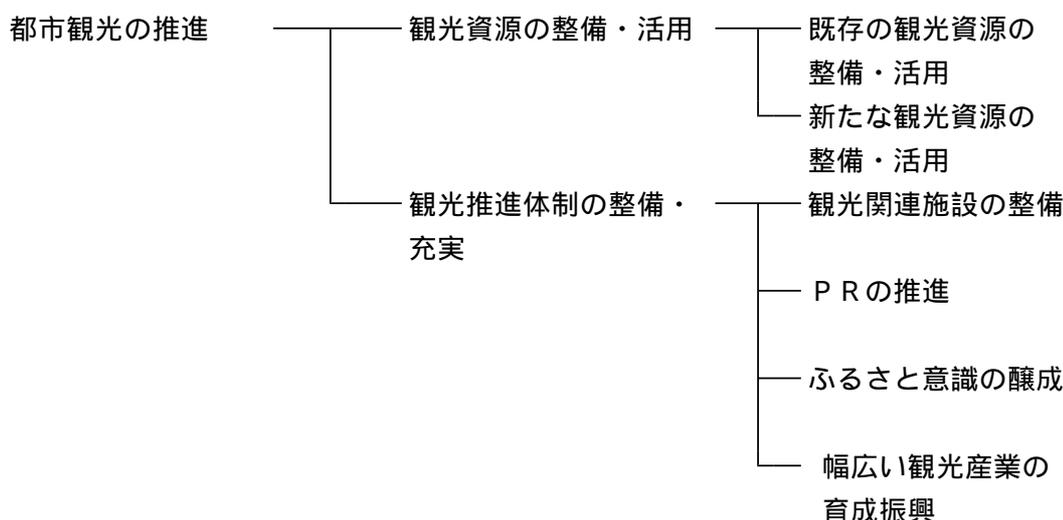
東大阪アリーナなど既存施設の活用をはじめ、市内においてコンベンションが開催できるよう施設の誘致に努める。

## 第4節 都市観光の推進

### 〔方針〕

本市の様々な魅力を多数の人が体感できる観光推進体制の整備に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 観光資源の整備・活用

##### (1) 既存の観光資源の整備・活用

生駒山麓の自然や鴻池新田会所などをはじめ歴史的な観光資源の整備と活用に努める。

##### (2) 新たな観光資源の整備・活用

モノづくりのまちとしての産業活動、多くの学生を擁する大学の集積などを観光資源として再認識し、新たな視点から観光資源を発掘の整備と活用に努める。

#### 2 観光推進体制の整備・充実

##### (1) 観光関連施設の整備

観光案内板や標識の設置、観光施設における自動車や自転車の駐車施設の充実促進など、観光関連施設の整備に努める。

##### (2) PRの推進

さまざまな観光名所の魅力を四季折々の映像や冊子により、市内外にPRする。

##### (3) ふるさと意識の醸成

地域における新たな観光資源の発掘とその普及によって、市民のふるさと意識や郷土愛の醸成に努める。

##### (4) 幅広い観光産業の育成振興

文化、商業、ホテル、イベント、運輸などの観光に関連する幅広い産業を横断的に連携し、育成することによって、その振興を図る。

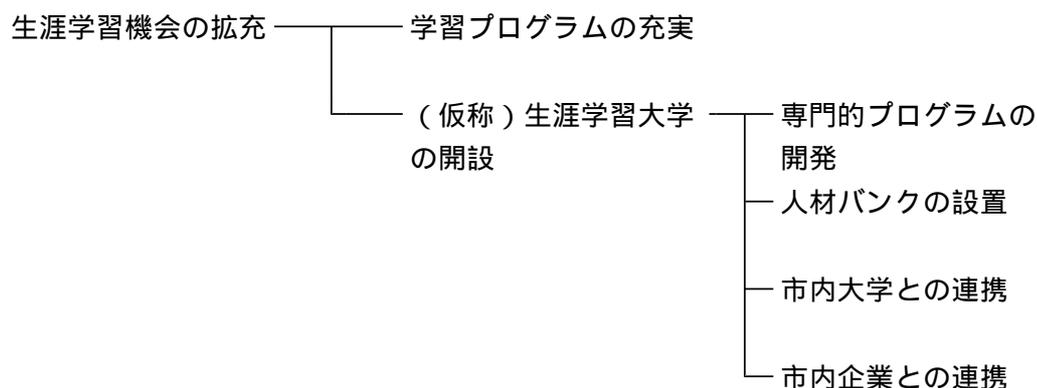
### 第3章 生涯学習環境の充実

#### 第1節 生涯学習機会の拡充

##### 〔方針〕

市民の自主的な学習活動を支援するため、多様な学習プログラムの提供に努めるなど、広範な学習分野への支援の充実を図る。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

###### 1 学習プログラムの充実

社会的な問題やまちづくりを含めた、様々な分野にわたる学習プログラムを体系化し、充実に努める。

###### 2 市内大学との連携

市内大学・短期大学の公開講座の充実や社会人受入を促進するとともに、大学施設を地域へ開放するよう働きかける。

###### 3 市内企業との連携

企業内の生涯学習を支援するため情報提供などに努めるとともに、企業が実施する学習活動への市民参加を働きかける。

## 第2節 生涯学習情報の充実

### 〔方針〕

市民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報を総合的に提供するデータベースの設置と情報のネットワーク化に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 学習情報データベースの設置

生涯学習にかかる情報の収集、管理、データベースの作成などを総合的に行う学習情報データベースの設置に努める。

#### 2 情報ネットワークの活用

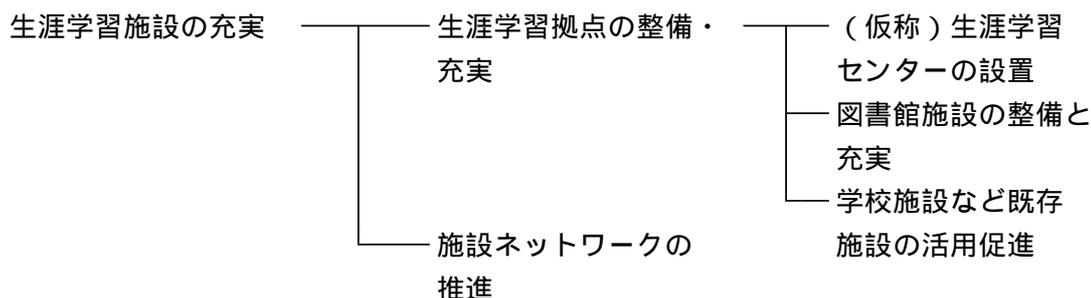
生涯学習関連施設や高等教育機関などを相互に結びつけ、施設利用や事業実施、人材の活用など、生涯学習に関する情報を収集・提供できるよう、情報のネットワーク化を推進する。

### 第3節 生涯学習施設の充実

#### 〔方針〕

生涯学習の場としての公民館や図書館など既存施設の活用に努めるとともに、生涯学習に関連する文化、スポーツなど既存施設の充実に加え、民間施設も含めたネットワーク化を進める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 生涯学習拠点の整備・充実

###### (1) 図書館施設の整備と充実

永和図書館の建替えについては市民会館と併せ、新しい複合文化施設としての適応可能性調査を行う。また、図書館業務の効率化とサービスの充実を図るため、O A化および情報ネットワーク化を進め、図書館資料の拡充に努める。

###### (2) 学校施設など既存施設の活用促進

生涯学習の場として、学校施設などの既存施設の活用を図る。

##### 2 施設ネットワークの推進

文化施設やスポーツ施設など、既存施設の機能充実に努め、公的施設や民間施設も含めた生涯学習施設のネットワーク化を進める。

#### 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
集会所建設補助事業	—	集会所の新築、改築への助成	9,000
合計			9,000

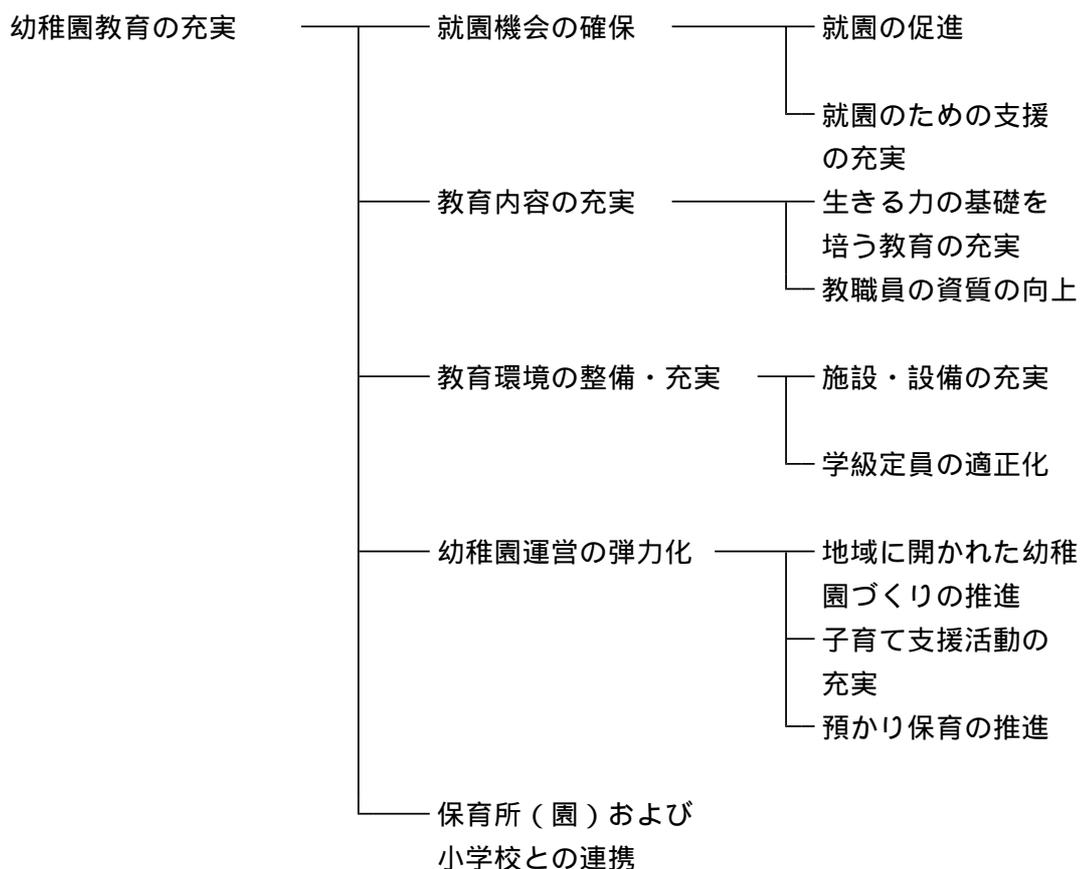
## 第4章 学校教育の充実

### 第1節 幼稚園教育の充実

#### 〔方針〕

公私協調を図りながら、入園を希望するすべての3・4・5歳児の就園を目指し、幼児の個性を尊重した豊かな人間性を育てる教育内容の充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 就園機会の確保

###### (1) 就園の促進

公私が協調、連携して入園を希望するすべての3・4・5歳児の就園の促進を図るため、学級増など条件整備に努める。また、多様な幼稚園教育ニーズへの対応に向け調査、研究を進める。

###### (2) 就園のための支援の充実

公・私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図るため、就園補助の検討を行う。

## 2 教育内容の充実

### (1) 生きる力の基礎を培う教育の充実

自然体験、社会体験を重視した教育内容の充実に努めるとともに、遊びを通して、自らの主体性を発揮できる教育を推進する。

### (2) 教職員の資質の向上

教職員が専門的な知識を身につけ技術を高められるよう、研修内容の充実と研修機会の拡充を図る。

## 3 教育環境の整備・充実

### (1) 施設・設備の充実

学級増・老朽化の対策として増改築や園舎の整備、植樹をはじめ野外教育環境の整備に努める。

### (2) 学級定員の適正化

学級定員数の計画的な改善促進に努める。

## 4 幼稚園運営の弾力化

### (1) 地域に開かれた幼稚園づくりの推進

地域の子どもたちや高齢者等の交流を通して地域に開かれた幼稚園づくりを進める。

### (2) 子育て支援活動の充実

幼稚園が地域における幼児教育のセンター的役割を担えるよう、子育て学習講座の開催や講演会、相談、交流などの子育て支援活動を充実する。

### (3) 預かり保育の推進

保育内容や形態について、研究を進める。

## 5 保育所（園）および小学校との連携

子育て支援を充実するため、保育所（園）との情報交換などネットワーク化を進めるとともに、小学校への円滑な接続が図られるよう園児・児童の交流活動や職員間の情報交換や意見交換の場の設置に努める。

## 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
幼稚園大型備品整備事業	――	備品整備	48,000
幼稚園園舎整備事業	――	幼稚園舎改修等	124,720
合計			172,720

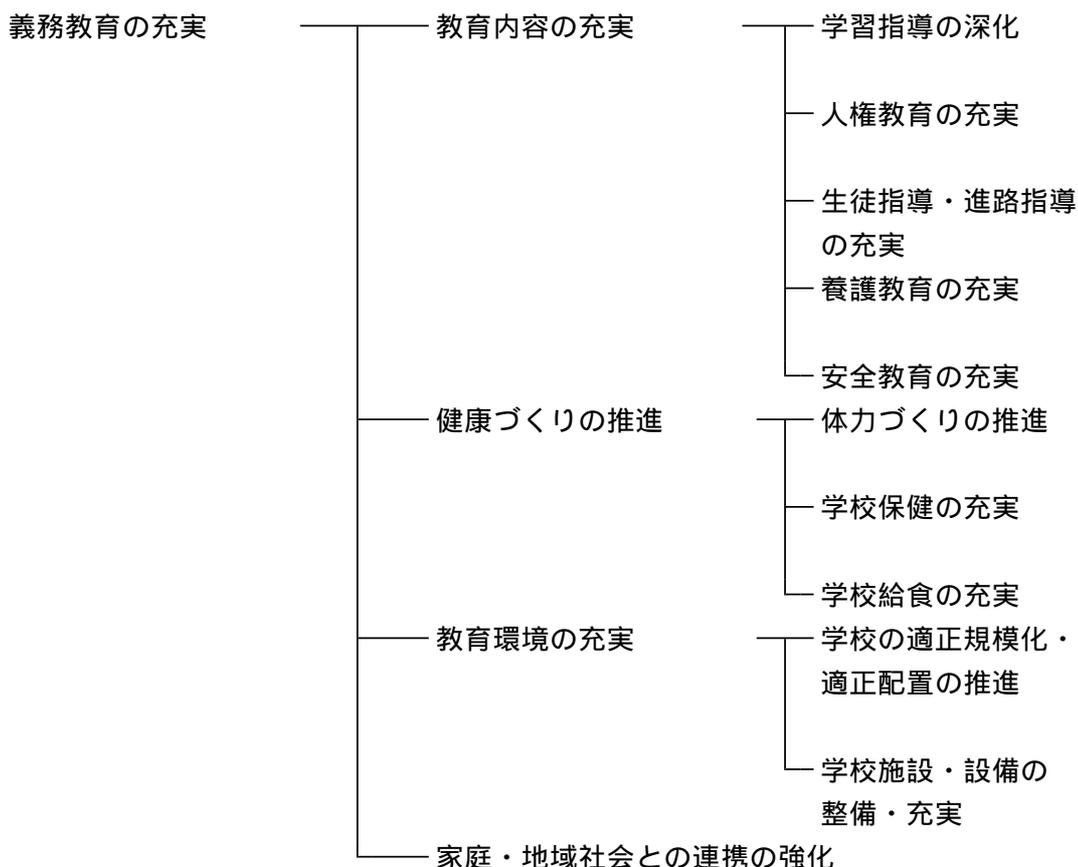
## 第2節 義務教育の充実

### 〔方針〕

自ら学び、自ら考える力の育成を図り、一人ひとりの個性を活かした創造性を培う教育の推進のため、多方面からの意見や考え方を求める場として教育懇談会を設置する。

また、21世紀学校教育ビジョンの見直し等により教育内容の充実を図る。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 教育内容の充実

##### (1) 学習指導の深化

教職員の研修内容の充実と研修機会の拡充を図り、教職員の資質の向上に努める。また、子どもの意欲や関心を喚起し、思考力、判断力、表現力を伸ばし、体力の向上に努めるとともに、基礎的・基本的な指導内容の確実な定着を図る。

##### (2) 人権教育の充実

確かな学力と豊かな人権感覚、そして子どもたちに夢と希望と生きる力を育む人権教育の充実に努める。

(3) 生徒指導・進路指導の充実

児童・生徒の資質、能力を育成するとともに、不登校などの問題に対処するため教育相談活動と適応指導教室の充実に努める。また、小学校、中学校、高等学校などの関係機関との連携を図るとともに、多くの社会人とふれあうことを通して、望ましい職業観の育成に努める。

(4) 養護教育の充実

障害のある子もいない子も、共に学び共に育つ学校園づくりを推進するとともに、地域社会の一員として尊重されるよう社会的理解の啓発に努める。また、適切な就学指導の充実、個に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善、教材教具の開発に努める。

(5) 安全教育の充実

児童・生徒に安全に対する意識の高揚を図るとともに、児童・生徒が安全な生活を営むことのできる態度を育成し、災害時においても適切な行動がとれるよう安全教育の充実に努める。

2 健康づくりの推進

(1) 体力づくりの推進

体育活動を充実するとともに、生涯スポーツの基礎となる部活動の育成に努める。

(2) 学校保健の充実

健康な生活を営む基本的な生活習慣を身につけるよう、児童・生徒の実態に応じた健康教育を総合的に推進する。

(3) 学校給食の充実

安全な給食の提供と給食内容の充実を図るとともに、給食センターの整備など給食施設・設備の充実に努める。また学校給食調理業務の委託化に向けての検討を行う。

3 教育環境の充実

(1) 学校の適正規模化・適正配置の推進

小規模校や過大規模校の解消など学校規模の適正化を図り、学校の適正な配置に努める。

(2) 学校施設・設備の整備・充実

老朽化した校舎について耐震性の確保を図りながら、体育施設と併せて計画的な整備に努めるとともに、特別教室の充実に努める。また、全小学校の保健室の空調化に取り組むとともに、普通教室等の空調については、国の動向を見ながら検討を進める。

4 家庭・地域社会との連携の強化

学校・家庭・地域社会が一体となった指導体制を確立し、地域社会の教育力の向上に努める。また、教育活動に地域の人的、物的な資源の積極的な活用を図る。

## 建設事業等

(単位 千円)

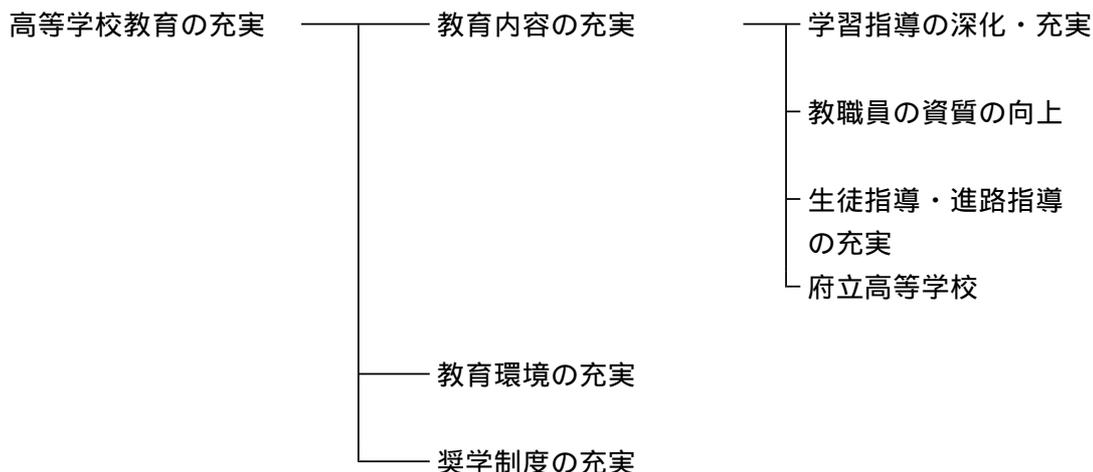
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
老朽校舎建替等整備事業	――	調査設計等	1,341,545
学校施設耐震診断事業	――	耐震診断	82,879
小学校空調整備事業	――	小学校	110,000
収容対策事業	――	英田北小プレハブ リース	31,973
特別教室整備事業	――	老朽理科室、家庭 科室リフレッシュ	873,800
大規模営繕事業	――	小・中学校分	1,642,000
体育館整備事業	――	小中学校体育館 整備	708,280
学校給食センター 統合整備事業	――	学校給食センター 建替	3,256,800
学校給食施設設備整備事業	――	センター、単独校	93,000
障害児施設改善事業	――	幼、小、中	126,000
小・中学校教材用 コンピュータ整備事業	――	コンピュータ整備	1,049,180
教材用備品特別整備事業	――	教材用備品整備	260,000
増改築備品等整備事業	――	小中学校備品等	124,722
孔舎衛小排水処理施設整備	――	孔舎衛小学校	10,000
学校整備事業	――	小中学校	422,500
合 計			10,132,679

### 第3節 高等学校教育の充実

#### 〔方針〕

高等学校の教育内容を充実するとともに、校舎等の施設・設備を整備し教育環境の充実に努める。また、奨学制度の充実を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 教育内容の充実

###### (1) 学習指導の深化・充実

日新高等学校においては、英語指導助手の活用やグレンデール市との短期交換留学事業の拡充、コンピュータなどを活用した情報教育の充実など、各科の特色を活かした学習指導の深化・充実を図る。

###### (2) 教職員の資質向上

新しい時代に対応した知識と指導力の向上を目指し、教職員の研究・研修機会の充実に努める。

###### (3) 生徒指導・進路指導の充実

生徒指導の充実と、指導体制の整備を図るとともに、関係機関との連携の強化に努める。

##### 2 教育環境の充実

日新高等学校においては、コンピュータなど設備の充実に努めるほか、校舎、体育館などの施設・設備の改善に努める。

##### 3 奨学制度の充実

教育の機会均等を保障し、将来、社会で活躍する人材を育成する観点から、奨学制度の充実を図る。

建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
高等学校整備事業	—————	校舎等整備	59,300
合計			59,300

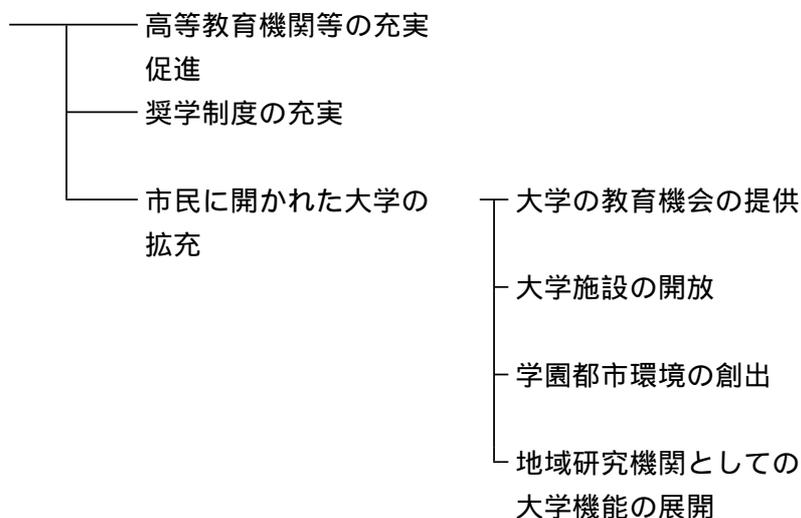
第4節 高等教育の振興

〔方針〕

地域社会に貢献する人材の育成を図るため、大学の充実の促進などに努める。また、文化施設の開放など学園都市と呼ぶにふさわしい教育・文化環境の醸成に努める。

〔施策の体系〕

高等教育の振興



〔主要な事業計画〕

1 高等教育機関等の充実促進

大学の学部・学科の拡充や社会人入学の促進などを働きかける。本市の文化や産業の振興など、まちづくりに貢献する地域研究への助成金を行うなど学術研究を促進する。

2 奨学制度の充実

経済的理由により修学が困難な市民に対し、充実した奨学制度の提供に努める。

### 3 市民に開かれた大学の拡充

#### (1) 大学の教育機会の提供

公開講座や社会人への門戸開放など、大学における生涯学習との連携を促進する。

#### (2) 大学施設の開放

グラウンドや体育館、図書館など、大学施設の一般開放の促進を図る。

#### (3) 地域研究機関としての大学機能の展開

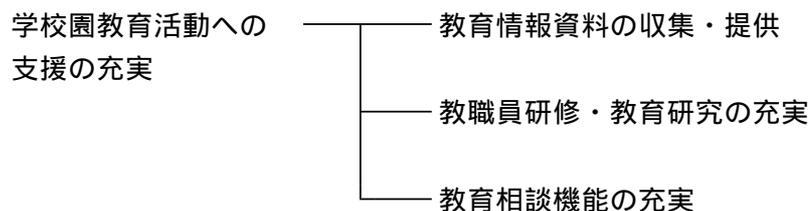
専門化、多様化する行政需要と地域の課題に対処するため、大学と市、地域などとの協力をさらに強める交流研究機能の拡充と交流の場の構築に努める。

## 第5節 学校園教育活動への支援の充実

### 〔方針〕

教育研究等を通じて教育諸問題解決への寄与を図るとともに、教職員研修や教育相談機能の充実を図る。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 教育情報資料の収集・提供

学習情報の収集・提供を行う機能の整備に努める。

#### 2 教職員研修・教育研究の充実

教育課題に関する教職員の研修、現場教職員との共同研究などに取り組む。

#### 3 教育相談機能の充実

子どもや保護者、教職員が気軽に相談できる機能の充実を図る。

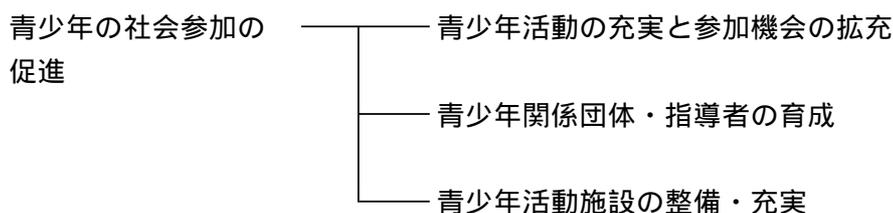
## 第5章 青少年が健やかに育つまちづくり

### 第1節 青少年の社会参加の促進

#### 〔方針〕

青少年の自立した社会参加を促進し、参加機会の拡充などを図る。また、青少年が自主的に多種多様な活動ができるよう施設の整備・充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 青少年活動の充実と参加機会の拡充

青少年が、自ら進んで気軽に参加活動ができる場や事業などの機会の拡充に努めるとともに、ボランティア活動や国際交流などへの参加を促進する。また、文化行事やスポーツ大会など、青少年の参加しやすい行事の充実に努める。

##### 2 青少年関係団体・指導者の育成

地域における青少年団体の育成を図るとともに、活動を活性化させるため助言、指導を行う指導者の育成に努める。

##### 3 青少年活動施設の整備、充実

既存の青少年向けの文化・スポーツ施設の整備、充実に努める。

#### 建設事業等

(単位 千円)

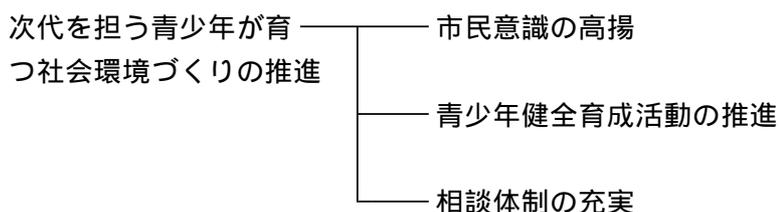
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
荒本青少年教育センター 整備事業	—————	大規模改修等	275,800
合 計			275,800

## 第2節 次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進

### 〔方針〕

「青少年健全育成都市宣言」の市民への浸透や、家庭、学校、地域社会などが一体となって青少年の健全育成に向けた総合的な活動を推進するとともに、多方面からの意見や考え方を求める場として教育懇談会を設置する。また、青少年の保護につながる相談体制の充実にも努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 市民意識の高揚

青少年が自らの郷土でたくましく健やかに育つまちづくりを推進するため、「青少年健全育成都市宣言」の浸透を図るなど、啓発活動の充実に取り組み、市民意識の高揚に努める。

#### 2 青少年健全育成活動の推進

地域における青少年の健全育成活動の推進に努めるとともに留守家庭児童育成クラブに対する支援に努める。

#### 3 相談体制の充実

青少年の抱える問題や悩みを早期に解決し、青少年の保護と家庭支援のため相談機関の充実を図るとともに、各種相談機関の連携の構築と強化を促進する。

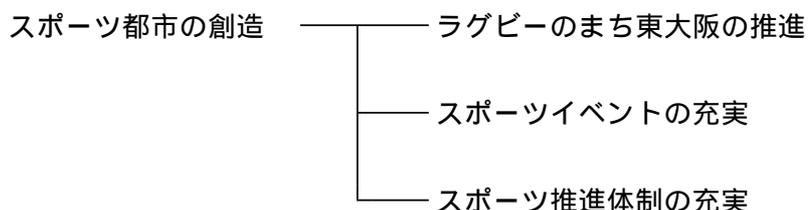
## 第6章 スポーツ・レクリエーションの推進

### 第1節 スポーツ都市の創造

#### 〔方針〕

全国高校ラグビーフットボール大会の開催を支援し、「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めるとともに、様々なスポーツの活性化や地域が一体となったスポーツ推進体制の充実を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 ラグビーのまち東大阪の推進

ふるさと意識の高揚と健康スポーツ都市のイメージを全国に発信するため、全国高校ラグビーフットボール大会の支援事業の充実や中学生ラグビー大会の開催など、ラグビー振興に努めるとともに、市民のスポーツへの幅広い参加とスポーツプログラムの開発など、各種スポーツ活動の充実に努める。

##### 2 スポーツイベントの充実

多くの市民が参加できる各種スポーツ大会の開催に努める。また、イベント開催の施設となる花園中央公園や総合体育館などの整備・充実に努める。

##### 3 スポーツ推進体制の充実

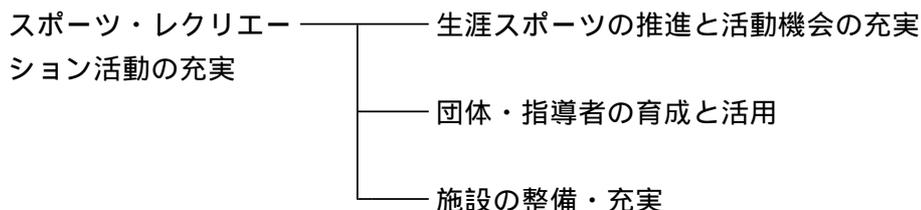
地域スポーツの推進体制の充実を図るとともに、スポーツ大会の円滑な実施に向けて、体育連盟などの体育関係団体をはじめ、産業団体、保健・福祉団体などとの連携を強める。

## 第2節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

### 〔方針〕

生涯スポーツの推進とスポーツ活動機会の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション団体の育成や施設の整備・充実に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 生涯スポーツの推進と活動機会の充実

親しみやすい生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ情報の提供を充実しスポーツ活動の機会の増大を図る。

#### 2 団体・指導者の育成と活用

体育連盟、体育指導委員協議会、スポーツ少年団など、体育関係団体の自主的な活動の充実に努めるとともに、体育関係団体の指導者やスポーツ指導員登録者を、地域スポーツ活動及び市スポーツ教室等の指導者に活用し、その資質向上を支援する。

#### 3 施設の整備・充実

体育館や野球場、市民広場、テニス場、多目的運動場などの整備・充実に努める。  
また、小学校体育施設の開放を促進するとともに、大学、企業などの体育施設の開放を働きかける。

### 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
東体育館整備事業	—————	空調改修	140,000
合 計			140,000

## 第3部 健康と市民福祉のまちづくり

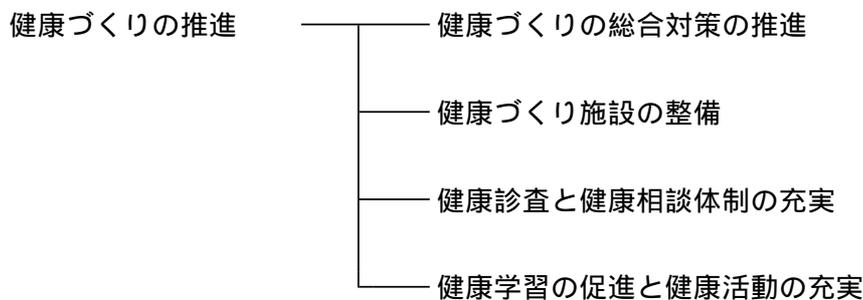
### 第1章 健康で元気な市民づくり

#### 第1節 健康づくりの推進

##### 〔方針〕

市民の健康を守り、明るく健康な長寿社会を築いていくための総合的な健康づくり対策を推進する。また、市民の自主的な健康づくり活動を支援する。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

#### 1 健康づくりの総合対策の推進

「健康日本21」東大阪版に基づき、健康づくりの推進のため、広範な人材の育成・確保を通して自主的な活動を支援するなど、こころと身体の健康づくりを総合的に推進する。

#### 2 健康づくり施設の整備

健康づくりの拠点となる、保健所や保健センターなど施設の充実、ネットワークの整備に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションの場として、公共施設の開放や民間施設の活用を図る。

#### 3 健康診査と健康相談体制の充実

健康診査の質の向上や健診機会の提供、健康相談の充実に努める。

#### 4 健康学習の促進と健康活動の充実

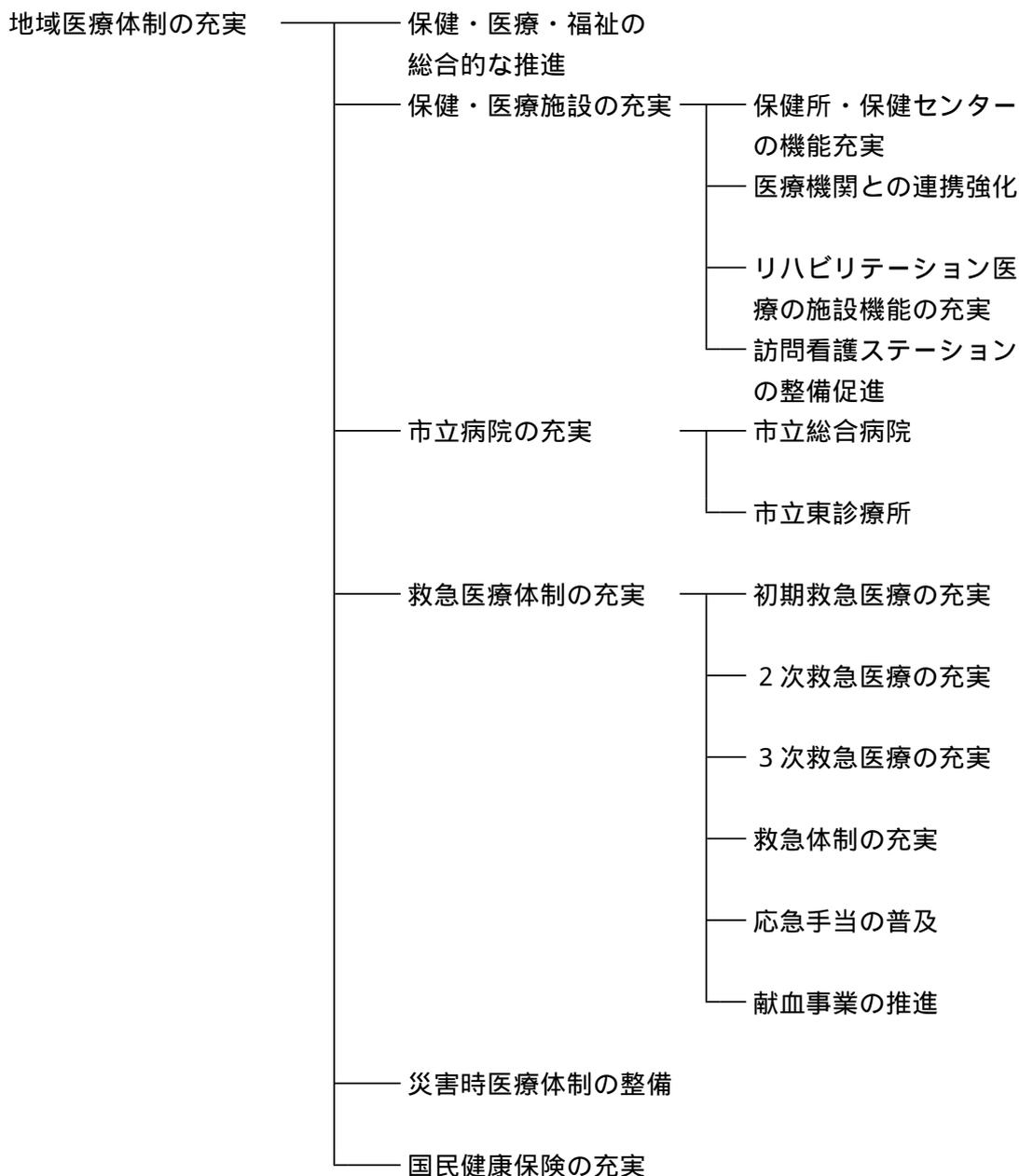
ニーズに応じた健康学習など健康づくりに関するプログラム研究・開発を図るとともに、自主グループの育成と活動支援など健康活動の充実に努める。

## 第2節 地域医療体制の充実

### 〔方針〕

市民の健康を確保するため、行政・民間・地域の連携を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な施策を推進する。また、地域医療資源の効率的な活用、市立病院の整備充実、救急・災害時の医療体制整備に努める。国民健康保険については、円滑運営を図るため、財源措置等を国・府に働きかける。

### 〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 保健・医療・福祉の総合的な推進

保健医療行政の総合的施策と地域医療体制の確立のため保健医療問題協議会の充実に努め、健康づくり推進協議会を支援するなど、市民と協働で推進する。

2 保健・医療施設の充実

(1) 保健所・保健センターの機能充実

専門的・技術的な拠点施設としての保健所と、市民に身近な保健サービスの実施拠点としての保健センター機能の充実と連携に努める。

(2) 医療機関との連携強化

保健・医療サービスの充実のため、「かかりつけ医」の普及を図るとともに、医療機関の機能分担による医療資源を有効活用する連携システムの構築に努める。

(3) リハビリテーション医療の施設機能の充実

一貫したリハビリテーションが実施できるよう医療機関と連携し、施設整備を図るとともに従事者の確保に努める。

3 市民病院の充実

(1) 市立総合病院

高度・専門医療に対応した中核的医療施設として、経営健全化を踏まえ、施設・医療機器などの充実に努めるとともに、地域災害医療センターとして活用を図る。

(2) 市立東診療所

市東部地区における公的医療機関として、医療機器の充実に努める。

4 救急医療体制の充実

(1) 初期救急医療の充実

救急病院としての市立総合病院と、休日急病診療所の役割分担を含め初期救急医療の効率的な運営に努める。

(2) 2次救急医療の充実

救急病院の増加に努めるとともに、施設の充実に促進する。

(3) 3次救急医療の充実

府立中河内救命救急センターの機能の充実に促進するとともに、救急病院や搬送機関との適切な連携を図る。

(4) 救急体制の充実

救命率の向上のため、高規格救急車などの整備や救急救命士の養成に努めるなど、プレホスピタル・ケアの充実に努める。

(5) 応急手当の普及

市民に応急処置の知識や技術の普及に努める。

(6) 献血事業の推進

必要血液と安全血液の確保のため、献血の普及・啓発に努め、献血事業を推進する。

5 災害時医療体制の整備

医療情報の収集や伝達・救護・後方医療体制、医薬品の確保などの整備を図るとともに、医療活動マニュアルの作成と徹底に努める。

6 国民健康保険の充実

保険料の適正賦課や収納対策を推進し国民健康保険財政の健全化を図るとともに、医療費の適正化に努める。また、国民健康保険事業の円滑な運営が図れるよう、制度の改善を国・府に働きかける。

建設事業等

(単位 千円)

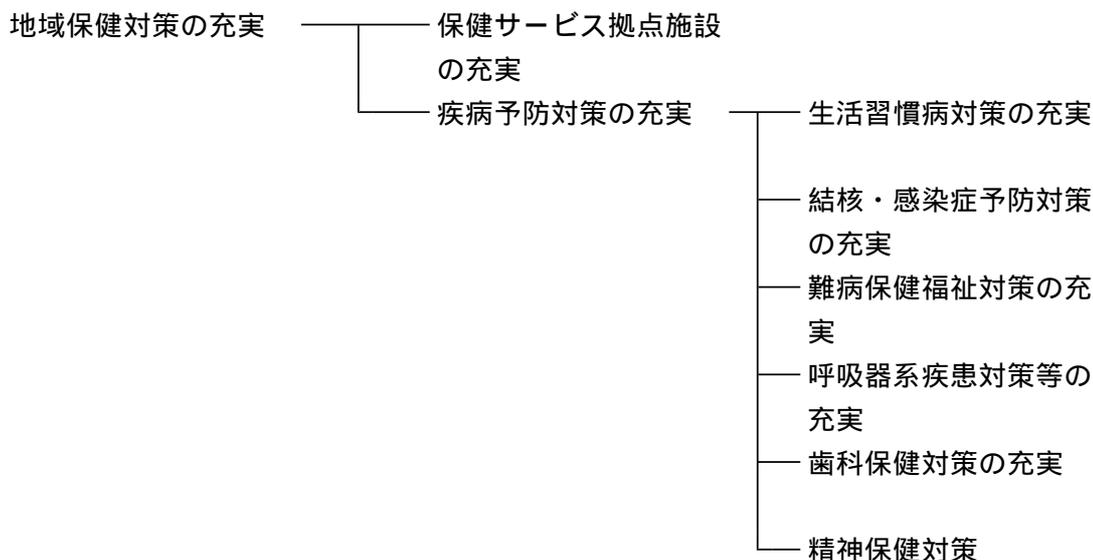
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
高規格救急車整備事業	常勤7台 非常用5台	3台	100,665
市立総合病院医療機器整備事業	—————	老朽化機器等の計画的更新	1,460,197
市立総合病院空調設備自動温度調整化	—————	空調設備自動温度調整化	45,000
合 計			1,605,862

第3節 地域保健対策の充実

〔方針〕

保健所や保健センターの機能充実を図るとともに、生活習慣病や結核などの予防対策に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 保健サ - ビス拠点施設の充実

専門的、技術的業務を推進する保健所及び地域保健サービスの拠点となる保健センターの機能充実に努める。

2 疾病予防対策の充実

( 1 ) 生活習慣病対策の充実

予防のための健全な生活習慣や定期的な健康診査の受診など、市民の主体的・自主的な健康づくり活動の啓発とともに基本健康診査の休日健診、肝炎ウイルス検診の実施とともに、受診機会の向上に努める。

( 2 ) 結核・感染症予防対策の充実

発生動向の把握や発生時の迅速・的確な対応、予防の啓発に努めるとともに、予防接種や結核検診の受診率の向上を図る。

( 3 ) 難病保健福祉対策の充実

難病は長期療養を必要とするため、在宅難病対策の充実に努める。

( 4 ) 呼吸器系疾患等対策の充実

指定疾病認定患者に対する転地療養事業などの充実を図るとともに、気管支ぜん息患者などに対しては、健康相談事業や機能訓練事業などの充実を図る。

また、小児ぜん息などの患者に対しては、医療費助成事業の充実を図る。

( 5 ) 歯科保健対策の充実

80歳で20本の歯が保てるよう、乳幼児から高齢者まで一貫した歯科保健対策の充実に努める。

( 6 ) 精神保健対策

精神保健対策事業の充実を図るとともに、医療機関や関係機関と連携してこころのケアに関する相談窓口の充実に努める。

建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
環境衛生検査センター整備事業	検査機能の分散	公害監視センターに統合	366,975
合計			366,975

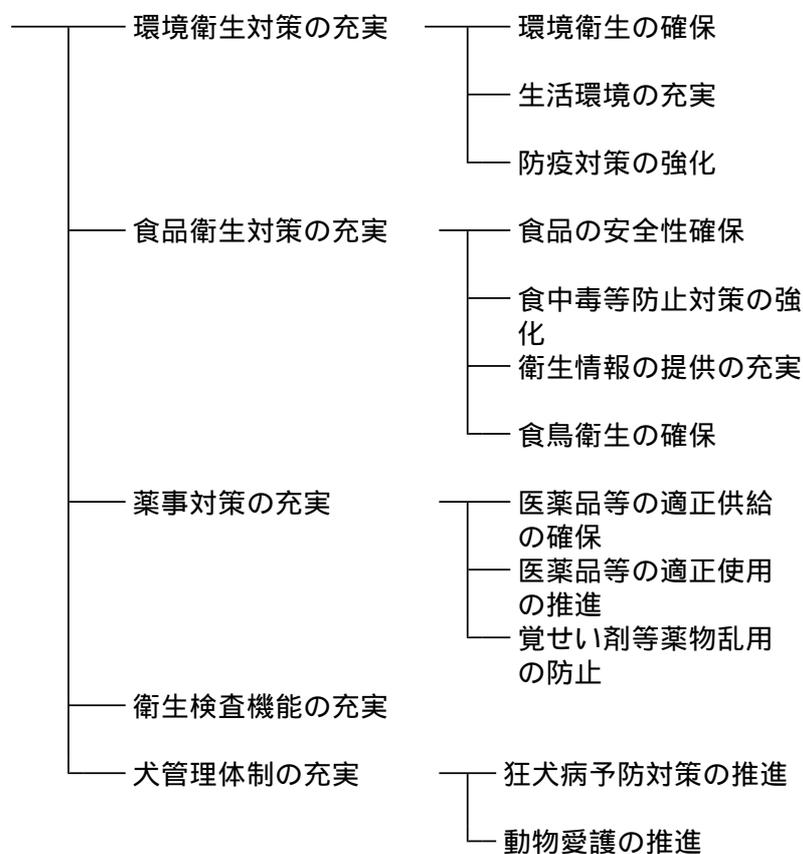
第4節 生活衛生の充実

〔方針〕

環境衛生や食品衛生などの生活環境の改善に努めるとともに、薬事対策や衛生検査機能、犬管理体制の充実を図る。

〔施策の体系〕

生活衛生の充実



〔主要な事業計画〕

1 環境衛生対策の充実

(1) 環境衛生の確保

監視・指導体制の整備・強化に努めるとともに、自主点検管理を推進する。

(2) 生活環境の充実

飲料水の衛生確保と住居などの衛生対策などに努めるとともに、市民の衛生意識を高めるため、情報提供に努める。

(3) 防疫対策の強化

各種感染症などを媒介する、ネズミや害虫の駆除事業の充実に努める。

2 食品衛生対策の充実

(1) 食品の安全性確保

総合衛生管理方式などの衛生管理システムを推進し、監視・検査及び指導体制の整備・強化を図り食品の安全性の確保に努めるとともに、化学物質安全対策に努める。

(2) 食中毒等防止対策の強化

食品事故や食中毒、毒物等混入事故の防止対策の強化および健康危機管理の対応などに努めるとともに、原因究明のための調査・検査体制の強化を図る。

(3) 衛生情報の提供の充実

講習会やメディアを活用して情報の提供を図り、市民の衛生意識の高揚・普及に努めるとともに、食品衛生推進員制度の推進に努める。

(4) 食鳥衛生の確保

食鳥肉の安全性を確保するため、検査・監視・指導など衛生管理体制の強化に努めるとともに、食鳥検査体制の整備・充実に努める。

3 薬事対策の充実

(1) 医薬品等の適正供給の確保

医薬品の品質・有効性などを確保し、適正な供給を図るとともに、毒物や劇物の適正使用と安全確保を図る。

(2) 医薬品等の適正使用の推進

市民や医療関係者に対する、医薬品などの適正使用の推進を図り、薬害防止に努める。

(3) 覚せい剤等薬物乱用の防止

覚せい剤などの薬物乱用の弊害について、正しい知識の普及・啓発に努める。

4 衛生検査機能の充実

検査機能の充実のため、検査機器の整備・充実に努める。

5 犬管理体制の充実

(1) 狂犬病予防対策の推進

狂犬病予防注射や飼犬登録の徹底、浮浪犬の捕獲・抑留業務の充実に努め、動物由来感染症や犬による危害の発生防止の充実に努める。

(2) 動物愛護の推進

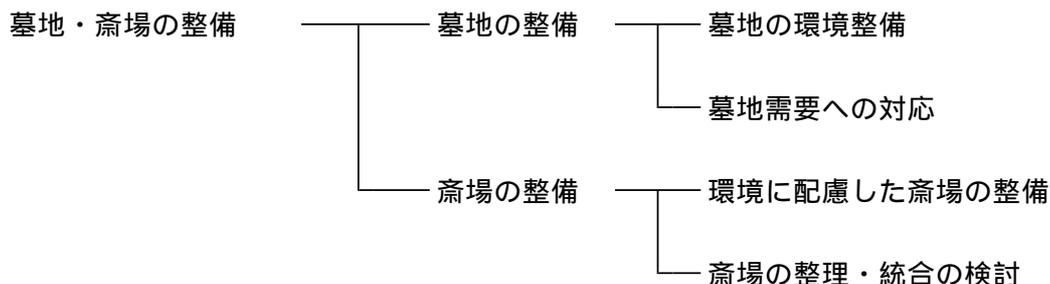
適正な飼育方法および動物愛護思想の啓発に努める。

## 第5節 墓地・斎場の整備

### 〔方針〕

市営墓地の環境改善と地域・法人墓地の新增設を促進する。また、地域の環境に配慮した斎場づくりを進める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 墓地の整備

##### (1) 墓地の環境整備

市営墓地の環境改善や墓地台帳の整備に努める。

##### (2) 墓地需要への対応

地域墓地や法人墓地の新增設の促進に努める。

#### 2 斎場の整備

##### (1) 環境に配慮した斎場の整備

ばい煙や悪臭などの環境問題に留意した施設・設備の改善に努め、周辺環境に配慮した斎場整備を推進する。

##### (2) 斎場の整理・統合の検討

施設の効率的な運営を図るため、市営斎場の整理・統合に取り組む。また、統合による跡地に、墓地もしくは納骨堂の整備を検討する。

### 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
小阪斎場整備事業	———	事務所建替 駐車場整備	34,500
合計			34,500

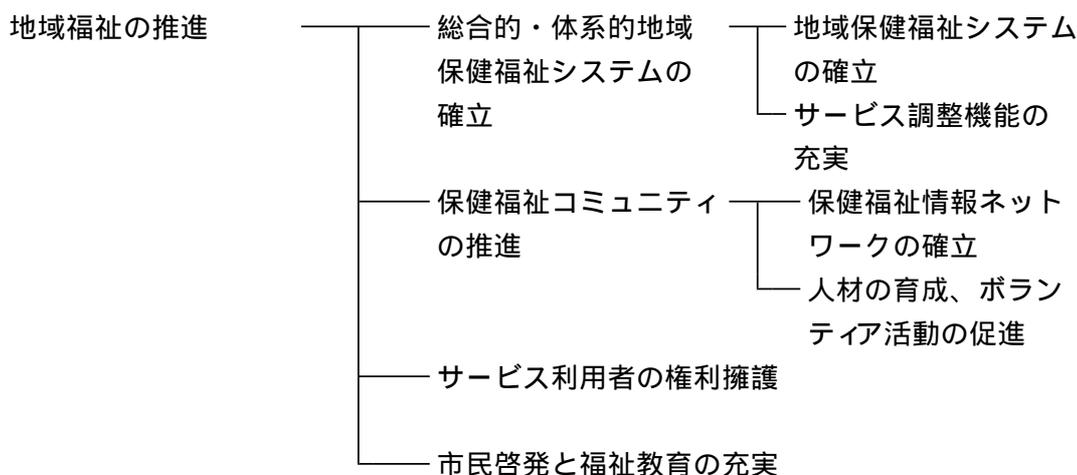
## 第2章 地域福祉のまちづくり

### 第1節 地域福祉の推進

#### 〔方針〕

すべての市民が住み慣れた地域社会で自立した生活を営めるよう、総合的・体系的な福祉施策を推進する。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 総合的・体系的な地域保健福祉システムの確立

###### (1) 地域保健福祉システムの確立

地域保健福祉の充実を図るため、地域福祉計画を策定し市民、行政が一体となった地域保健福祉体制の整備を総合的・体系的に推進する。

###### (2) サービス調整機能の充実

市民が必要に応じた確かなサービスが受けられるよう、サービス調整機能の充実を図る。

##### 2 保健福祉コミュニティの推進

###### (1) 保健福祉情報ネットワークの確立

地域福祉にかかわる情報の収集・提供が迅速かつ有効に行えるようネットワークの確立に努める。

###### (2) 人材の育成、ボランティア活動の促進

保健福祉コミュニティに資する専門的知識・技能を有した人材の育成を図るとともに、ボランティア活動の促進、強化のための活動を支援する。

### 3 サービス利用者の権利擁護

サービス利用者の権利を擁護するためのシステムの確立に努める。

### 4 市民啓発と福祉教育の充実

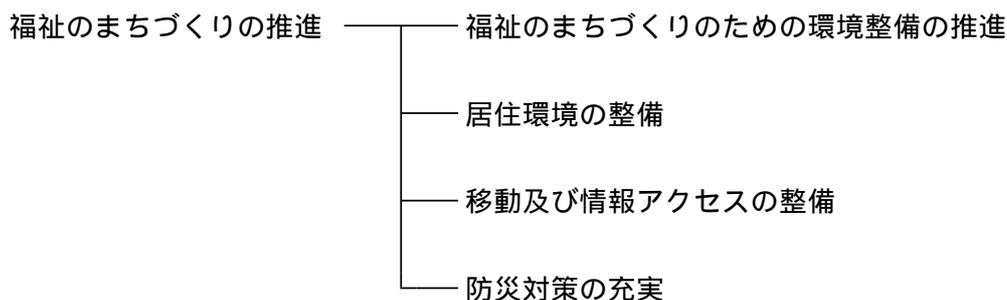
ノーマライゼーションの理念に基づく福祉意識の形成を図るため、市民啓発を推進するとともに、福祉教育の充実に努める。

## 第2節 福祉のまちづくりの推進

### 〔方針〕

すべての人が利用しやすいまちづくりを目指して、都市施設のバリアフリー化に努め、地域環境等などの基盤整備を推進する。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 福祉のまちづくりのための環境整備の推進

「福祉のまちづくりのための環境整備要綱」に基づき、すべての人が利用しやすいまちづくりを目指し、地域環境の整備、改善を推進する。

#### 2 居住環境の整備

高齢者や障害者が安心して地域で生活が営めるよう、民間住宅のバリアフリー化への助成に努める。

#### 3 移動および情報アクセスの整備

すべての人が移動しやすいように、鉄道駅舎エレベーターの整備促進をはじめ、公共交通機関を利用した移動の円滑化を一体的に促進する。

また、情報の入手に困難が伴いがちな高齢者や障害者が情報にアクセスしやすいシステムについて検討する。

#### 4 防災対策の充実

高齢者や障害者など災害弱者に対する防災・避難対策を推進する。

建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
高齢者等住宅改造 助成事業	—————	民間住宅のバ リアフリー化	262,620
鉄道駅舎エレベーター 整備補助事業	—————	長田、荒本、 小阪駅	87,700
合 計			350,320

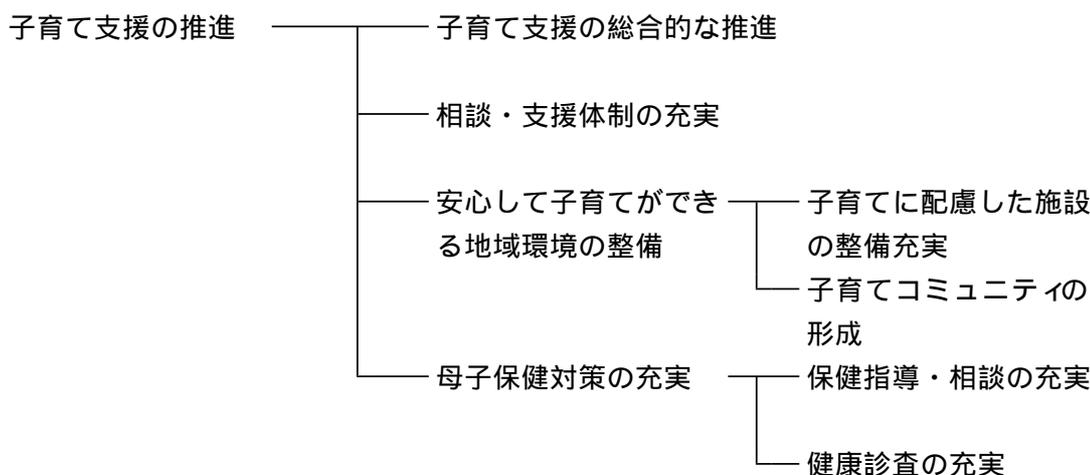
### 第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実

#### 第1節 子育て支援の推進

##### 〔方針〕

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つために、少子化や核家族化などの社会傾向に対応した総合的な子育て支援に努める。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

#### 1 子育て支援の総合的な推進

地域で安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育て支援を総合的、計画的に推進する。また、子どもの人権に対する意識啓発に努める。

#### 2 相談・支援体制の充実

長瀬子育て支援センター及び（仮称）荒本子育て支援センターの整備、活用を図るとともに、家庭児童相談室や保健センターなどの専門機関と連携して相談・支援体制の強化に努める。

#### 3 安心して子育てができる地域環境の整備

##### （1）子育てに配慮した施設の整備充実

公共施設や駅、デパートなど公共的施設に、子育てに配慮した施設の整備促進に努める。

##### （2）子育てコミュニティの形成

子育て支援センターを中核施設として、ボランティアや子育てサークルの育成・支援に努め、ファミリーサポートセンターを設置するなど、地域の子育てコミュニティの形成を図る。

#### 4 母子保健対策の充実

##### (1) 保健指導・相談の充実

市民の多様なニーズを的確に把握し、関係機関と連携して思春期から産後の育児まで系統だった指導・相談の充実に努める。

児童虐待予防対策に努める。

##### (2) 健康診査の充実

健診の質の向上を図り、乳幼児の発育・発達の促進と疾病の早期発見に努めるとともに、医療助成の充実に努める。

#### 建設事業等

(単位 千円)

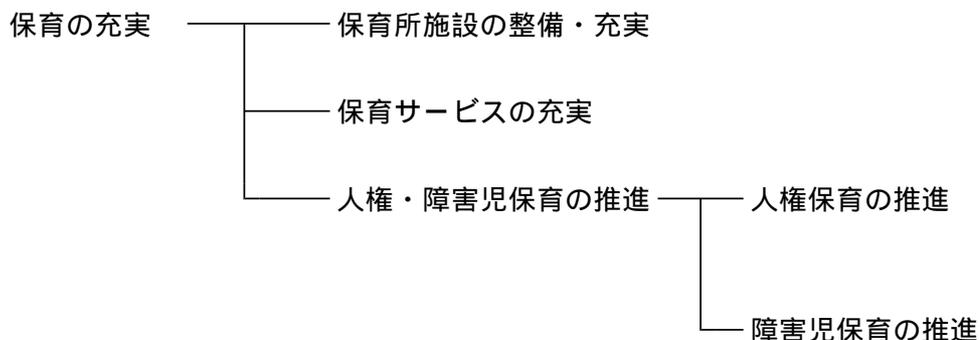
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
長瀬子育て支援センター整備事業	整備終了	解体工事、家屋調査	35,000
(仮称)荒本子育て支援センター整備事業	—————	建築工事、解体等	1,043,636
合計			1,078,636

#### 第2節 保育の充実

##### 〔方針〕

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実・向上を図る。

##### 〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 保育所施設の整備・充実

公立保育所の計画的な施設の整備・充実と、民間保育所の施設整備に対する助成に努める。

2 保育サービスの充実

民間保育所の協力による待機児童の解消をはじめ、障害児保育、延長保育や一時保育、病後児保育サービスなどを推進し、保育所機能の拡充に努める。

また、公立保育所の民営化に向けて取り組むとともに、民間保育所への運営助成の充実や簡易保育施設等に対する指導、支援に努める。

3 人権・障害児保育の推進

(1) 人権保育の推進

あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるとともに、人権を大切にすることを育てる保育を推進するため、研究・研修の充実に努める。

(2) 障害児保育の推進

障害児が健常児とともに健やかに育つことを目標に、障害の状態や発達段階に応じて適切な保育・療育が受けられるよう、施設・設備などの整備充実に努める。

建設事業等

(単位 千円)

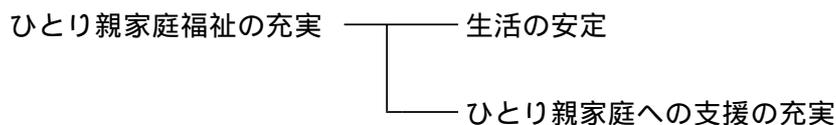
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
民間保育所整備 補助事業(通常分)	—————	増改築、創設等	197,529
合計			197,529

### 第3節 ひとり親家庭福祉の充実

#### 〔方針〕

増加傾向にあるひとり親家庭に対して生活の安定を確保するため、支援制度の充実を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 生活の安定

健康で安定した生活を確保するため、公的年金や手当、貸付制度、医療助成など社会保障制度の充実を国・府に要望するとともに、企業に雇用の拡大を働きかける。

##### 2 ひとり親家庭への支援の充実

相談機能の充実や、ひとり親が安心して子どもを育て、住み、働けるよう養育環境の整備を図る。

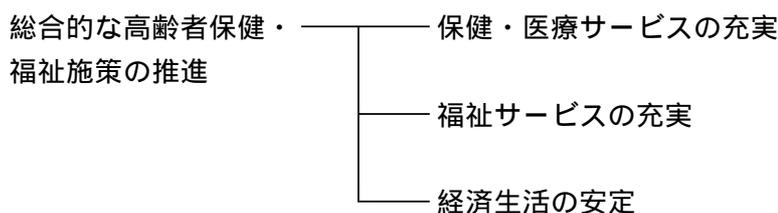
## 第4章 長寿社会を支える福祉の充実

### 第1節 総合的な高齢者保健・福祉施策の推進

#### 〔方針〕

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、「東大阪市老人保健福祉計画」を基本に施策の充実を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 保健・医療サービスの充実

高齢者の健康の保持・増進や疾病の早期発見と治療が行われるよう保健・医療サービスの充実を図る。

##### 2 福祉サービスの充実

生活援助員の派遣、配食サービスや地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用申立事業など生活支援の充実や、高齢者、介護者の相談に対応できるよう在宅介護支援センター機能の充実などを図り、福祉サービスの充実を推進する。

##### 3 経済生活の安定

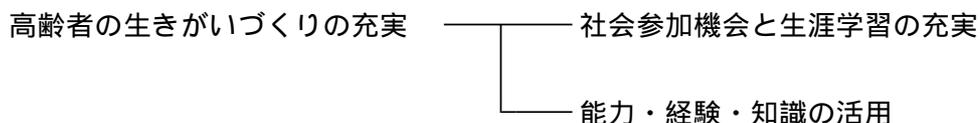
老後の経済的安定を図るため、年金制度の充実を国に働きかけるとともに、老人医療費の助成に努める。

### 第2節 高齢者の生きがいづくりの充実

#### 〔方針〕

高齢者が生きがいにあふれた豊かな人生を送れるよう、高齢者の積極的な社会参加機会の充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 社会参加機会と生涯学習の充実

高齢者のふれあいと生きがいづくりを図るため、高齢者サービスセンターなど施設機能の充実とともに高齢者教室の拡充やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努める。また、老人クラブの活動を支援する。

2 能力・経験・知識の活用

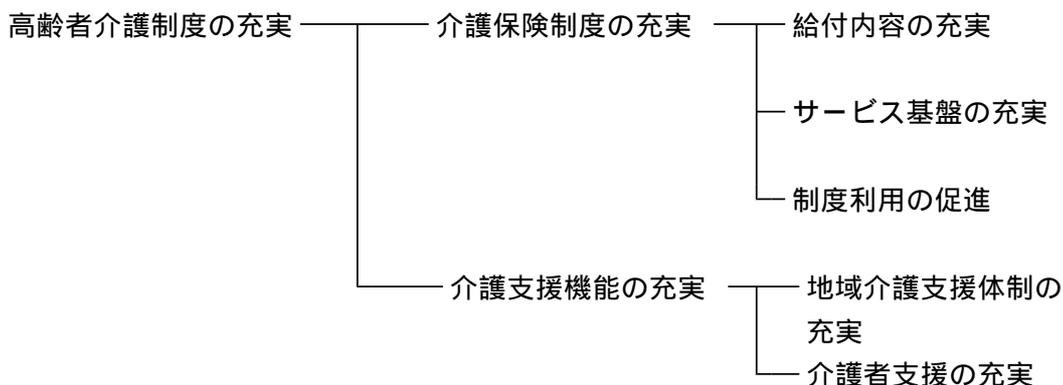
高齢者の豊富な経験と知識を地域づくりに活かすため、世代間交流活動の支援などに努める。

第3節 高齢者介護制度の充実

〔方針〕

要介護者などのニーズに応え、介護給付やサービス基盤の充実を図るとともに、介護者支援の充実を図る。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 介護保険制度の充実

(1) 給付内容の充実

要介護者などのニーズを把握し、給付内容の充実に努めるとともに、制度の充実を国に要望する。

第1号被保険者の保険料について、低所得者層の軽減措置を行う。

(2) サービス基盤の充実

介護保険制度に携わる人材の育成を促進するとともに、介護老人福祉施設など施設整備の促進を図りながら、サービス提供事業者の育成確保に努める。また、多様なサービス提供体制を確保できるよう、民間活力の活用を推進する。

(3) 制度利用の促進

介護保険制度の内容やサービス基盤などの情報を提供するとともに、相談体制の強化に努める。また、介護サービスを利用しやすい環境の形成に努める。

## 2 介護支援機能の充実

### (1) 地域介護支援体制の充実

介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの充実や小地域ネットワークなどの地域福祉サービスの推進を図る。

### (2) 介護者支援の充実

要介護高齢者などの介護者を対象に、介護技術や支援サービスなどの情報を提供する。また、重度の低所得高齢者の介護を行っている家族に対する支援に努める。

#### 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
民間社会福祉施設 建設助成	—————	特別養護老人ホーム グループホーム等	385,891
福祉施設建設用地 引取事業	—————	第7回～第9回引取 額計(みのわの里)	556,254
合計			942,145

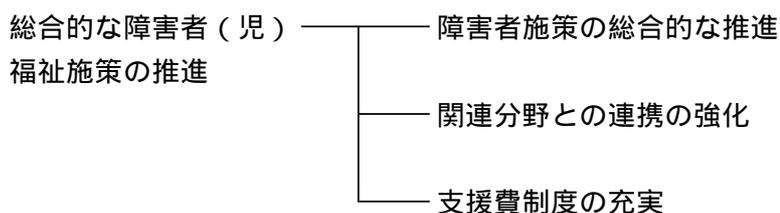
## 第5章 障害者（児）福祉の充実

### 第1節 総合的な障害者（児）福祉施策の推進

#### 〔方針〕

障害者の完全参加と平等の実現を目指して、総合的・体系的に障害者施策を推進し、また、保健・医療・教育など関連する分野との連携を強化する。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 障害者施策の総合的な推進

障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害を持たない人と同じように生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者施策を総合的・体系的に推進する。

##### 2 関連分野との連携の強化

障害者一人ひとりの状況やニーズに対応した障害者施策の推進のため、保健・医療、教育など関連する分野との連携を強化して福祉サービスの充実を図る。

##### 3 支援費制度の充実

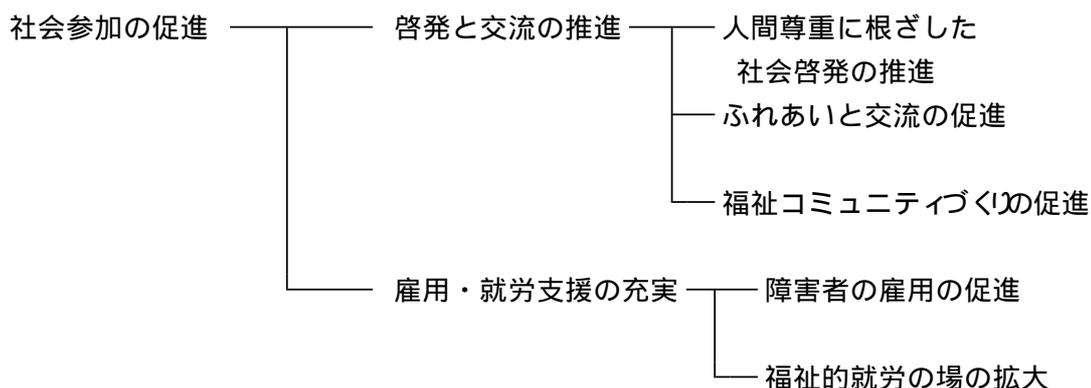
障害者が利用者本位のサービスを受けられるように、相談体制の充実、必要な支給量の決定、契約の支援の充実に努めるとともに、サービス供給量の増加を図る。

## 第2節 社会参加の促進

### 〔方針〕

障害者が社会参加をしやすい環境づくりを推進し、障害者の雇用を促進するとともに、地域でのふれあいの機会の拡充を図る。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 啓発と交流の推進

##### (1) 人権尊重に根ざした社会啓発の推進

障害者の「完全参加と平等」を目指し、多様な情報メディアを活用して啓発を推進するとともに、学校や生涯学習の場など地域における福祉教育の充実を図る。

##### (2) ふれあいと交流の促進

障害者と健常者とのふれあいや交流を促進し、お互いの理解を深めるとともに、地域活動や行事への障害者の積極的な参加を図る。

##### (3) 福祉コミュニティづくりの推進

障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域福祉活動を推進するとともに、市民、企業のボランティア活動への参加を促進するため、情報の提供や講座などへの支援の充実に努める。

#### 2 雇用・就労支援の充実

##### (1) 障害者の雇用の促進

社会適応訓練事業など職業訓練を実施するとともに、企業に対する啓発や指導に努め、公共職業安定所や企業などと連携するなど雇用の促進を図る。

##### (2) 福祉的就労の場の拡大

授産施設や福祉作業所の整備を促進し、支援の充実に努めるとともに、自営業や在宅での就労に対する支援を推進する。

建設事業等

(単位 千円)

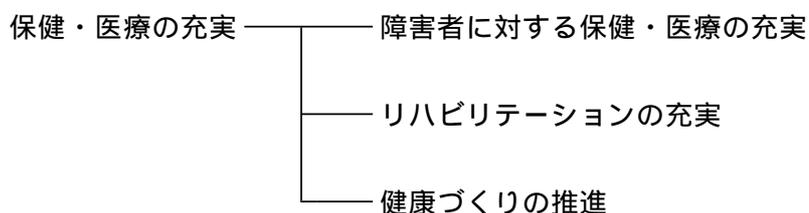
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
民間社会福祉施設 建設助成	—————	知的障害者更正 施設3ヶ所	16,156
合計			16,156

第3節 保健・医療の充実

〔方針〕

障害者に対する総合的な医療体制や、精神障害者に対する精神保健福祉対策の充実を図る。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 障害者に対する保健・医療の充実

障害者が地域の医療機関で受診できるよう、医療機関に対する啓発活動に努め、医師会や歯科医師会の協力を得て医療体制の整備を促進するとともに医療費助成制度の充実を国・府に要望する。また、関係機関と連携して精神保健福祉対策の充実を図る。

2 リハビリテーションの充実

保健センターや障害者デイサービスセンター、療育センターにおける機能訓練の充実に努めるとともに、寝たきりを予防するため、老人保健施設や高齢者サービスセンターでの機能訓練事業を推進する。また、医療機関における医療の充実を促進するとともに疾病の予防から治療、リハビリテーションを総合的に行う体制の整備に努める。

### 3 健康づくりの推進

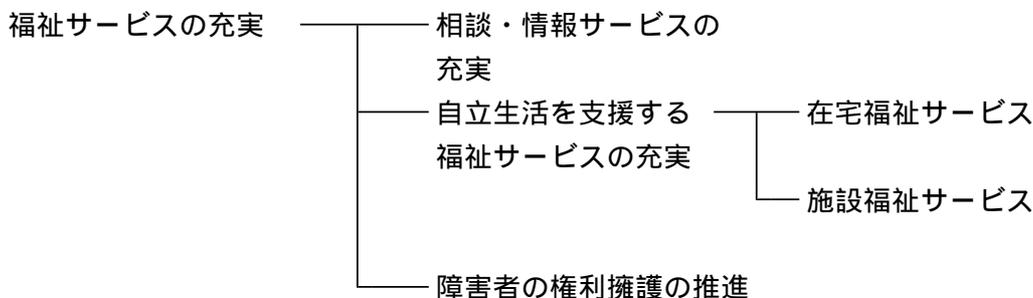
健康診査や訪問指導などの健康管理事業実施に努め、乳幼児健康診査、障害児の保護者に対する相談・指導事業を充実する。さらに、中途障害の発生を防止するため、生活習慣病対策の充実を図る。

## 第4節 福祉サービスの充実

### 〔方針〕

障害者が地域社会で自立した生活ができるよう、ニーズに対応した福祉サービス、相談・情報サービスの充実に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 相談・情報サービスの充実

障害者が一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、関係機関と連携して相談体制・機能の充実を図るとともに、多様できめ細かな情報の提供に努める。

#### 2 自立生活を支援する福祉サービスの充実

##### (1) 在宅福祉サービス

ホームヘルプサービスや補装具・日常生活用具の給付など地域での生活支援事業の拡充を図り、在宅福祉サービスの充実に努める。

##### (2) 施設福祉サービス

総合福祉センターや療育センターの機能の充実を図るとともに、知的障害者援護施設などの入所・通所施設の整備を促進し、民間施設に対する支援を強化して施設福祉サービスの充実に努める。

#### 3 障害者の権利擁護の推進

知的障害者や精神障害者など、自己の意思表示の困難な障害者の人権擁護や財産管理の支援に努める。

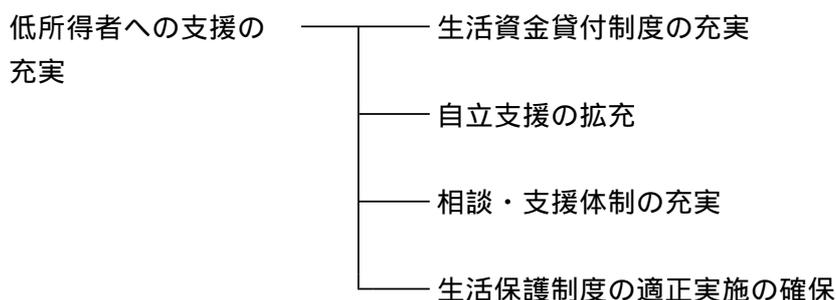
## 第6章 生活自立の援助

### 第1節 低所得者への支援の充実

#### 〔方針〕

低所得者の生活の安定と自立を支援するため、関係機関との連携を深め、経済的自立の助長促進を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 生活資金貸付制度の充実

生活福祉資金貸付制度、離職者支援資金貸付制度などの条件整備について、国・府に要望するとともに、緊急小口生活資金貸付制度の的確な運用を行う。

##### 2 自立支援の拡充

生活保護世帯や低所得者世帯における就労の促進と生活の安定を図るため、関係機関との連携のもとに就労機会の拡充を図るなど、自立支援の充実に努める。

##### 3 相談・支援体制の充実

民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携を強めて、低所得者などの生活実態に即した相談・支援体制の充実を図る。

##### 4 生活保護制度の適正実施の確保

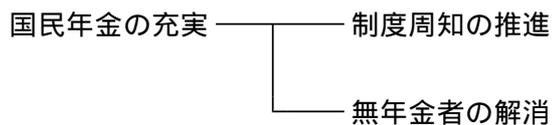
生活保護制度の充実を国・府に働きかけるとともに、相談・援助機能の充実を図り、自立を促進する生活保護適正実施推進事業に取り組む。

## 第2節 国民年金の充実

### 〔方針〕

市民の年金制度に対する正しい理解を得るため制度の周知に努め、未加入者・無年金者の解消や未納者の解消に向けた事業の推進について、国に働きかける。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 制度周知の推進

老後の経済的安定に備える国民年金制度の周知を図り、加入の促進に努める。

また、高齢者や障害者等の基本的経済保障である年金制度の充実について、国に働きかける。

#### 2 無年金者の解消

年金未加入者や保険料未納者の解消を図るため、被保険者に対するきめ細かな相談機能の充実について、国に働きかける。

## 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

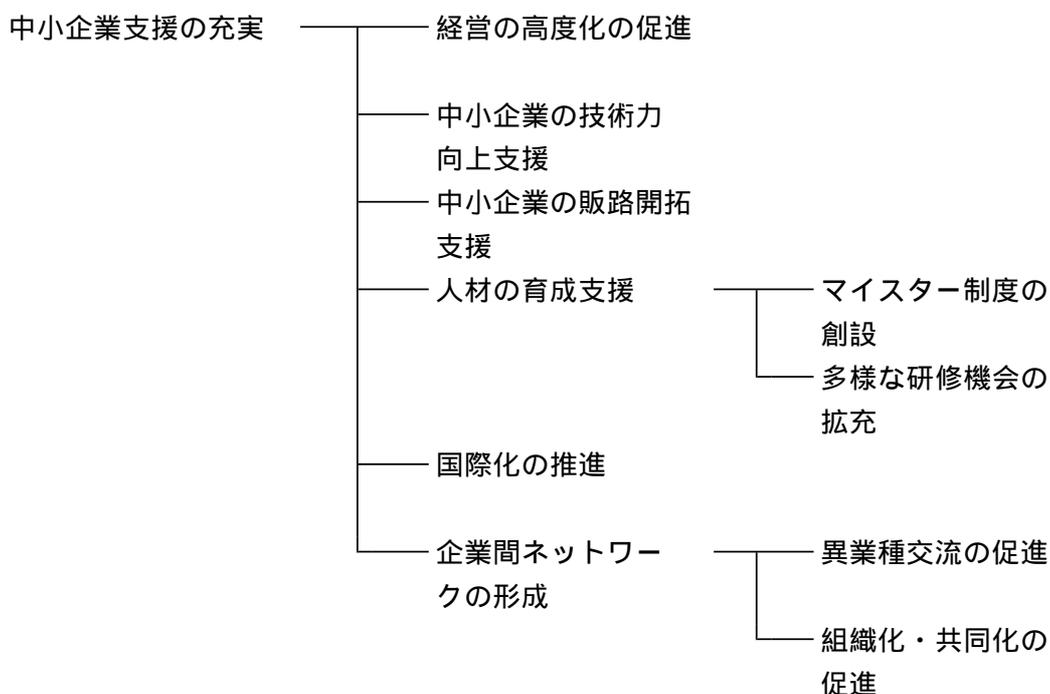
### 第1章 中小企業活性化の推進

#### 第1節 中小企業支援の充実

##### 〔方針〕

本市に集積する多種多様な業種の中小企業が、国際的な経済状況の変化に対応し、健全な発展が図れるよう、経営の高度化の促進、技術力の向上、新規取引先の開拓、人材育成、経済のグローバル化への対応、企業間のネットワークの構築などの取り組みを支援する。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

#### 1 経営の高度化の促進

ものづくり支援拠点施設「クリエイション・コア東大阪」の活用を図り、産業振興センターにおいて国・府・東大阪商工会議所などと連携し、中小企業の経営の高度化のため適切な指導・支援に努める。

## 2 中小企業の技術力向上支援

産業技術支援センターにおいて技術相談・研修などの業務強化や検査機器の整備など機能拡充を図るとともに、国・府の技術支援機関などとの連携を強化し、中小企業の技術力向上に努める。

## 3 中小企業の販路開拓支援

「東大阪ブランド」CI運動を展開するとともに、本市産業や中小企業の紹介冊子を発行しPR活動を推進する。また「クリエイション・コア東大阪」の常設展示場への出展支援や製造業大商談会の開催、東大阪フェアイン東京の参加など中小企業の販路開拓を支援する。

## 4 人材の育成支援

経営セミナーなどを開講するとともに、研修機関への参加や商店街などの自主的な研修を支援する。

## 5 国際化の推進

ISO認証取得などを支援するとともに、経営のグローバル化を図るためセミナー開催や海外企業情報の提供など海外販路開拓サポート事業を実施し、海外取引の促進に努める。

## 6 企業間ネットワークの形成

### (1) 異業種交流の促進

販売チャンネル交流会事業を支援するなど、中小企業の異業種交流活動を積極的に促進する。

### (2) 組織化・共同化の促進

商店街などの法人化を促進するとともに、中小企業の共同受注などの取り組みを支援する。

建設事業等

(単位 千円)

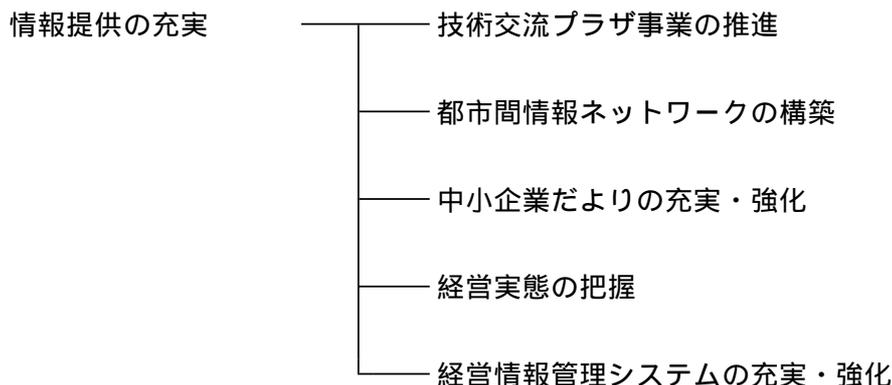
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
産業技術支援センター整備	――	測定機器等整備	63,400
合計			63,400

## 第2節 情報提供の充実

### 〔方針〕

中小企業への各種情報提供サービスの充実のため、技術交流プラザ事業を推進するほか、各種情報の提供に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 技術交流プラザ事業の推進

製造業の技術情報をインタ - ネットを活用して全国発信するとともに、新たに英語版を作成し海外に向けての発信に努める。また産学交流の促進や技術支援機関サービスの情報提供など、技術力の向上と販路の開拓を支援する。

#### 2 都市間情報ネットワークの構築

「中小企業都市連絡協議会」加盟都市の企業を中心に企業情報をネットワーク化し、都市間の情報交流を推進する。

#### 3 中小企業だよりの充実・強化

動向調査などの調査結果や国や市などの施策情報などを掲載した「中小企業だより」の充実・強化を図る。

#### 4 経営実態の把握

経営戦略の立案に活用するため、動向調査や経営実態調査、消費者意識調査などを、定期的に実施し、経営実態や経営情報の把握・提供に努める。

#### 5 経営情報管理システムの充実・強化

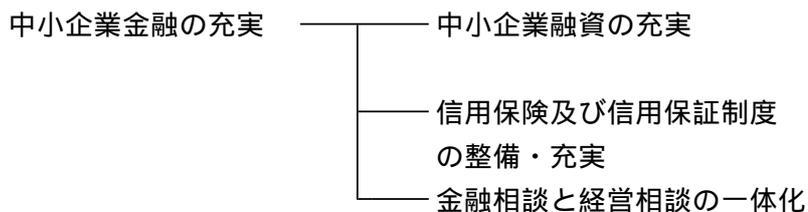
企業台帳のデ - タベ - ス化を図り、経営情報の提供に活用する。

### 第3節 中小企業金融の充実

#### 〔方針〕

経済、金融環境の変化に対応し、中小企業の経営の安定化と体質強化のため公的な融資制度や信用保障制度の充実を図るとともに、金融相談、経営相談の一体化を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 中小企業融資の充実

中小企業の経営の安定と高度化を図るため、融資制度の充実に努めるとともに、(財)東大阪市中小企業振興会の体質強化を図る。

##### 2 信用保険および信用保証制度の整備・充実

信用保険および信用保証制度の整備・拡充を国と府に対して積極的に働きかけるとともに、中小企業の融資に対する信用保証料補助などへの支援を図る。

##### 3 金融相談と経営相談の一体化

財務内容の改善や経営の近代化を促進するため、金融相談と経営指導の一体化に努める。

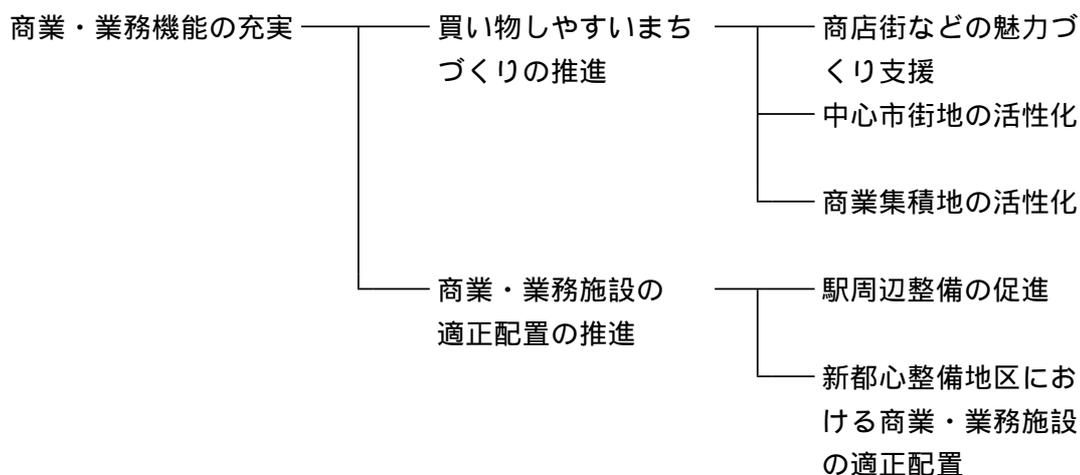
## 第2章 都市型産業の振興

### 第1節 商業・業務機能の充実

#### 〔方針〕

商業地の活性化を図るとともに、商店街などの魅力づくり支援や商業集積地などの活性化を進めるとともに、駅周辺や新都心整備区域における環境整備に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 買い物しやすいまちづくりの推進

###### (1) 商店街などの魅力づくり支援

商店街などの魅力を高めるため共同施設の設置助成や空き店舗の活用促進、販売促進手法の開発などの取り組みを支援する。

###### (2) 商業集積地の活性化

各商業地について、地域特性にあった活性化を進めるとともに、共通商品券発行支援など商店街活性化事業を実施する。

##### 2 商業・業務施設の適正配置の推進

###### (1) 駅周辺整備の促進

各駅周辺の整備を促進し、地域特性にあった商業・業務機能の活性化に努める。

###### (2) 新都心整備地区における商業・業務施設の適正配置

新都心整備地区に商業・業務施設が立地しやすい環境整備を図り、立地促進に努める。

建設事業費

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
共同施設設置助成事業	—————	コミュニティー施設 設置助成等	60,000
再開発周辺地域活性化 振興補助事業	—————	若江岩田周辺地域	10,000
合計			70,000

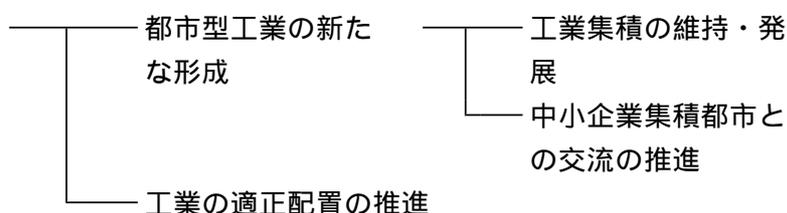
第2節 工業の振興

〔方針〕

モノづくり経済特区構想を推進し、本市の工業集積を活かした、都市型工業の新たな形成を進めるとともに、工場の適正配置を図る。

〔施策の体系〕

工業の振興



〔主要な事業計画〕

1 都市型工業の新たな形成

(1) 工業集積の維持・発展

工業の集積を維持・発展させるため、技術・経営・人材など多角的な施策を総合的に推進するとともに、モノづくり立地促進事業など、企業誘致を積極的に展開する。

(2) 中小企業集積都市との交流の推進

「中小企業都市連絡協議会」参加都市との交流と連携を強化し、国に対する政策要望などの実効性を高めるよう働きかける。

2 工業の適正配置の推進

住工共存を図るため、工場と住民の交流を通し、環境に調和した工場の整備を促進する。

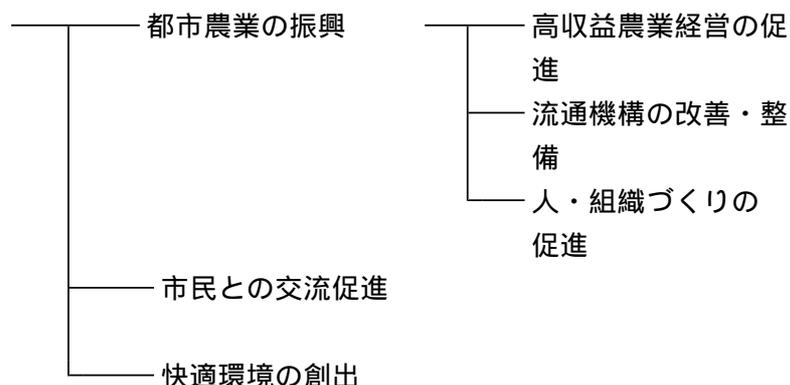
### 第3節 農業の振興

#### 〔方針〕

都市農業の振興を図るとともに、農地を保全活用して快適環境の創出に努める。

#### 〔施策の体系〕

##### 農業の振興



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 都市農業の振興

###### (1) 高収益農業経営の促進

新鮮で安全な農産物の生産を促進するとともに、収益性の高い農産物の生産の促進や生産基盤の整備に努める。

###### (2) 流通機構の改善・整備

共同出荷の推進、朝市、直販など多様な出荷販売体制の確立に努め、流通機構の改善・整備を図る。

###### (3) 人・組織づくりの促進

労働力や若い後継者不足の状況改善のため、後継者の育成やその支援に努める。

##### 2 市民との交流促進

農地が高齢者の生きがいづくりや市民の健康づくりの場として活用できるよう、市民農園などの整備促進に努める。

##### 3 快適環境の創出

市民にうるおいとやすらぎを与える機能や保水・防災機能などを有する農地保全や農業用水路の整備を図り、快適環境の創出に努める。

## 建設事業等

(単位 千円)

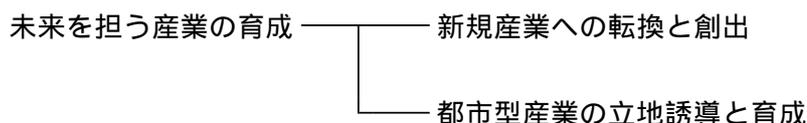
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
水路改修事業	延長 3,700m 整備済 1,680m	五個水路	90,000
農道水路維持補修事業等	—————	農道水路維持 農業用排水路 事業	138,168
合計			228,168

## 第4節 未来を担う産業の育成

## 〔方針〕

高い技術力を有した既存産業の集積や関西の中心都市の大阪市と隣接するなど、優位な立地環境を活用した新規産業の創出に努めるとともに、都市型産業の立地誘導と育成に努める。

## 〔施策の体系〕



## 〔主要な事業計画〕

## 1 新規産業への転換と創出

多種多様な製造・卸売業などの産業集積を活用して、消費者二・ズなどと融合する介護・環境など未来を担う新規産業への転換や創出を支援するとともに「クリエイション・コア東大阪」のインキュベーション施設の家賃補助を実施し創業促進を図る。

## 2 都市型産業の立地誘導と育成

企業立地促進基礎調査事業を実施するとともに都心部に近接する立地と多種多様な基盤的技術産業の集積を活用し、付加価値や生産性の高い都市型産業の立地誘導と育成を支援する。

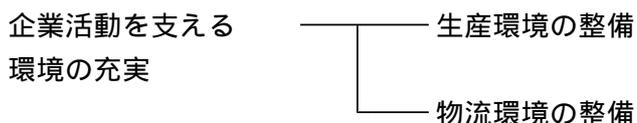
## 第3章 産業活性化のための環境の整備

### 第1節 企業活動を支える環境の充実

#### 〔方針〕

本市経済の活性化に向け、生産環境や物流機能の整備を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 生産環境の整備

企業活動の安全性・快適性を高めるため、緑地の整備や防災機能の強化に努めるとともに、道路などの整備を図る。

##### 2 物流環境の整備

市内物流の円滑化を進めるため道路整備を推進するとともに、中小企業の効率的な物流システムの構築を支援する。

### 第2節 労働環境の充実

#### 〔方針〕

勤労者の雇用の安定のため、雇用の確保を積極的に働きかけるとともに、労働環境の整備や職業能力の向上に努める。また、勤労者福祉推進事業の充実を図る。

#### 〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 就労機会の確保

国・府の雇用施策について公共職業安定所などと連携し、企業への情報提供や啓発に努めるとともに、中高年齢者や障害者、ひとり親家庭の母親など働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱える就労困難者等の支援に努める。

2 労働環境の整備

勤労者が安心して豊かな生活が営めるよう、最低賃金制度の徹底やそれぞれの能力を活かした働き方を可能とする環境整備や労働安全対策を国などに働きかけるとともに、労働相談業務の充実に努める。

3 職業能力の向上

職業転換の円滑化と雇用の促進を図るため、府立東大阪高等職業技術専門学校などの利用を促進し、職業能力・資質の向上を図り、人材育成に努める。

4 勤労者福祉推進事業の充実

中小企業で働く勤労者の福祉増進を図るため、勤労者福祉共済事業の充実に努めるとともに、労働福祉事業などを充実し、東大阪市立勤労市民センターやグリーンガーデンひらおかの活用など、勤労者の福利厚生の上昇に努める。

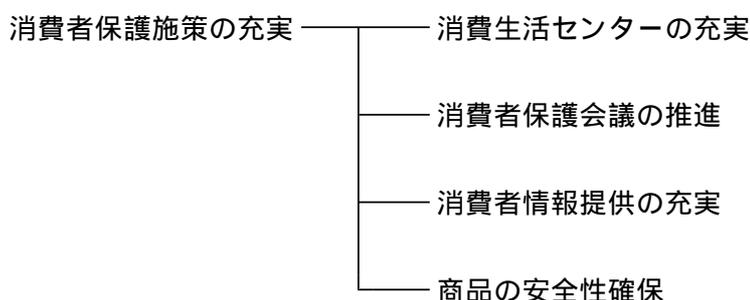
## 第4章 消費生活の充実

### 第1節 消費者保護施策の充実

#### 〔方針〕

消費者保護施策の充実を図るため、消費生活センターの機能強化に努めるとともに、消費生活の多様化に適応した消費者保護施策の検討や、消費者被害防止のため情報提供、商品の安全性の確保に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 消費生活センターの充実

消費者行政の推進の拠点として、消費生活相談体制や商品検査機能、情報の収集・提供などの充実を図り、消費生活センターの機能強化に努める。

##### 2 消費者情報提供の充実

消費者被害の防止・救済のため、国民生活センターなどと連携を図り、消費者情報の提供の充実を図る。

##### 3 商品の安全確保

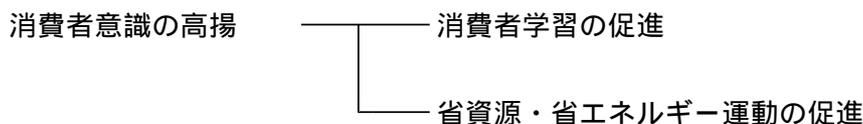
健康に有害な商品や安全性に疑問がある商品などについて、国や府、関係機関と連携を図り調査するとともに、消費者に情報提供するなど、商品の安全性確保に努める。

### 第2節 消費者意識の高揚

#### 〔方針〕

消費者として正しい知識を身につけるため、消費者教育を推進するとともに、省資源・省エネルギー運動の促進に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 消費者学習の促進

消費者意識の高揚や消費者として正しい知識の習得を図るため、講座・講演会の拡充や消費生活展を開催するとともに、学校教育において消費者教育を推進する。

2 省資源・省エネルギー運動の促進

資源循環型社会の構築を目指して、消費者・事業者・行政が一体となった実践的な活動の促進に努める。

第3節 消費者活動の促進

〔方針〕

消費者の自主的な活動を支援するため、活動機会の充実を図るとともに、地域の主体となるリーダーの育成に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 活動機会の充実

自主的な消費者活動を行う消費者の育成を進めるとともに消費者活動に関する情報提供を行うなど、消費者運動の活動機会の充実に努める。

2 消費者団体・リーダーなどの育成

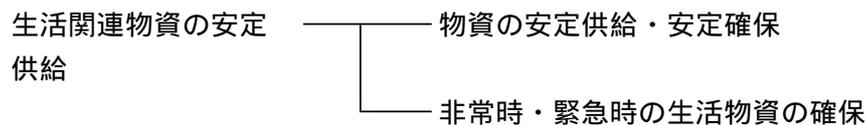
消費者被害の効果的な防止や消費生活に関する情報を提供するため、自主的な消費者活動の拡充を図るとともに、地域の主体となる団体やリーダーの育成に努める。

#### 第4節 生活関連物資の安定供給

##### 〔方針〕

生活関連物資の安定した供給と確保のため、価格や需要の動向の調査・監視に努めるとともに、非常時、緊急時に生活物資を確保できる体制づくりに努める。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

###### 1 物資の安定供給・安定確保

生活関連物資の価格や需給動向などを調査するとともに調査結果を市民に迅速に提供するなど、物資の安定供給・安定確保を図る。

###### 2 非常時・緊急時の生活物資の確保

災害時などに備え、日ごろから生活必需物資緊急対策本部の設置に向けた体制づくりに努める。

## 第5部 安全で住みよいまちづくり

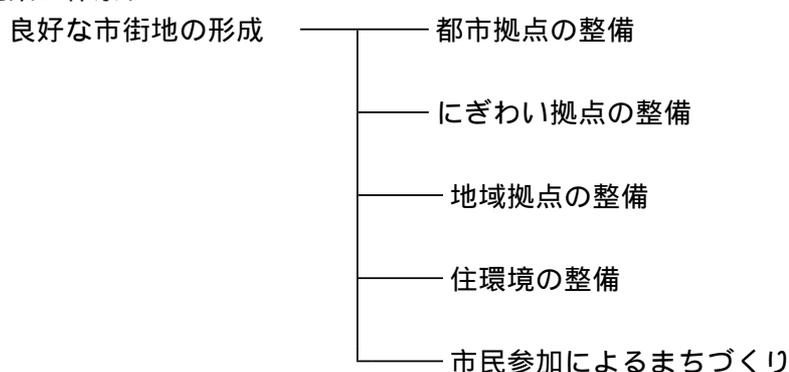
### 第1章 魅力ある都市環境の形成

#### 第1節 良好な市街地の形成

##### 〔方針〕

地域の文化・歴史・自然環境などの個性を活かしつつ、地域の拠点となる市街地の機能再生に向けた整備を推進するとともに、住宅・工場および農地の混在する地域や密集市街地などにおいて都市基盤施設整備や市街地環境の整備などを図り、安全で快適な市街地の形成に努める。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

#### 1 都市拠点の整備

新都心整備地区の荒本地区については、総合庁舎、ものづくり支援拠点施設、複合施設地区（A街区）等の整備状況にあわせ、バリアフリー対策等を実施する。また、新都心並びに周辺地域における市街地の再整備の方向性について、調査を実施する。

#### 2 地域拠点の整備

商業・業務・情報の交流などの都市機能を有する拠点整備に向け、河内花園駅前地区市街地再開発事業の促進を図り、若江岩田駅前南地区の再開発関連調査や周辺整備を実施する。

#### 3 住環境の整備

住環境が悪化している、また悪化の恐れがある地区などについては、住環境改善の整備手法の検討を行い、安全性・利便性・快適性の向上を目指した、住環境の整備に努める。また、住居表示整備については、完全実施に向け未実施区域の事業を進める。

#### 4 市民参加によるまちづくり

地域のまちづくりに必要な情報の提供、まちづくり活動への支援に努める。

#### 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
都市計画調査	—————	用途地域見直し検討調査	17,000
新都心整備推進事業	—————	市街地再整備検討調査等	12,000
若江岩田駅南地区市街地再開発関連事業	—————	再開発関連調査道路景観整備等	103,282
河内花園駅前地区市街地再開発事業	平成12年3月準備組合設立	まちづくり推進計画調査 基本設計、実施設計、建物除却	2,697,405
まちづくり促進助成事業	—————	まちづくり活動への助成金	2,500
合計			2,832,187

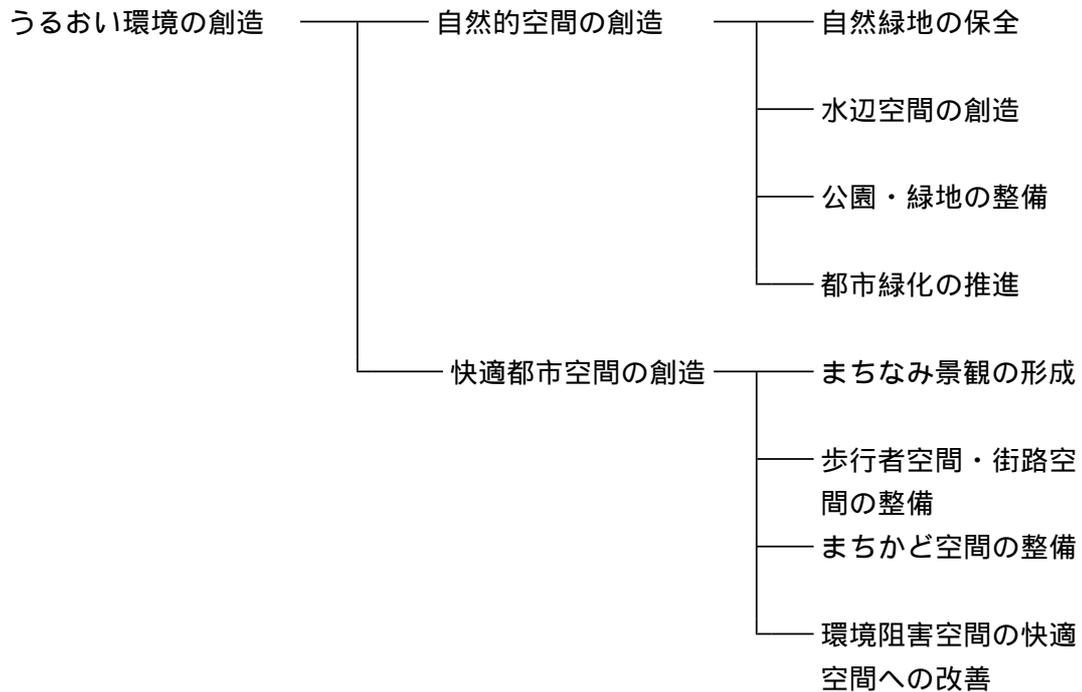
#### 第2節 うるおい環境の創造

##### 〔方針〕

生駒山系の保全を図り、市街地に対しては、みどりのオアシスとなる公園・緑地を拠点的に配置し、これらを結び、うるおいのある水と緑のネットワークの形成を図る。

また、地域の歴史的・文化的遺産などを活用しながら道路等の都市施設と建物の調和を図り、地域的な特性を踏まえた、まちなみ景観の創出を目指す。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 自然的空間の創造

(1) 自然緑地の保全

生駒山系の自然保全に努めるとともに、地域の貴重な財産でもある樹林、屋敷林の保護・保全に努める。また、市街地の貴重なオープンスペースとしての機能を担っている生産緑地は、防災上の観点からも保全に努める。

(2) 水辺空間の創造

市民の憩いの場として利用できる水辺空間整備を進める。

(3) 公園・緑地の整備

子どもや高齢者が日常的に利用できる街区公園・近隣公園やスポーツ・レクリエーションを楽しめ、防災機能をあわせもつ総合公園である花園中央公園などを、すべての人が安全で利用しやすく、避難地としての役割をも考慮した公園として整備を進める。また、公園での遊具等の整備を図り、地域に密着した維持管理に努める。

(4) 都市緑化の推進

都市における緑を回復、保全し、自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、潤いと安らぎのある生活環境をつくりだすため緑の基本計画を策定し、市民と協働して緑化意識の高揚・普及に努める。

緑被率の向上のため、学校など都市緑化の先進的役割を果たす公共施設の緑化を推進するとともに、各種事業所に対する緑化助成、民間住宅への生垣助成などを実施する。また、幹線道路の植樹、水路跡などの緑道整備を進める。

## 2 快適都市空間の創造

### (1) まちなみ景観の形成

地域固有の自然、文化、街並みなどを活かし、うつくしいまちなみ景観の形成を目標に都市景観形成基本計画や実現方策等について調査検討を進める。

### (2) 歩行者空間・街路空間の整備

歩道の整備や街路樹の整備に努めるとともに、高齢者や障害者等にもやさしい道路整備を目指す。

### (3) まちかど空間の整備

うるおいのある環境の整備に努める。

## 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
公園新設改良事業	(開設公園等) 都市計画公園110箇所 その他の公園158箇所	花園中央公園 金岡公園 布施公園 日下公園 東石切公園 柏田北公園 善根寺公園 三ノ瀬公園 若江東町公園 その他公園 トイレ整備 国庫補助関連単 独事業 花園中央公園用 地先行取得 緩衝緑地公園購 入割賦金	2,327,000 160,000 407,000 342,000 120,000 257,400 203,000 30,000 225,500 46,800 47,000 162,000 1,455,000 1,043,826
緑化対策事業	—————	水路敷跡地等 緑道整備、大 気浄化植樹、 駅前等公共施 設緑化	84,600
都市景観形成事業	—————	景観形成基本 計画策定調査	5,000
合 計			6,916,126

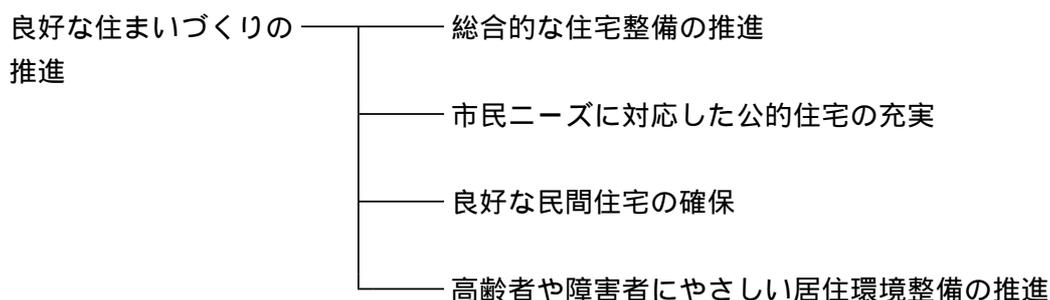
### 第3節 良好な住まいづくりの推進

#### 〔方針〕

良好な住まいづくりのため、総合的な住宅整備を推進するとともに、災害に強いすまいとまちづくりに努める。

老朽化した公共住宅については、建替えにより居住水準の向上を図るとともに、高齢者や障害者も安心して生活できる居住環境の整備を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 総合的な住宅整備の推進

住宅政策を体系的、総合的に推進し、良好な住宅まちづくりを進めるため、住宅マスタープランの見直しを行なうとともに、公営住宅の計画的かつ効率的な活用を図るため、公営住宅ストック総合活用計画を策定する。

##### 2 市民ニーズに対応した公的住宅の充実

高井田5住宅など老朽化した市営住宅については、建替を進め、居住水準の向上と土地の高度利用による周辺老朽市営木造住宅の解消を図るとともに周辺環境などにも配慮した、良好な住まいづくりの推進に努める。また、市営住宅の耐震診断を引き続き実施する。

##### 3 良好な民間住宅の確保

老朽化が著しい長屋住宅や文化住宅等が密集する、若江・岩田・瓜生堂地区においては、道路・公園などの公共施設の整備と併せた建替えを促進し、民間と行政の協働による良好で災害にも強いすまいづくりの推進に努める。

##### 4 高齢者や障害者にやさしい居住環境整備の推進

高齢者や障害者の活動を支えるよう、住宅及びその内外部を通じたバリアフリー化を推進し、高齢化社会に対応した居住環境の整備に努める。

## 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
市営住宅整備事業	(市営住宅建設状況) 木造 391戸 簡耐 114戸 中高耐 3,051戸 計 3,556戸	高井田5住宅建替	1,464,576
		蛇草・荒本地区の 住環境整備	730,312
		公営住宅ストック 総合活用計画策定	10,500
		住宅マスタープラ ン見直し調査	4,500
		荒本住宅駐車場モ デル事業	584,245
		住宅耐震診断	17,900
		若江・岩田・瓜生 堂地区	340,450
合計		3,152,483	

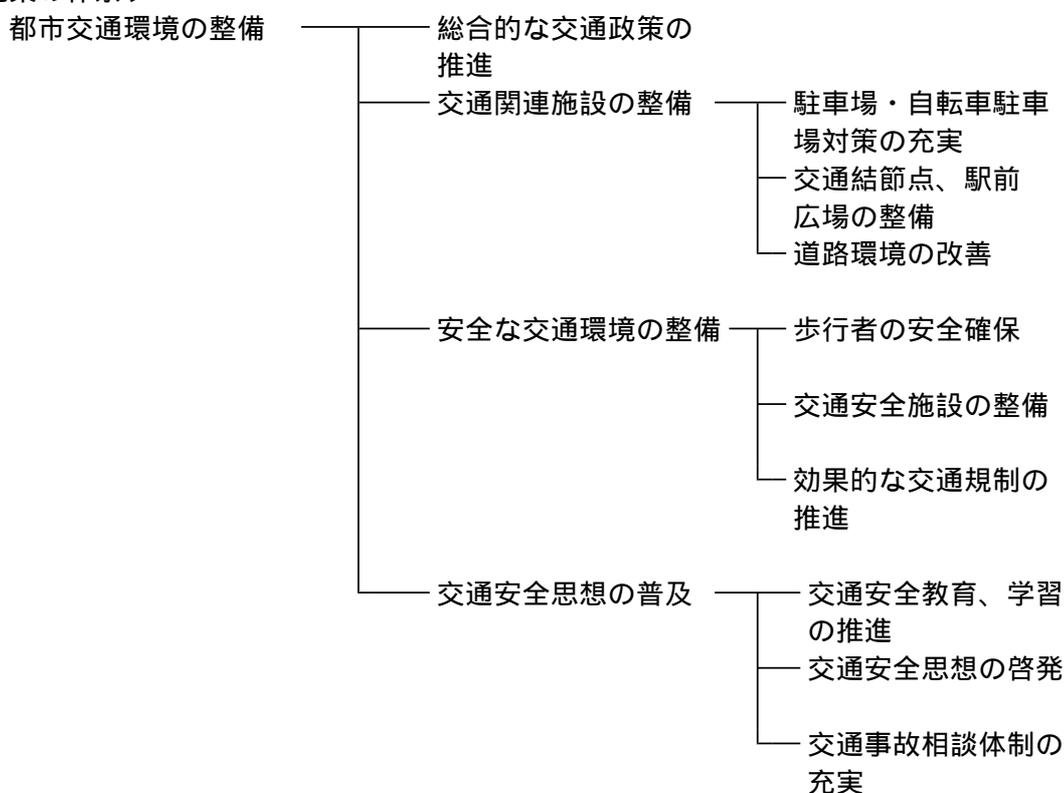
## 第2章 総合的な都市交通環境の充実

### 第1節 都市交通環境の整備

#### 〔方針〕

駐車場・自転車駐車場、駅前広場など利便性の高い快適な交通関連施設の整備に努めるとともに、歩行者などの安全を確保するため交通安全施設の整備、交通規制などに取り組み、安全な交通環境を総合的に整備する。また、市民の交通安全を図るため、教育・啓発活動を推進するとともに、交通事故に伴う相談体制の充実に努める。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 交通関連施設の整備

###### (1) 駐車場、自転車駐車場対策の充実

都市機能の活性化を図るため、関係機関との連携により、違法駐車防止に努める。また、駅周辺に利便性の高い自転車駐車場の整備を進める。

###### (2) 交通結節点、駅前広場の整備

鉄道と鉄道やバスの乗り継ぎなどの円滑化を進めるため、高井田駅前広場、柏田駅前広場などの整備を進める。

### ( 3 ) 道路環境の改善

交差点の歩道段差解消など交通バリアフリー重点整備地区を中心にバリアフリー化を推進するとともに歩行者や自転車の安全確保のため、歩道等の整備を進める。  
また、長瀬駅前地区については、踏切道を中心に交差点改良等を推進する。

## 2 安全な交通環境の整備

### ( 1 ) 歩行者の安全確保

通園・通学路など、安心して歩ける空間を確保するため、交通規制の強化を関係機関に要望する。

### ( 2 ) 交通安全施設の整備

誰もが安心して歩ける道路として、道路照明灯・道路反射鏡・防護柵など整備するとともに、高齢者や障害者等に配慮した歩道段差の解消、誘導点字ブロックの設置を進める。

### ( 3 ) 効果的な交通規制の推進

道路における危険防止、道路交通に起因する障害の防止、その他交通の安全と円滑化を図るため、地域の実態に応じた効果的な交通規制を各警察署と連携し、促進する。

## 3 交通安全思想の普及

### ( 1 ) 交通安全教育、学習の推進

学校教育、生涯学習などのあらゆる機会を通じて、年齢層に応じた交通安全教育および指導を推進する。

### ( 2 ) 交通安全思想の啓発

市政だよりなどの広報活動に努めるほか、関係機関と連携し、交通安全、交通マナーに関する啓発に努める。

### ( 3 ) 交通事故相談体制の充実

相談事業を推進するとともに、市民交通災害共済制度の充実に努め、被害者の精神的、経済的な援助を図る。

## 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
高井田駅前広場整備事業	平成13年2月事業認可	用地買収等	838,432
柏田駅前広場整備事業	平成14年2月事業認可	用地買収等	550,960
自転車駐車場整備事業	(整備状況) 無料自転車駐車場29箇所 有料自転車駐車場28箇所	俊徳道駅 布施駅前地下 分割取得費	197,500
交通安全施設整備事業	歩道設置 69,156m 防護柵 66,210m 反射鏡 5,562基 照明灯 2,514基	歩道設置、防護柵、反射鏡、照明灯、区画線、交差点段差解消等	391,000
交通バリアフリー重点整備地区事業	—————	歩道設置、段差解消等	194,000
長瀬駅前交差点改良事業	—————	踏切道整備、交差点改良等	584,000
合計			2,755,892

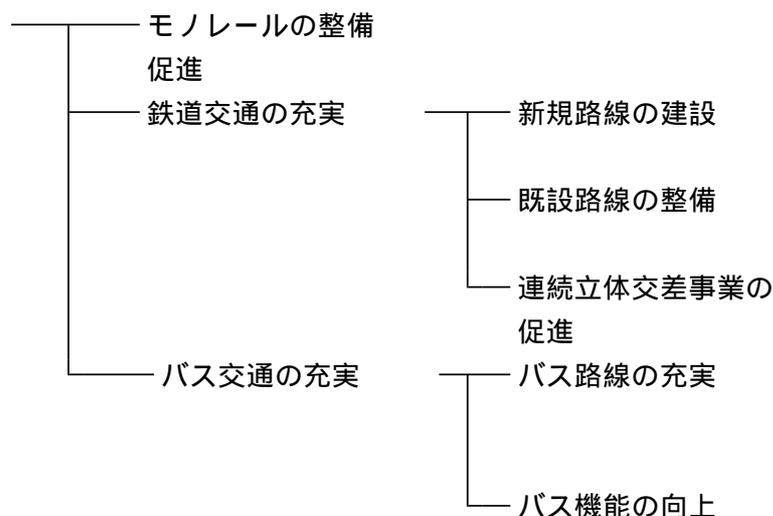
## 第2節 公共交通の充実

## 〔方針〕

公共交通は、通勤通学等の大量の交通を処理できる定時性に優れた輸送効率の高い交通システムであると同時に、交通弱者にとっても不可欠な移動手段であり、交通渋滞の緩和、環境問題への対応、都市の活性化を図るうえで非常に重要であるため、ネットワークの充実とサービスの向上を促進する。

〔施策の体系〕

公共交通の充実



〔主要な事業計画〕

1 モノレールの整備促進

本市中央部において、既設放射鉄道と有機的に連絡する鉄軌道として、また、新都心整備地区や総合病院へのアクセスとして重要である大阪モノレールの門真市駅からの早期南伸を関係機関に強く働きかける。

2 鉄道交通の充実

(1) 既設路線の整備

大阪外環状線鉄道事業の早期完成のため、建設促進を図るとともに、JR片町線（学研都市線）の輸送力や輸送サービスの向上を鉄道事業者に働きかける。また、高齢者や障害者等が利用しやすい施設や設備の改善を関係機関に働きかける。

(2) 連続立体交差事業の促進

踏切の交通渋滞の解消や事故防止、地域の一体的な整備を図るため、近鉄奈良線、大阪外環状線の事業を促進するとともに、近鉄大阪線については、事業化を関係機関に働きかける。

3 バス交通の充実

(1) バス機能の向上

高齢者や障害者等に配慮した、低床バス車両の導入やバス停留所の改善、整備などを関係機関に働きかける。

## 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
近鉄奈良線 連続立体交差事業	平成5年2月事業 認可	用地買収、物件 補償、負担金等	3,516,985
大阪外環状線 連続立体交差事業	平成12年3月事業 認可	用地買収、物件 補償、負担金等	3,900,000
近鉄大阪線 連続立体交差事業	—————	調査	6,000
大阪外環状線鉄道 関連道路整備事業	—————	架道橋改良、部 分スラブ化	2,160,324
大阪外環状線鉄道 建設事業	—————	出資金、補助 金、貸付金	3,330,020
合計			12,913,329

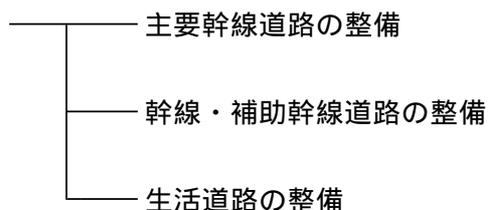
### 第3節 道路網の整備

#### 〔方針〕

安全かつ円滑な道路交通と、安全で快適な生活環境の確保を図るため、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、生活道路などの整備を計画的・体系的に推進する。

#### 〔施策の体系〕

道路網の整備



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 主要幹線道路の整備

大阪生駒線や国道308号と国道170号との交差点の西石切立体交差事業を促進するとともに、渋川放出線の整備を推進する。

##### 2 幹線・補助幹線道路の整備

大阪金岡線、小阪稲田線、山麓線等の整備を引き続き推進するほか、近鉄奈良線連続立体交差事業や大阪外環状線鉄道事業関連の路線整備を進める。

##### 3 生活道路の整備

長瀬川沿道整備等、地域の特性に応じた道路整備を推進するとともに、舗装事業や側溝整備、橋梁の新設改良等、安全・快適な道路整備に努める。

## 建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
街路整備事業	都市計画道路69路線 整備率 整備延長 38.5% 整備面積 51.8%	渋川放出線 621,500 大阪瓢箪山線他 810,000 太平寺上小阪線 438,000 菱江玉串線 369,361 山麓線 376,000 小阪稲田線 400,000 大阪金岡線 731,000 柏田上小阪線 220,000 足代四条線 300,000 その他街路整備等 645,048	
道路橋りょう新設改良事業	—————	道路橋りょう新設改良 389,900 長瀬川沿道整備 111,000 長瀬町地区道路改良事業 33,000 側溝整備 112,000 楠根西35号線 (公社健全化) 76,000	
道路受託事業	—————	道路受託事業 144,000 西石切立体交差関連 134,000	
道路舗装事業	市道舗装率 97.2%	市内一円舗装 620,000 私道舗装 112,000 長瀬川沿道舗装 42,000 長瀬大学通線舗装 45,000	
合 計			6,729,809

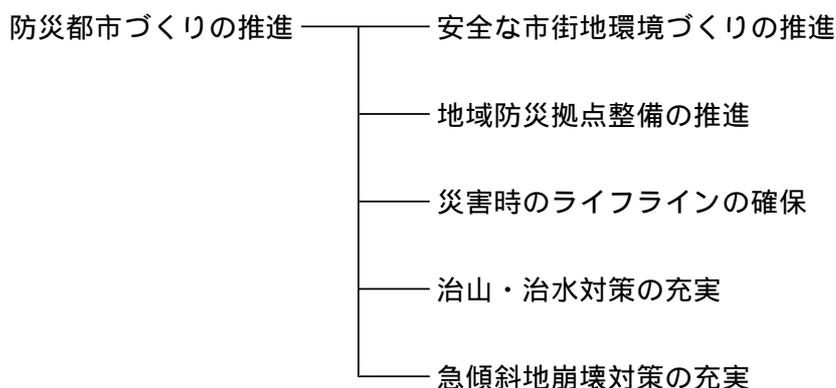
### 第3章 災害に強いまちづくり

#### 第1節 防災都市づくりの推進

##### 〔方針〕

市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、都市防災対策の推進に努める。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔主要な事業計画〕

#### 1 安全な市街地環境づくりの推進

既存建築物耐震改修促進実施計画を推進し、公共施設の耐震診断を進めるとともに、既存民間建築物の耐震診断補助や中間検査制度の拡充を図り、安全で安心な建築物の供給を図る。

#### 2 治山・治水対策の充実

恩智川治水緑地については、降雨時など一時的な流量増加に伴う恩智川や第二寝屋川の洪水の貯留や災害時には避難場所としての機能を有するため、早期整備促進を大阪府に要望していく。また、大川の改修を計画的に進めるとともに、砂防ダムの建設や砂防事業について大阪府に整備促進要望を行い、治山・治水対策の充実を図る。

#### 3 急傾斜地崩壊対策の充実

集中豪雨などに起因するがけ崩れを未然に防止するため、大阪府より公表されている急傾斜地崩壊危険箇所において、防止事業を早期に着手するよう大阪府に要望していく。

建設事業等

(単位 千円)

事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
河川改修事業	—————	大川改修 河川改修、都市下 水路整備等	1,350,000 965,400
合計			2,315,400

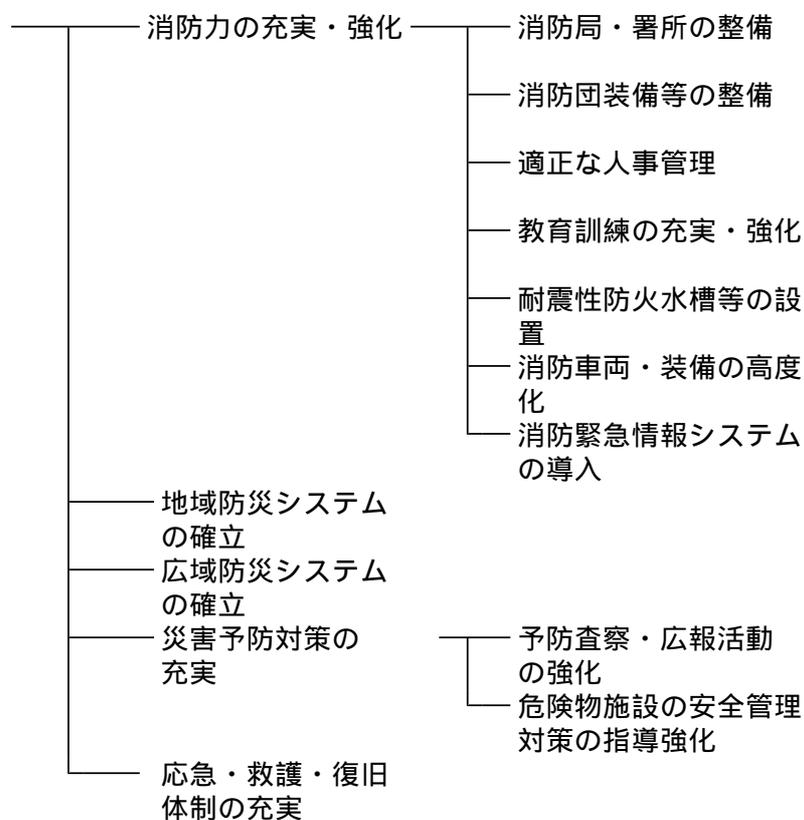
第2節 防災体制の充実

〔方針〕

災害に強い安全なまちをつくるため、総合的な消防力の充実、強化に努める。

〔施策の体系〕

防災体制の充実



〔主要な事業計画〕

1 消防力の充実・強化

(1) 消防局・署所の整備

複雑多様化する各種災害に効果的に対応するため、消防局・署所の配置、規模、機能を見直し、消防局・署所の整備充実に努める。

(2) 消防団装備等の整備

消防団の装備等の整備に努め、消防団活動の効率化を図る。

(3) 適正な人事管理

職員の高齢化、定年退職者の増加に伴い、能力開発、健康管理や適正な人事配置に取り組むとともに、中長期的な展望に立った人員・人材の確保を図り、職員年齢構成の均等化を推進するなど適正な人事管理に努める。

(4) 教育訓練の充実・強化

消防業務の専門化、市民ニーズの増大に対応できるよう消防職員・団員を消防学校等の研修機関へ派遣するなど教育、訓練の強化・充実に努める。

(5) 耐震性防火水槽等の設置

大規模地震の発生時においても使用可能な耐震性防火水槽等を市域に適正に配備し、水利の多様化を図る。

(6) 消防車両・装備の高度化

社会的要請に応え得るよう、消防車両・装備の更新・増強に努める。

(7) 消防緊急情報システムの導入

119番通報を受信後、直ちに災害地点の確認を行い、消防隊、救急隊の出動指令、搬送可能な病院の選定などの情報を迅速に処理できる消防緊急情報システムの導入を図る。

2 地域防災システムの確立

災害に対する情報収集・伝達体制の強化のため、防災行政無線の整備・拡充、関連情報の集中化、防災情報の電子化などにより一元的に管理する防災情報システムの構築を図る。

また、災害発生時に地域において的確な防災活動がとれるよう、地域防災計画の修正を行い、行動指針・計画の徹底を図る。

3 広域防災システムの確立

災害時における応急対策を迅速に実施するため、他都市との相互応援体制、ライフラインなどの関係機関との協力体制の充実に努める。

また、地域に密着した応急対策の実施を図るとともに、ボランティア組織との連携体制の充実に努める。

4 災害予防対策の充実

(1) 予防査察・広報活動の強化

市民が使用する施設の査察、家庭防火診断、広報媒体を活用した防火防災情報の提供を強化し火災等の災害の未然防止に努める。

(2) 危険物施設の安全管理対策の指導強化

危険物施設の安全管理対策の指導を強化し、危険物災害管理対策の指導強化に努める。

5 応急・救護・復旧体制の充実

災害時において円滑な応急対策を図るため、食料、生活必需品、および救助用資機材などの非常用備蓄物資の整備、市民火災共済制度の充実に努めるとともに、災害拠点病院の活動に必要な医薬品等の整備充実に努める。

また、市民や企業・関係機関と連携し、災害時における役割や災害復旧に向けての行動計画などの検討を進め、復旧体制の確保を図る。

建設事業等

(単位 千円)

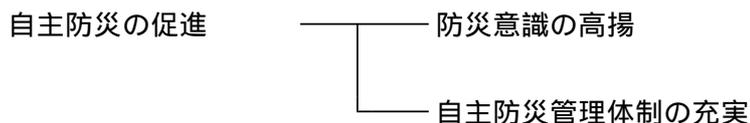
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
消防局・中消防署建設事業	—————	消防局・中消防署建設	21,400
消防施設整備事業	—————	楠根出張所改修等	4,000
消防団屯所(コミュニティ消防センター)整備事業	—————	建替1ヵ所	40,700
防火水槽整備事業	耐震性防火水槽 29基 山林火災用防火水槽 15基	耐震性防火水槽 9基 山林火災用防火水槽 3基	124,950
消防車両整備事業	消防ポンプ車等64台	消防ポンプ車等	226,382
消防団車両整備事業	消防団車両等32台	消防団車両等	57,456
土砂災害情報相互通報システム整備事業	—————	電子化による災害情報の相互通信システムの構築	14,700
合 計			489,588

### 第3節 自主防災の促進

#### 〔方針〕

市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織が連携して防災活動ができる地域ぐるみの防災体制を推進する。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 防災意識の高揚

災害発生時の応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう実践的な総合訓練や個別訓練の実施に努める。

また、火災等の災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、地域コミュニティ活動を通じて防災への関心を喚起するなど意識の高揚を図る。

##### 2 自主防災管理体制の充実

地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織の結成とその育成・指導に努める。

また、消防用設備の設置促進、防火管理の徹底について指導を行い、自主防火管理の充実に努める。

## 第4章 暮らしを支える環境づくり

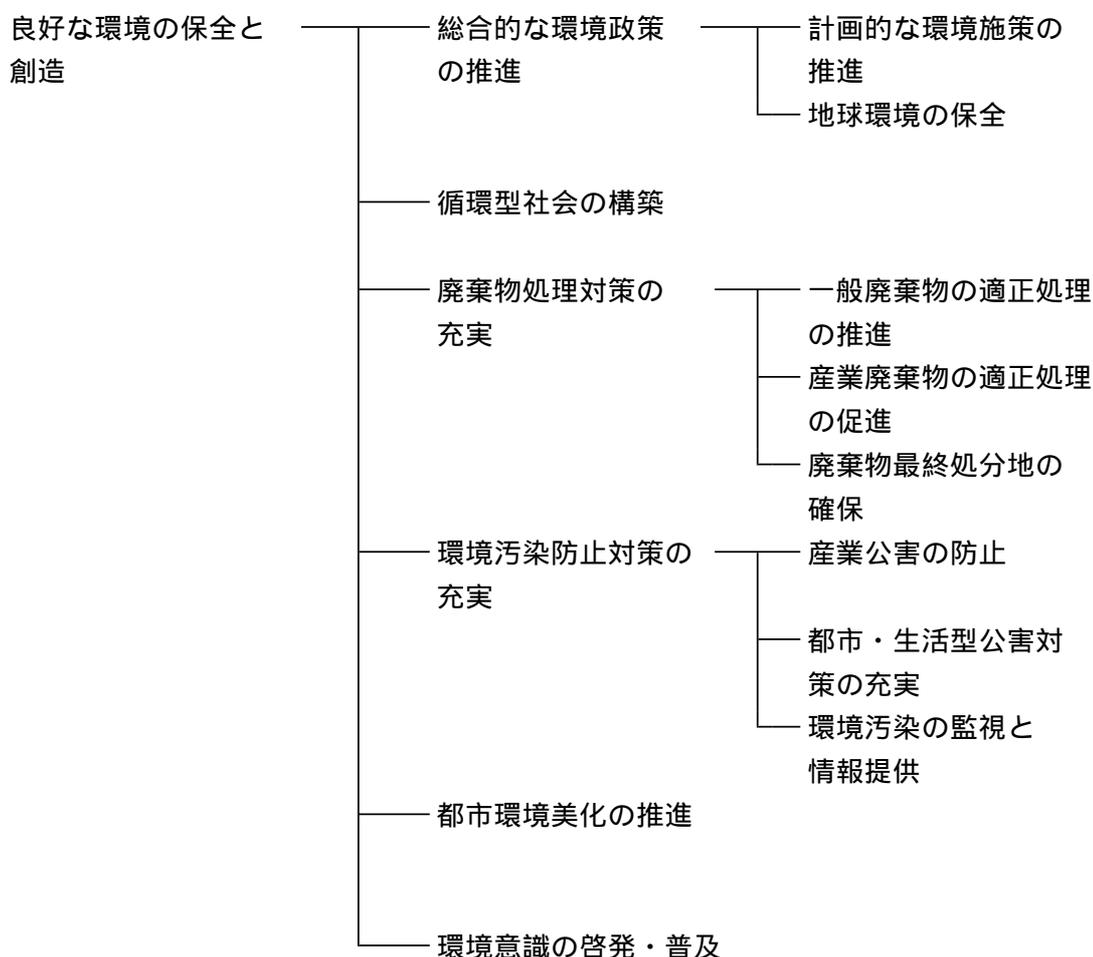
### 第1節 良好な環境の保全と創造

#### 〔方針〕

市民が健康で安全に暮らすことができるため、総合的かつ計画的な環境政策を推進し、循環型社会の構築を目指すとともに、都市環境の美化に努める。

また、廃棄物の減量化・資源化を推進し、生活環境保全のための各種公害に対する指導、監視の徹底を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔主要な事業計画〕

##### 1 総合的な環境政策の推進

###### (1) 計画的な環境施策の推進

環境基本計画に基づき、良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承するため、市民・事業者との連携のもと、環境施策を総合的かつ計画的に推進する。

## (2) 地球環境の保全

地球温暖化対策を推進するなど、地球環境への負荷軽減に取り組む。また、資源・エネルギーの有効利用の普及・促進や市民意識の啓発に努めるとともに自然エネルギーの利用促進に努める。

また、市内最大の事業所である市役所庁舎において、ISO14001の取得や公用車の低公害車導入などに取り組む。

## 2 循環型社会の構築

循環型社会の構築に努め、多量排出事業者に対して、減量推進および適正処理の指導を徹底する。また、建設リサイクル法、食品リサイクル法など関係者にその徹底を図り、発生抑制、再使用、再生利用の推進や情報の収集・提供に努める。

また、街路樹などの剪定枝のチップ化等グリーンリサイクル事業に取り組む。

## 3 廃棄物処理対策の充実

### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進

適正処理の推進に努め、ペットボトルの回収拠点の増設やその他プラスチック製容器包装、古紙・古布の分別収集、また、電動式生ごみ処理機購入補助制度の拡充などを実施する。資源化の推進については、再生資源集団回収の品目の拡大や全市域への適用拡大などに努める。

また、循環型社会に対応する業務に集中するため、ごみ収集業務のうち家庭ごみ収集業務の委託化を進める。

し尿処理については、公共下水道整備の進捗状況を見極め、関係機関や関係団体との調整を図りながら効率的で有効な施設整備を行う。

### (2) 産業廃棄物の適正処理の促進

産業廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者処理責任の徹底を図る。

また、電子マニフェストの使用状況の把握、推進に努め適正処理への指導を行う。

### (3) 廃棄物最終処分地の確保

大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）への参画など、最終処分地の確保に努める。

## 4 環境汚染防止対策の充実

### (1) 産業公害の防止

生活環境の保全を図るため各種公害の抑制や規制を強化する。

### (2) 都市・生活型公害対策の充実

騒音、振動、ダイオキシン類や有害大気汚染物質などの観測、監視の強化を図る機器の充実に努め、公用車の低公害車の導入の促進や民間の導入推進への助成などを行う。また、各種環境啓発事業に努め、市民の環境意識の啓発、普及を図る。

### (3) 環境汚染の監視と情報提供

大気環境観測車、低周波騒音、ダイオキシン類などの環境監視機器の充実に努め、市民、事業者への的確な情報提供に努める。

5 都市環境美化の推進

ごみのない快適で美しいまちづくりを推進するため啓発事業の推進と美化活動などの実践活動を推進する。

また、監視警報装置の設置や監視システムを導入することによって不法投棄対策を充実する。

6 環境意識の啓発・普及

市民の環境意識の啓発、高揚を図るため、パンフ配布などその普及に努めるとともに市立小学校における環境教育の充実に取り組む。

建設事業等

(単位 千円)

事業費 ( ) 書きは、一部事務組合組合施行分

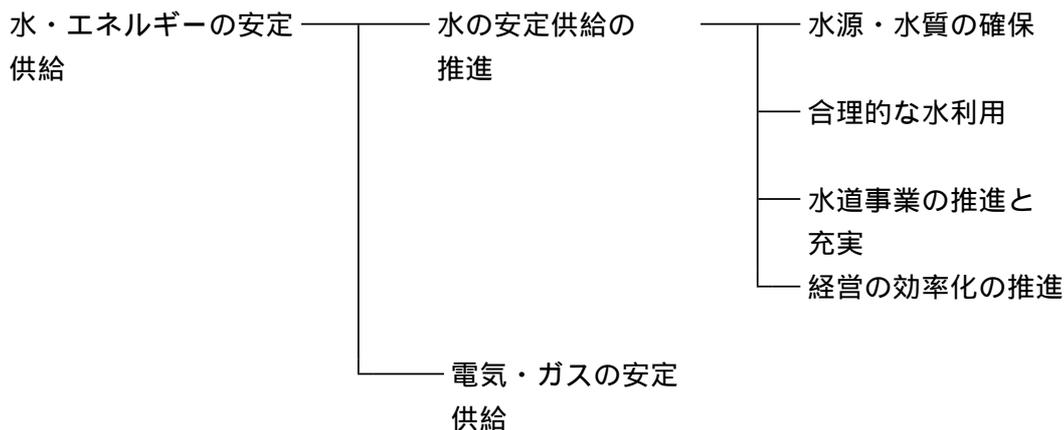
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
第一工場延命整備工事	—————	焼却機能維持整備 東大阪市負担分	(360,000) 277,128
第二工場基幹的整備工事	—————	焼却機能耐用維持整備 東大阪市負担分	(560,000) 431,088
大阪湾広域廃棄物埋立処分場 建設事業	—————	フェニックス計画 東大阪市負担分	(43,976) 33,853
し尿処理施設整備事業	(清掃センター)	基本設計 東大阪市負担分	(6,500) 3,250
し尿処理施設整備事業	—————	東事業所	703,000
清掃車両整備事業	2tﾌﾟﾚｽﾞｯｶｰ車 103台 4tﾌﾟﾚｽﾞｯｶｰ車 10台 2tﾀﾝﾌﾞ車 9台 1tﾀﾝﾌﾞ車 2台 軽トラック 2台	2t・4tﾌﾟﾚｽﾞｯｶｰ車 購入 天然ガス車リース 2t・1tﾀﾝﾌﾞ車購入	450,761
低公害バス導入補助事業	—————		10,500
合計	( )内	東大阪都市清掃施設組合分 東大阪市大東市清掃センター 東大阪市負担分	(963,976) (6,500) 1,909,580

## 第2節 水・エネルギーの安定供給

### 〔方針〕

多様化する市民ニーズに対応できる総合的な水道システムの構築を図るとともに、電気、ガスについても防災対応が可能な安定供給を促進する。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 水の安定供給の推進

##### (1) 水源・水質の確保

水源の広域的な水質保全に努めるとともに、水道施設から給水栓までの一貫した水質の管理体制の強化を図る。

##### (2) 合理的な水利用

市民への節水の啓発、経年管の解消、漏水防止対策事業を継続し、有効エネルギーの利用、送水システムの確立等を図る。

##### (3) 水道事業の推進と充実

配水施設の整備とともに、安全対策を勘案した維持管理体制等、総合的な事業の確立を図る。

また、災害時のライフラインを確保するため、基幹施設の耐震化整備、山間部給水区域の多系統化、配水管網整備などの基本的な整備や図面管理システムの導入等により、効率的な送配水システムの構築を図る。

##### (4) 経営の効率化の推進

事務事業の見直しを行い、より効率的な経営に努め、トータルコストの縮減を図って健全な財政運営に努める。

#### 2 電気・ガスの安定供給

電気・ガスなどのエネルギーは、災害時にも安定した供給ができるよう努める。また、廃棄物処理等により発生する余熱や夜間の余剰電力などの有効利用を促進する。

建設事業等

(単位 千円)

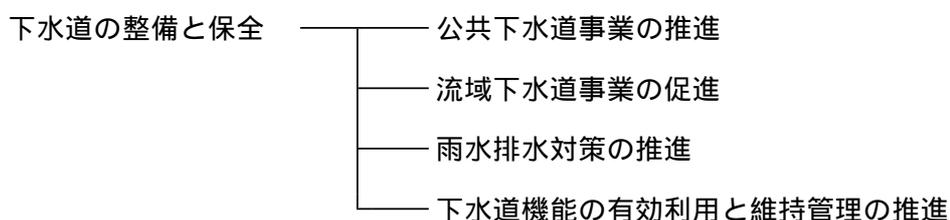
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
第4次配水施設整備事業	――	――	1,449,000
合計			1,449,000

第3節 下水道の整備と保全

〔方針〕

水洗化の促進、水質汚濁の防止や浸水緩和など市民の生活環境改善を図るため、下水道の整備に努める。

〔施策の体系〕



〔主要な事業計画〕

1 公共下水道事業の推進

汚水管の整備については、平成16年度末に事業認可区域の整備完了に努めるとともに、浸水被害対策として雨水排水処理能力の強化を図る。

2 流域下水道事業の促進

流域下水道幹線の整備促進を図るとともに、雨水増補幹線整備などの浸水対策や高度処理などの水質保全への対応施設について整備促進を図る。

3 雨水排水対策の推進

整備済み区域の浸水対策として、雨水増補管整備、宝町雨水貯留施設、学校校庭への雨水貯留浸透施設の設置を引き続き推進する。

#### 4 下水道機能の有効利用と維持管理の推進

水質と施設の保全を図るため、下水道施設の老朽化及び損傷箇所の改築・更新に努めるとともに、水質規制業務の強化や環境汚染物質への対応とあわせ市民への啓発活動などを実施する。

建設事業等

(単位 千円)

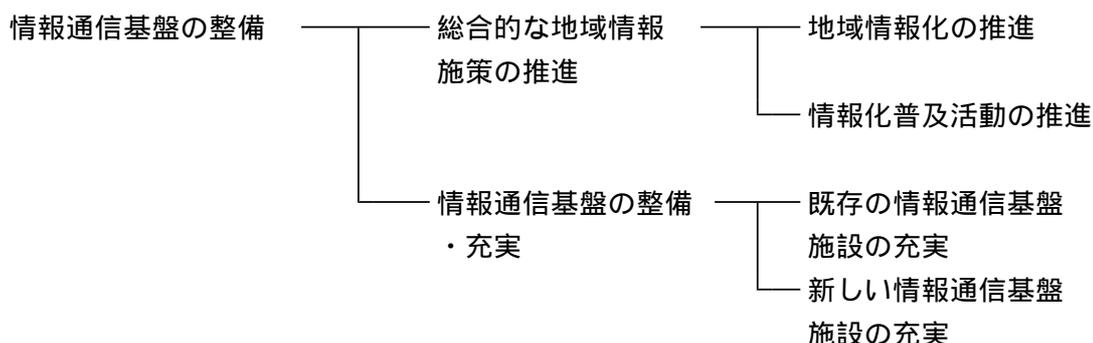
事業名	現況	平成15年度～17年度	
		事業内容	事業費
下水道事業	全体計画面積5,159ha 整備区域面積4,755ha 処理区域面積4,163ha	公共下水道事業	25,364,000
		流域下水道事業	5,669,378
		雨水排水対策	6,122,000
		下水道機能の有効 利用・維持管理	270,000
合計			37,425,378

## 第4節 情報通信基盤の整備

### 〔方針〕

IT（情報通信技術）化社会に対応するため、総合的な地域情報化施策を推進し、情報システムの確立と情報ネットワークの構築、情報通信基盤の整備充実に努める。

### 〔施策の体系〕



### 〔主要な事業計画〕

#### 1 総合的な地域情報化施策の推進

##### （1）地域情報化の推進

地域情報化施策の推進により、電子情報提供共有システム、地域活性化情報システムの整備に努める。

##### （2）情報化普及活動の推進

情報機器や情報システムの利用に関する啓発を進め、特に高齢者、障害者等の情報弱者に配慮した情報リテラシーの向上に努める。また、プライバシーの保護、セキュリティ対策にも留意する。

#### 2 情報通信基盤の整備・充実

##### （1）既存の情報通信基盤施設の充実

ケーブルテレビの回線を情報通信基盤網として引き続き活用を図るとともに、公共施設をはじめ市内の情報拠点等のネットワーク化を推進する。

##### （2）新しい情報通信基盤施設の充実

新しい情報通信基盤施設の充実に努め、市内情報拠点の整備と情報ネットワーク網の構築を推進する。

## 第4編 地 域 別 計 画

### 地域別計画の目標

- ・ 地域の個性が発揮できる将来の展望を示し、これを実現することによって、全市的にバランスのとれた、きめ細かな特色あるまちづくりを進める。
- ・ 市民が地域に関心を持ち、身近な生活環境を見直すことにより、市民自らが地域をつくり育てる活動を行う契機となり、一層の地域活動を促進する。

### 地域別計画の推進にあたって

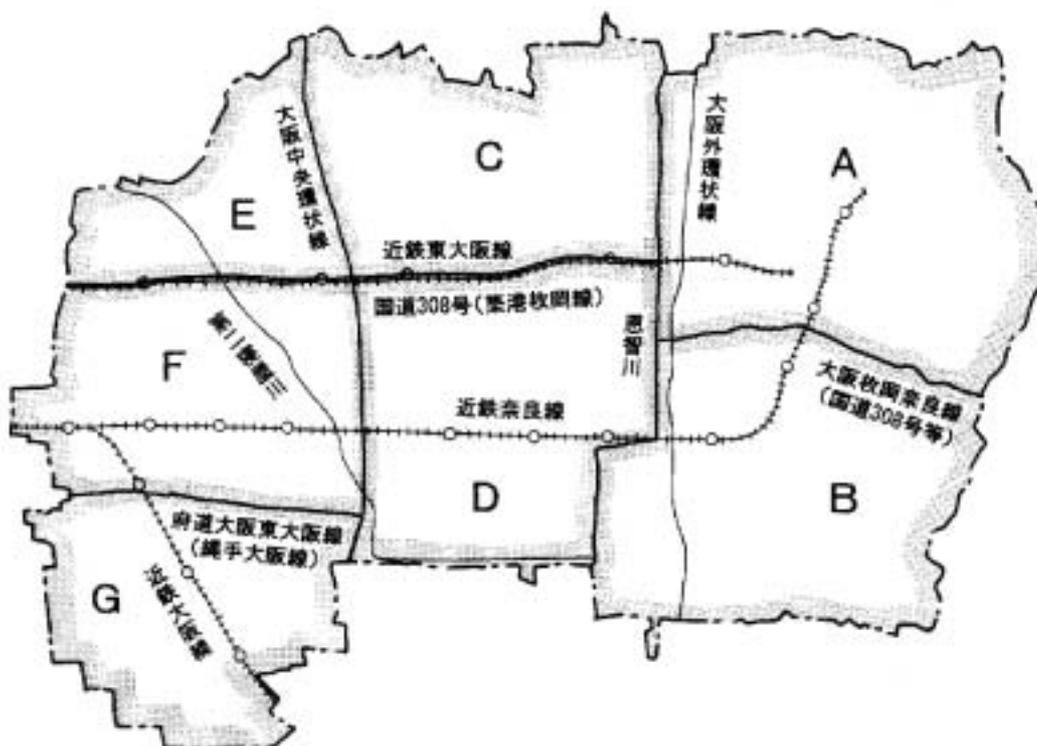
- ・ 市民の主体的なまちづくり活動を充実、強化するための施策に取り組み、リージョンセンター企画運営委員会や自治会など地域のまちづくり団体との連携を深め、地域が一体となったまちづくりを進める。
- ・ 地域のまちづくり活動の活性化に努め、市民と行政の協働で地域別計画の推進を図る。

### 地域別計画の構成

- ・ 各地域の整備の基本方向を示すとともに、部門別計画に掲載された計画事業などを、地域別にとりまとめて表す。

### 地域区分

- ・ 地域の東西の分割境界線は、恩智川及び大阪中央環状線
- ・ 地域の南北の分割境界線は、恩智川以東は大阪枚岡奈良線・国道308号等、恩智川以西は国道308号（築港枚岡線）、大阪中央環状線以西は大阪東大阪線（縄手大阪線）・国道308号（築港枚岡線）



## A 地 域

### 整備の基本方向

みどり豊かな生駒山系の自然環境や歴史・文化遺産などの保全と活用に努めるとともに、下水道、道路などの生活に身近な生活基盤を整備し、快適性と利便性の高い良好な住環境を形成する。

区 分	計 画 内 容
市民が主体となったまちづくり	市民によるまちづくりの推進 ・リージョンセンター市民プラザの活用 ・まちづくり活動への支援 市民参加の推進 ・防犯灯設置助成
市民文化を育むまちづくり	歴史・文化遺産の保全と活用 ・旧河澄家整備活用事業 義務教育の充実 ・孔舎衛小学校排水処理施設整備
健康と市民福祉のまちづくり	福祉のまちづくりの推進 ・民間社会福祉施設の建設助成
活力ある社会産業を切り拓くまちづくり	労働環境の充実 ・グリーンガーデンひらおかの活用
安全で住みよいまちづくり	うるおい環境の創造 ・都市公園整備事業 (日下、東石切、善根寺公園) 道路網の整備 ・都市計画道路整備事業(山麓線) ・国道170号西石切立体交差事業 (府事業) 防災都市づくりの推進 ・河川改修事業(大川) ・日下南谷第2支溪砂防ダム整備事業 (府事業) 下水道の整備と保全 ・公共下水道整備事業

## B 地 域

### 整備の基本方向

生駒山系の自然と豊かな歴史・文化遺産を活かした地域整備とともに、恩智川治水緑地の早期整備の促進や瓢箪山駅周辺の地域拠点の形成、都市基盤整備などにより、自然のうるおいと歴史・文化・レクリエーション機能に恵まれた快適な住環境整備を進める。

区 分	計 画 内 容
市民が主体となったまちづくり	市民によるまちづくりの推進 ・リージョンセンター市民プラザの活用 ・まちづくり活動への支援 市民参加の推進 ・防犯灯設置助成
市民文化を育むまちづくり	文化・芸術の振興 ・池島校区での公民分館の設置 歴史・文化遺産の保全と活用 ・郷土博物館整備事業 スポーツ・レクリエーション活動の充実 ・東体育館整備事業
健康と市民福祉のまちづくり	福祉のまちづくりの推進 ・民間社会福祉施設の建設助成
安全で住みよいまちづくり	防災都市づくりの推進 ・恩智川治水緑地整備事業(府事業) 下水道の整備と保全 ・公共下水道整備事業



## D 地 域

### 整備の基本方向

総合公園である花園中央公園の整備促進や近鉄奈良線の連続立体交差化および駅周辺整備などの都市基盤の整備に努め、緑やオープンスペース、地域の特色を活かした活気とうるおいのある居住地域への発展を進める。

区 分	計 画 内 容
市民が主体となったまちづくり	市民によるまちづくりの推進 ・リージョンセンター市民プラザの活用 ・まちづくり活動への支援 市民参加の推進 ・防犯灯設置助成
市民文化を育むまちづくり	義務教育の充実 ・英田北小学校収容対策事業 青少年の社会参加の促進 ・荒本青少年教育センター整備事業
健康と市民福祉のまちづくり	福祉のまちづくりの推進 ・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業 （荒本駅）  子育て支援の推進 ・（仮称）荒本子育て支援センター整備事業 保育の充実 ・島之内保育所の民営化
活力ある産業社会を切り拓くまちづくり	商業・業務機能の充実 ・再開発周辺地域活性化振興補助事業 （若江岩田周辺地域）
安全で住みよいまちづくり	良好な市街地の形成 ・河内花園駅前地区市街地再開発事業 うるおい環境の創造 ・都市公園整備事業 （花園中央公園、若江東町公園） 公共交通の充実 ・近鉄奈良線連続立体交差事業 道路網の整備 ・都市計画道路整備事業（菱江玉串線、大阪瓢箪山線）

## E 地 域

### 整備の基本方向

商業・業務機能の拡充に努め、本市の拠点となる新都心整備を進めるとともに、住環境の整備や交通体系の整備などを図り、利便性が高く、安全で活気のある地域を形成する。

区 分	計 画 内 容
市民が主体となったまちづくり	市民によるまちづくりの推進 ・リージョンセンター市民プラザの活用 ・まちづくり活動への支援 市民参加の推進 ・防犯灯設置助成
健康と市民福祉のまちづくり	福祉のまちづくりの推進 ・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業 (長田駅)
安全で住みよいまちづくり	うるおい環境の創造 ・都市公園整備事業(布施公園)  都市交通環境の整備 ・高井田駅前広場整備事業 公共交通の充実 ・大阪外環状線鉄道建設事業

## F 地 域

### 整備の基本方向

本市の中心商業地にふさわしい近代的商業・業務地区の形成を図るため、土地の高度利用などにより高次機能の集積を促進する。また、モノづくりのまちや学園都市としての魅力を活かした、にぎわいと活気のある東大阪市の中心商業・業務地にふさわしい、まちづくりを進める。

区 分	計 画 内 容
市民が主体となったまちづくり	市民によるまちづくりの推進 ・リージョンセンター市民プラザの活用 ・まちづくり活動への支援 市民参加の推進 ・防犯灯設置助成
健康と市民福祉のまちづくり	地域医療体制の充実 ・総合病院医療機器整備、自動温度調整化 地域保健対策の充実 ・環境衛生センター整備 墓地・斎場の整備 ・小阪斎場整備事業 福祉のまちづくりの推進 ・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業 （長田駅、小阪駅） 子育て支援の推進 ・ファミリーサポートセンターの設置
活力ある産業社会を切り拓く まちづくり	中小企業支援の充実 ・産業技術支援センター機器整備
安全で住みよいまちづくり	うるおい環境の創造 ・都市公園整備事業（三ノ瀬公園） 良好な住まいづくりの推進 ・市営住宅建替事業（高井田5住宅） 都市交通環境の整備 ・交通バリアフリー重点整備地区関連 事業 公共交通の充実 ・大阪外環状線鉄道建設事業 道路網の整備 ・都市計画道路整備事業（渋川放出線、 足代四条線、小阪稲田線）





かびーのまち  
東大阪